

須崎市地域防災計画

(一般災害対策編)

(令和8年3月改訂)

須崎市防災会議

目 次

第1章 総 則	
第 1 節 計画の方針等	．．．． 1
第 2 節 防災関係機関等の責務等	．．．． 2
第 3 節 防災面からみた須崎市域の概要	．．．． 6
第 4 節 須崎市の災害特性と既往の災害	．．．． 7
第2章 災害予防の大綱	
第 1 節 地域住民の災害予防	．．．． 9
第 2 節 風水害等に対する予防	．．．． 9
第 3 節 土砂災害の予防	．．．． 10
第 4 節 孤立化対策の推進	．．．． 11
第 5 節 農林水産被害の予防	．．．． 13
第 6 節 災害対策本部体制の整備	．．．． 14
第 7 節 動員体制の整備	．．．． 14
第 8 節 援助要請体制の整備	．．．． 14
第 9 節 緊急輸送体制の整備	．．．． 16
第10節 災害救助法の習熟	．．．． 17
第11節 避難活動体制の整備	．．．． 17
第12節 救援救助・医療救護予防	．．．． 19
第13節 火災予防	．．．． 20
第14節 防災教育及び研修会の実施	．．．． 21
第15節 防災訓練の実施	．．．． 22
第16節 自主防災組織等の整備	．．．． 23
第17節 要配慮者対策の推進	．．．． 24
第18節 ボランティア活動の環境整備	．．．． 27
第3章 災害応急対策の大綱	
第 1 節 災害応急対策の組織等	．．．． 28
第 2 節 組織動員等	．．．． 37
第 3 節 避難情報及び避難誘導	．．．． 41
第 4 節 災害時応援要請	．．．． 51
第 5 節 自衛隊の災害派遣要請等	．．．． 51
第 6 節 災害情報等の収集等	．．．． 53
第 7 節 救急・救助	．．．． 55
第 8 節 水 防	．．．． 56
第 9 節 交通対策	．．．． 91
第10節 障害物除去	．．．． 92
第11節 輸 送	．．．． 93
第12節 応急仮設住宅及び応急修理	．．．． 94
第13節 食料の供給	．．．． 95
第14節 飲料水の供給	．．．． 96
第15節 被服等生活必需物資の供給	．．．． 97
第16節 医療救護応急対策	．．．． 98
第17節 感染症予防	．．．． 99
第18節 ゴミ及びし尿の収集処理	．．． 100
第19節 行方不明者・遺体の搜索、対応及び埋葬	．．． 101

第20節	災害警備	・・・	102
第21節	災害情報等連絡	・・・	103
第22節	文教対策	・・・	103
第23節	電力応急対策	・・・	104
第24節	農林水産業等対策	・・・	105
第25節	商工業等対策	・・・	105
第26節	災害に対する広報活動	・・・	106
第27節	自発的支援の受け入れ	・・・	107
第4章	災害復旧・復興対策の大綱		
第1節	災害復旧	・・・	107
第2節	災害復興	・・・	110
第5章	特殊災害対策の大綱		
第1節	流出油災害対策	・・・	111
資料			
資料1	土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域内の避難促進施設一覧表	・・・	113
資料2	指定避難所一覧表	・・・	114
資料3	指定福祉避難所一覧表	・・・	114
資料4	警戒レベルについて(警戒レベルを用いた防災情報の提供)	・・・	115
資料5	医療救護所一覧表	・・・	115

空 白

第1章 総則

第1節 計画の方針等

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条、水防法（昭和24年法律第193条）及び高知県水防計画の趣旨に基づき、大雨、洪水、高潮等による災害を警戒及び防御し、被害の軽減を図る等の防災に万全を期すため、処理すべき事務、又は業務を主体として、地域内の関係機関の協力を含めた総合的な計画を定め、防災活動の円滑な実施等により、住民の生命、身体及び財産を災害から保護して、生活の安全を確保することを目的とする。

2 計画の作成機関等

(1) 作成機関 須崎市防災会議

(2) 須崎市防災会議の目的

須崎市防災会議は、災害対策基本法第16条及び須崎市防災会議条例（昭和38年条例第12号）に基づき設置された本市の附属機関であって、本市に係る防災に関する基本方針の決定、須崎市地域防災計画の作成及びその実施の推進を図ることを目的とする。

3 計画の構成及び内容

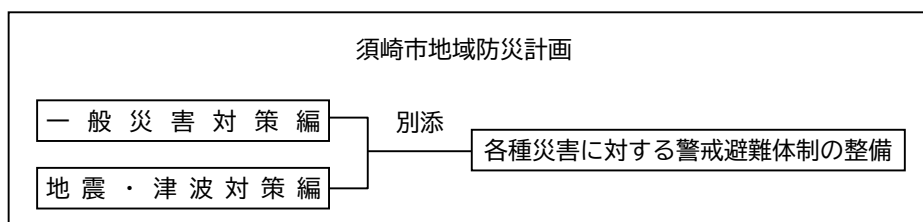
(1) 全般

ア 『須崎市地域防災計画』は、防災対応等措置として、各種災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、風水害対応を主体とする『一般災害対策編』と、地震・津波災害対応を主体とする『地震・津波災害対策編』の2編から構成されている。

イ 『一般災害対策編』は、風水害を主体とした各種災害に関して、本市が行うべき防災対策を時系列的に計画し、市役所各課等、関係機関等における防災対策及び諸活動に関する基本体系として構成する。

ウ 災害が発生した場合、別示するまでの間、本計画を本市における防災活動の指針とするとともに、状況に応じた有機的な運用を図るものとする。

エ 本計画に定めがない事項については、下表のとおり『地震・津波災害対策編』、各種法令に基づく警戒区域等内に所在する施設等の対応について取りまとめた、別添『各種災害に対する警戒避難体制の整備』の定めによる。



(2) 構成等

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱等、本市が行う風水害等の対策に関する計画の方針等について定める。

(3) 風水害等の対策に関する計画の構成等

ア 災害予防計画

風水害等の災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限とするための基本的な措置等について定める。

イ 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、これを防御し、又は応急的対応を行う等、災害拡大防止のため応急的に実施する対策の基本的な措置等について定める。

ウ 災害復旧・復興計画

風水害等の災害の復旧における各種援護措置及び公共施設復旧の実施にあたっての基本方針について定める。

エ 特殊災害対策計画

流出油事故の大規模な事故災害に関する予防計画及び応急対策について定める。

4 重点を置くべき事項

- (1) 本市は、災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで災害発生原因の制御、予測及び耐災環境の整備に努力してきたが、災害による被害を完全に防ぐことは困難であり、多大な人命、財産等を失ってきた。
このため、本市においては、災害の被害を最小化する「防災・減災」の考え方を基本方針とし、人命を守る対策を最重視し、経済的被害を努めて減少させるため防災関係機関、事業者、住民等が一体となって、様々な対策を複合した防災対策を推進するものとする。
- (2) 地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を推進するため、本市防災会議の委員への任命、防災に関する政策・方針決定過程、防災現場における女性・高齢者・障害者等の参画を拡大する等、男女共同参画及び多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。
- (3) 自らの命、安全及び財産を自らが守る「自助」、地域の安全等を自分達で守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた、災害に強い地域社会づくりを進めるものとする。

5 計画の修正

- (1) 本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、必要があると認める場合は、これを修正する。
- (2) 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「住民及び事業者」という。）から、防災訓練の実施、避難行動要支援者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の計画（以下、「地区防災計画」という。）の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

6 細部計画の策定

本計画を具体的に実施するにあたって、必要な細部計画は、本市各対策部、各部門及び防災関係機関において定めるものとする。

第2節 防災関係機関等の責務等

1 防災関係機関及び住民の責務

- (1) 須崎市
本市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域、住民の生命・身体及び財産を災害から保護する責務を有し、高知県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市域の公共的団体及び住民の協力を受けて、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の防災活動を実施する。
- (2) 高知県
ア 災害対策基本法第4条の規定に基づき、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市域の公共的団体及び住民の協力を受けて、防災活動を実施する。
イ 本市の防災活動を援助し、かつその調整を行う。
- (3) 指定地方行政機関
ア 指定地方行政機関は、災害対策基本法第3条の規定に基づき、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、他の地方公共団体、市域の公共的団体及び住民の協力を受けて、防災活動を実施する。

- イ 本市の円滑な活動のため、勧告、指導、助言等の措置を行う。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関
 - ア 指定公共機関、指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、その業務の公共性、又は広域性に鑑み、自ら防災活動を実施する。
 - イ 本市の円滑な活動のため、その業務に協力する。
- (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - ア 社団法人須崎市医師会等の公共的団体及び病院等の防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第7条第1項の規定に基づき、平時からそれぞれの業務に応じた災害予防体制を整備する。
 - イ 災害時には、災害応急対策を実施する。
 - ウ 本市の防災活動に協力する。
- (6) 住民等
 - ア 住民及び事業者は、災害対策基本法第7条の規定に基づき、「自らのまちは自ら守る。」という意識を保持し、自ら災害に備えるための手段を講じるものとする。
 - イ 自発的に防災活動に参加する等、それぞれの立場で防災に寄与するものとする。
 - ウ 災害時には、相互に協力して助け合うものとする。

2 防災関係機関等の処理すべき事務等の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務、又は業務の大綱は、下表のとおりとする。

機 関 名	事 務、又は業務
須 崎 市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画の作成に関する事。 ○ 防災に関する組織の整備に関する事。 ○ 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施に関する事。 ○ 自主防災組織の育成指導及びその他災害対策の促進に関する事。 ○ 防災に必要な物資・資機材の備蓄、整備及び点検に関する事。 ○ 防災のための施設・設備の整備及び点検に関する事。 ○ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。 ○ 避難情報の発令及び指定避難所の開設に関する事。 ○ 消防、水防及びその他応急措置に関する事。 ○ 被災者に対する救助及び救護等の措置に関する事。 ○ 緊急輸送の確保に関する事。 ○ 災害時の保健衛生及び応急教育に関する事。 ○ 食料、医薬品及びその他物資の確保に関する事。 ○ その他の災害発生の防御、又は拡大の防止のための措置に関する事。 ○ 災害復旧・復興の実施に関する事。
高 知 県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画の作成に関する事。 ○ 防災に関する組織の整備に関する事。 ○ 防災知識の普及・教育及び防災訓練の実施に関する事。 ○ 自主防災組織の育成指導に関する事。 ○ 防災に必要な物資・資機材の備蓄、整備及び点検に関する事。 ○ 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関する事。 ○ 災害に関する情報の収集・伝達及び広報に関する事。 ○ 本市が実施すべき避難情報の発令及び指定避難所の開設の代行に関する事。 ○ 水防及びその他応急措置に関する事。 ○ 被災者に対する救助及び救護等の措置に関する事。 ○ 緊急輸送の確保に関する事。 ○ 食料、医薬品及びその他物資の確保に関する事。 ○ 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保に関する事。 ○ 防災関係機関の防災事務、又は業務の実施についての総合調整に関する事。 ○ その他災害の発生の防御、又は拡大防止のための措置に関する事。 ○ 災害復旧・復興の実施に関する事。

機 関 名		事務、又は業務
指定 地方 行政 機関	国土交通省四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所須崎港出張所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾・海岸の建設及び改良による災害の防止に関すること。 ○ 港湾及び海岸の災害応急対策に関すること。 ○ 港湾・海岸の災害復旧事業及び流出油の防除に関すること。
	高知海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海上災害に関する警報等の伝達及び警戒に関すること。 ○ 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査に関すること。 ○ 海上における人命救助に関すること。 ○ 避難者及び救援物資等の緊急輸送に関すること。 ○ 係留海岸付近、航路及びその周辺海域の水深調査に関すること。 ○ 海上における流出油事故に関する防除措置に関すること。 ○ 船舶交通の制限、禁止、整理及び指導に関すること。 ○ 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止に関すること。 ○ 海上治安の維持に関すること。 ○ 海上における特異事象の調査に関すること。
	高知地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集・発表に関すること。 ○ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ○ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ○ 本市が行う防災対策に関する技術的な支援及び助言に関すること。 ○ 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。
	四万十森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国有林野の治山、治水事業の実施・民有林直轄治山事業の実施に関すること。 ○ 国有保安林の整備保全に関すること。 ○ 災害応急対策用木材（国有林）の需要に関すること。
	中国四国農政局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること。
	四国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直轄河川、道路等の施設の保全及びその災害復旧に関すること。 ○ 水防警報指定河川の水防警報の発表伝達に関すること。 ○ 洪水予報指定河川の洪水予報の発表伝達に関すること。 ○ 直轄道路の災害時における交通の確保に関すること。 ○ 土石流及び河道閉塞による湛水の緊急点検に関すること。
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 ○ 本市が実施する防災訓練への協力に関すること。 ○ 災害派遣時に実施する救援活動（被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防・消防活動、道路、又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、人員・物資の緊急輸送、給食・給水・入浴支援、物資の無償貸付、又は譲与、危険物の保安・除去及びその他）に関すること。 	
指定 公共 機関	四国旅客鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道施設の保全に関すること。 ○ 救援物資及び避難者輸送の協力に関すること。
	N T T 西日本株式会社高知支店	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信設備の保全及びその災害復旧に関すること。 ○ 災害非常電話の調整及び気象予報・警報の伝達に関すること。
	日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における医療救護に関すること。 ○ 遺体の処理及び助産に関すること。 ○ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。 ○ 被災地応援救護班の編成及び派遣の措置に関すること。 ○ 被災者に対する救援物資の配布に関すること。 ○ 義援金の募集受付に関すること。 ○ 災害ボランティアの登録及び育成に関すること。 ○ 災害ボランティアの活動調整に関すること。 ○ 各種ボランティアの調整及び派遣に関すること。
	日本放送協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対する避難情報及び防災情報の放送に関すること。 ○ 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底に関すること。 ○ 災害時における広報活動及び被害状況の速報に関すること。 ○ 生活情報及び安否情報の提供に関すること。 ○ 社会福祉事業団等による義援金品に関すること。

（指定公共機関）	四国電力株式会社 四国電力送配電株式会社	○ 電力施設の保全及び保安に関すること。 ○ 電力の供給に関すること。
	日本郵便株式会社 須崎郵便局	○ 災害時における郵便業務(郵便・為替貯金・簡易保険)の確保及び災害非常通信の確保に関すること。 ○ 災害復旧資金の金融等に関すること。
指定地方公共機関	(一社)高知県バス協会	○ 災害時における旅客自動車による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
警察	須崎警察署	高知県警察大規模災害等警備実施要綱における第5、災害警備活動の実施事項に基づく次の事務、又は業務 ○ 被害規模の早期把握及び報告に関すること。 ○ 避難誘導及び二次被害の防止に関すること。 ○ 効果的な部隊運用による救出救助等に関すること。 ○ 緊急交通路の確保等交通上の措置に関すること。 ○ 検視及び身元確認に関すること。 ○ 被災地域における社会秩序の維持に関すること。 ○ 広報活動の強化に関すること。 ○ その他必要な警察活動に関すること。

3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務の大綱

- (1) 本市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自ら防災活動をする。
- (2) 本市の行う防災上の諸活動に対し、それぞれの公共的業務に応じて協力するものとする。

機 関 名		事務、又は業務
産業経済団体	農業協同組合 森林組合 土地改良区 漁業協同組合 生活協同組合 商工会議所 建設・建築協会 木材工業団地組合 埠頭協会	○ 被害調査、対策指導、必要資機材及び融資の斡旋に対する協力に関すること。
	厚生社会福祉事業団	医療機関 医師会 病院 社会福祉関係施設 社会福祉協議会
文化事業団体	社会教育関係団体 体育会 PTA	○ 被災者の救助等の応急諸対策の活動及び義援金品の募集等に対する協力に関すること。
防災上重要な施設の管理者		○ 災害予防体制の整備に関すること。 ○ 災害応急措置の実施に関すること。 ○ 本市、その他の防災関係機関の防災活動に対する協力に関すること。

第3節 防災面からみた須崎市域の概要

1 地 勢

(1) 位置及び面積

ア 本市は、高知県の太平洋沿岸のほぼ中央に位置し、北緯33度24分02秒、東経133度16分58秒にあり、南は土佐湾に面して、北東は土佐市に連なり、北は佐川町、北西は津野町、西は中土佐町に接している。

イ 東西約25km、南北約13km、総面積は135.2km²となっている。

(2) 地 形

ア 本市の北西から北東部背後には、佐川町と境界となる不入山脈、西南部から中央部にかけて丘陵状の鈴ヶ森山脈、浦ノ内北部に伸びる土佐市との境界となる御領寺山脈があり、多ノ郷付近では、陥没及び侵食による小平野が広がっている。

イ 南部は、角谷から海岸にかけて綱付山脈、海蔵寺山から横浪半島を形成し、竜崎を経て土佐湾に至っている。この間は、全般的に山岳丘陵地帯が多いが、新莊川、桜川、押岡川、御手洗川、奥浦川等が縦横に流れ、これらは諸河川の流域に沖積層(軟弱な地層)の平野が散在し農耕地をなしている。

ウ 海岸は、沈降海岸の特色を示すリアス海岸の典型をみせ、切り立った断崖を形成しており、深く湾入する須崎港は、水深深く天然の良港をなし、外港は戸島、中ノ島、神島が点在し、野見湾をつくり養殖漁業が盛んである。また、南東部には「横浪三里」の名で知られる浦ノ内湾があり、半島には横浪黒潮ラインが縦走している。

(3) 気 候

ア 本市は、北に四国山脈を背負い、南は黒潮の流れる太平洋に面しているため、温暖多湿で、平均気温は16.8℃に昇り、雨量は全国最高部に属し、年間約2780ミリを記録する。

(観測値は、気象庁発表須崎地域気象観測所の平年値(1991年～2020年))

イ 冬期の降雪は極めて少なく、北西の季節風が多い。温暖多湿で作物の育成には好適な気象条件であるが、毎年6月から10月下旬にかけて低気圧の通過経路に位置するため、大雨や強風による災害が発生している。

2 社会的条件

(1) 人 口

ア 全 般

(ア) 本市の人口は、令和7年12月31日現在で、18,772人である。

(イ) 人口の推移は、合併当時をピークに減少傾向が続いている。

(ウ) 世帯数は、10,325世帯で、一世帯あたりの人員は1.82人で減少傾向にある。

イ 地区別人口と世帯

地区名	世帯数	人 口			世帯平均 人 員	高齢者数 (65才以上)	高齢化率 (%)
		男	女	総 数			
上 分	590	517	626	1,143	1.94	584	51.1
安 和	323	321	340	661	2.05	306	46.3
新 莊	533	535	546	1,081	2.03	500	46.3
須 崎	2,344	1,975	2,096	4,071	1.74	1,870	45.9
多ノ郷	3,568	3,255	3,356	6,611	1.85	2,498	37.8
南	476	419	411	830	1.74	466	56.1
吾 桑	865	840	931	1,771	2.05	790	46.2
浦ノ内	1,626	1,469	1,135	2,604	1.60	910	34.9
計	10,325	9,331	9,441	18,772	1.82	7,924	42.2

(2) 建 物

ア 全 般

(ア) 令和7年1月1日現在、本市の建物棟数は、課税家屋総数で21,353棟となっている。

(イ) 木造建物は、16,280棟で全体の76.2%を占めている。

(ウ) 原町、浜町、古市町等、本市街地地域では、木造住宅が密集しており、災害拡大の危険性が非常に大きい。

イ 建物の構造・用途別内訳

木造家屋			非木造家屋		
種 別	課税家屋数	構成比(%)	種 別	課税家屋数	構成比(%)
専 用 住 宅	9,496	44.5	住 宅 ・ ア パ ー ト	1,572	7.4
共同住宅・寄宿舎	154	0.7	事務所・銀行・店舗	1,119	5.2
併 用 住 宅	969	4.5	病 院 ・ ホ テ ル 等	35	0.2
事務所・銀行・店舗	222	1.0	工 場 ・ 倉 庫	530	2.5
旅館・料亭・ホテル	21	0.1	そ の 他	1,817	8.5
劇 場 ・ 病 院	12	0.1	計	5,073	23.8
工 場 ・ 倉 庫	781	3.7			
そ の 他	4,625	21.7			
計	16,280	76.2			

※ 構成比の内訳と計は、端数の関係上一致しない。

第4節 須崎市の災害特性と既往の災害

1 本市の災害特性

(1) 本市における過去の災害記録によると、昭和45年の台風10号をはじめ、毎年発生する台風により、農林水産業施設を主体に大きな被害を受けるとともに、集中豪雨等による家屋等の浸水被害も受けていたが、河川改修、排水施設の整備等により、近年は、大きな被害は受けていない。

しかしながら、本市の地形的特性から、大雨等が継続した場合の急傾斜地に面した家屋等に対する土砂災害が予想される。

(2) 地震については、活断層は確認されていないが、過去に甚大な被害をもたらした南海トラフを震源とする大地震の発生も予想されており、長いリアス式海岸を有している本市としては、津波に対して非常に脆弱であり、過去の災害記録等からも、幾度となく被害を受けている。

(地震・津波災害記録は、『地震・津波災害対策編』を参照)

2 市域で発生した主な風水害等

発生日月	災害名	被害概要	須崎市の災害対応等
昭和36年9月16日 (1961年)	台風18号 (第2室戸台風)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低気圧 930.4hPa ○ 最大風速 66.7m/s ○ 最大瞬間風速 84.5m/s 以上 ○ 県内の被害状況 <ul style="list-style-type: none"> > 死 者 2名 > 家屋の全半壊 93棟 > 床上浸水 254棟 > 床下浸水 1,614棟 	○ なし。
昭和38年8月9日 (1963年)	台風9号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県全域が3日間暴風圏内 ○ 大規模な豪雨、洪水 ○ 県内の被害状況 <ul style="list-style-type: none"> > 死者・行方不明者 19名 > 家屋の全半壊 286棟 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法適用 (15市町村) ○ 新荘川、桜川決壊 ○ 須崎市の被害 <ul style="list-style-type: none"> > 罹災世帯 448世帯

同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 床上浸水 5,610棟 ➤ 床下浸水 7,862棟 ➤ 被害総額 約120億円 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 家屋の全半壊 13棟 ➤ 床上浸水 192棟 ➤ 床下浸水 239棟 ➤ 被害総額 約2億2千万円
昭和45年8月21日 (1970年)	台風10号 (土佐湾台風)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上陸時中心気圧 955hPa ○ 高潮、高波による被害 ○ 県内の被害状況 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 死者・行方不明者 13名 ➤ 家屋の全半壊 4,479棟 ➤ 床上浸水 26,100棟 ➤ 床下浸水 14,292棟 ➤ 被害総額 約734億円 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法適用 (26市町村) ○ 須崎市の被害 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 罹災世帯 4,480世帯 ➤ 家屋の全半壊 444棟 ➤ 浸水家屋 495世帯 ➤ 高潮、高波による被害 ➤ 農林水産施設被害多大 ➤ 被害総額約37億3千万円
昭和47年7月5日 (1972年)	繁藤豪雨	<ul style="list-style-type: none"> ○ 梅雨末期の大規模な豪雨 ○ 土佐山田町繁藤で大規模な山崩れ ○ 県内の被害状況 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 死者 61名 ➤ 家屋の全半壊 39棟 ➤ 床上浸水 578棟 ➤ 床下浸水 5,534棟 	○ なし。
昭和50年8月17日 (1975年)	台風5号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県中央部での大規模な豪雨、山崩れ、河川の氾濫、家屋浸水 ○ 県内の被害状況 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 死者・行方不明者 77名 ➤ 家屋の全半壊 2,160棟 ➤ 床上浸水 12,564棟 ➤ 床下浸水 19,734棟 ➤ 被害総額 約1,400億円 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法適用 (19市町村) ○ 桜川決壊、避難命令発動 ○ 須崎市の被害 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 死者1名、 負傷者6名 ➤ 罹災者数 2,213名 ➤ 家屋の全半壊 29棟 ➤ 床上浸水 613棟 ➤ 床下浸水 1,025棟
昭和51年9月12日 (1976年)	台風17号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県中央部での大規模な豪雨 (高知市で50mm以上6日連続) ○ 県内の被害状況 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 死者・行方不明者 9名 ➤ 家屋の全半壊 175棟 ➤ 床上浸水 13,445棟 ➤ 床下浸水 23,685棟 ➤ 被害総額 約713億円 	○ 災害救助法適用 (7市町村)
平成10年9月24日 (1998年)	高知豪雨	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県中央部での大規模な豪雨 ○ 県内の被害状況 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 死者 8名 ➤ 家屋の全半壊 55棟 ➤ 床上浸水 8,341棟 ➤ 床下浸水 8,966棟 ➤ 被害総額 約665億5千万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時間雨量125.5ミリ記録 ○ 須崎市の被害状況 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 負傷者 2名 ➤ 罹災者数 2,213名 ➤ 家屋の全半壊 7棟 ➤ 床上浸水 69棟 ➤ 床下浸水 185棟 ➤ 被害総額 38億500万円

第2章 災害予防の大綱

第1節 地域住民の災害予防

- 1 気象等の予報、警報の伝達を受けた地域住民は、災害を最小限に止めるため暴風雨、大雨、高潮等による被害のおそれのある箇所、物件等について、災害対策基本法第7条の規定に基づき、事前に予防措置を講じるよう努めるものとする。
- 2 市長、又は市長の指定する職員が、災害パトロール中、地域住民の所有に属する物件等に危険が予想されるものを発見した場合は、関係住民に対して適切な予防措置を指示し、関係住民は、この指示に従い、速やかに措置しなければならない。

第2節 風水害等に対する予防

1 全般

- (1) 本市は、自然的条件により降雨量も多く、過去にも大きな浸水被害が度々発生し、浸水対策に重点的に取り組んできたところである。
しかしながら、宅地開発及び市街化の伸展は、遊水地帯の埋立て、あるいは道路舗装の伸びと相まって、降雨における一時流出量の激増を伴い、河床に土砂を堆積させ、小河川、排水路の氾濫をもたらしている現状から、河川改修、排水対策事業を積極的に進め、災害の発生を未然に防止、あるいは軽減を図るため、以下の予防施策等を講じるものとする。
- (2) 市内を流れる主要河川の洪水等に対する予防施策等の実施においては、高知県が公表する最大規模（1000年に1回程度以下の豪雨）による洪水浸水想定区域を参考としつつ、市民等の円滑迅速な避難の確保を図るために必要な予防施策等を講じるものとする。

2 予防施策等

(1) 全般

ア 河川改修事業

河川及び水路は、県等関係行政機関と連携し、常に技術的診断を加え、災害時を考慮して各種の改良工事を施工し、流域の水害防止に努めるものとする。

イ 下水道整備による内水排除対策

(ア) 本市の地形特性から、住宅地等の排水はポンプ排水に頼る地域が多いため、排水施設の整備拡充に努めるものとする。

(イ) 集中豪雨等による雨水災害等対処は、既存施設の対処能力を最大限発揮させるため、全施設の維持・管理を徹底し、排水機能を確保するものとする。

ウ 外水防除対策

国土交通省及び県と緊密に連携して胸壁、護岸等の構造改善、天端高のかさ上げ等、改修整備の促進を図るものとする。

エ 道路の管理

市道の冠水による事故を未然に防止するため、警察、消防等と連携しつつ、適切な道路管理に努めるものとする。

オ 警報等の発表及び周知

(ア) 暴風雨、大雨、高潮等の気象現象により、災害が発生する可能性がある場合には、住民に理解が容易な内容等により、これらを伝達するものとする。

(イ) 気象台から発表される気象情報等により、住民に注意喚起を行うものとする。

(ウ) 予想される気象現象が特に異常であり、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される特別警報は、住民に対して直ちに周知の措置をとるものとする。

カ 情報伝達体制

(ア) 多様な情報伝達を充実するために、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール、ケーブルテレビ局の災害データ放送等による情報伝達手段等を整備するとともに、定期的、又は結節を捉えた点検等を実施して、その有効性等を確認するものとする。

(イ) 上記機能を確保するため、停電対策を講じる等、情報伝達の多重化及び多様化対応に努めるものとする。

キ 警戒避難体制の整備

(ア) 避難情報発令に係る判断基準を適切に設定するとともに、同判断に資する気象等情報の入手等手段の整備に努めるものとする。

(イ) 細部の警戒避難体制の整備

別添「各種災害に対する警戒避難体制の整備」の定めによる。

(2) 洪水浸水想定区域等内の要配慮者利用施設管理者等の義務等

ア 県が公表する市内を流れる主要な16河川の最大規模による洪水浸水想定区域等内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の内、本地域防災計画で指定する施設（以下、「避難促進施設」という。）の管理者等は、水防法等に基づき、次の事項を実施するものとする。

(ア) 避難確保計画の作成（変更）及び市長への報告

(イ) 避難訓練の実施及び市長への報告

イ 避難促進施設の管理者等が実施する避難確保計画等の作成及び避難訓練の実施においては、必要により、本市が助言等を実施するものとする。

ウ 細部は、別添「各種災害に対する警戒避難体制の整備」の定めによる。

エ 本地域防災計画で指定する施設の名称及び所在地

資料1「土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域内の避難促進施設一覧表」

オ 市内を流れる主要な16河川の最大規模による洪水浸水区域

本市が整備中のハザードマップ完成までの間、高知県土木部河川課URLを参照

第3節 土砂災害の予防

1 全般

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、高知県知事（以下、「県知事」という。）が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、「土砂災害警戒区域等」という。）に基づき、市域の土砂災害に係る危険地域等を把握するとともに、避難体制の整備、崩壊防止工事等、関係機関と密接な連携を保ちつつ、以下の予防施策等を実施して、土砂災害による被害発生 of 局限に努めるものとする。

また、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下、「盛土規制法」という。）に基づき、県知事が指定する「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」（以下、「規制区域」という。）において、本市域がどちらかには該当することから、高知県が主体で実施する規制区域指定の目的や規制内容等の市民等への周知等に協力し、盛土等が原因による災害発生等の予防に努めるものとする。

2 予防施策等

(1) 土砂災害危険地域等の把握

ア 土砂災害防止法に基づき県知事が指定する土砂災害警戒区域等に基づき、土砂災害が予想される地域等を把握し、住民等に周知して注意を促すとともに、避難に係る対策を講じて避難体制基盤の確立を図るものとする。

（土砂災害警戒区域等は、本市が整備中のハザードマップ完成までの間、高知県URL参照）

- イ 避難に係る対策及び危険が予想される箇所の対策は、本市独自で実施できる事項は速やかに処置をするものとする。
 - ウ 関係機関との連携等が必要な事項は、適切な連絡、調整、要請等により、効果的かつ効率的な処置の実施に努めるものとする。
 - エ 処置が完了するまでの間は、必要に応じて危険が予想される箇所等への適切な標示、住民等への注意喚起、巡視警戒等を行い被害等発生未然防止に努めるものとする。
- (2) 土砂災害防止工事の実施
- 個人財産は、各人が守ることが原則であり、人家を守るための防災工事も本来個人の責務であるが、公共性が強く一定の要件を備えている場合は、国庫補助等による崩壊防止工事が可能であることから、関係機関との連携を密にしつつ安全で安心できる基盤整備を促進するものとする。
- (3) 盛土等に関する申請等
- ア 盛土規制法に基づき、県知事が指定する規制区域内の一定規模以上の盛土・切土・一時的な堆積等を行う場合は、県知事への申請及び許可が必要となることから、県が主体で実施するこれらの周知等に協力し、盛土等が原因による災害の発生予防に努めるものとする。
 - イ 規制区域（高知県HP）
<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024072300088/>
 - ウ 問合せ先
高知県都市計画課 TEL 088-823-9776
- (4) 警戒避難体制の整備
- ア 避難情報発令に係る判断基準を適切に設定するとともに、同判断に資する気象等情報の入手等手段の整備に努めるものとする。
 - イ 細部の警戒避難体制の整備
別添「各種災害に対する警戒避難体制の整備」の定めによる。
- (5) 土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設管理者等の義務等
- ア 県が指定する土砂災害警戒区域等内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の内、本地域防災計画で指定する「避難促進施設」の管理者等は、土砂災害防止法等に基づき、次の事項を実施するものとする。
 - (ア) 避難確保計画の作成（変更）及び市長への報告
 - (イ) 避難訓練の実施及び市長への報告
 - イ 指定施設の管理者等が実施する避難確保計画等の作成及び避難訓練の実施においては、必要により、本市が助言等を実施するものとする。
 - ウ 本地域防災計画で指定する施設の名称及び所在地
資料1「土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域内の避難促進施設一覧表」

第4節 孤立化対策の推進

1 全般

災害の影響等により、孤立の可能性が高いとされる地区（以下「孤立想定地区」という。）について、定義付け等を含めた検討等を行い、以下の予防施策等を基準とする対策等を定めた計画を整備するとともに、同計画に基づくハード・ソフト面の整備、各種の検証や訓練等の実施により、同計画に示す対策等の具体化や実効性の向上を図る等、孤立化対策を推進するものとする。

2 予防施策等

(1) 災害時の孤立想定地区の選定等

ア 内閣府が公表する「中山間地等の集落散在地域における地域防災対策に関する調査」に示される孤立地区の定義や条件を踏まえ、本市の特性や災害の影響等を考慮して、孤立想定地区を選定する。

イ 孤立想定地区に対する予防対策等を講じる場合で平準的な対応等ができない場合は、選定した孤立想定地区に対して、救援等対応上の困難性等を考慮した優先順位を設定する等、重点等を形成した予防対策等の実施に留意するものとする。

(2) 孤立想定地区への対策推進

ア 情報伝達体制等の確立

(ア) 通信手段の確保

- a 災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網に限定せず、簡易無線機等を含めた多様な通信手段の確保に努めるものとする。
- b 防災ヘリコプター等への情報伝達手段として、公共施設の屋上等へのヘリサインの整備、住民側から送る伝達要領等を事前に周知するものとする。

(イ) 情報伝達体制の整備

a 選定した孤立想定地区

- (a) 事前に地区の代表者を選定し、(ア)項に示す通信手段による連絡体制の確立に努める。
- (b) 事前に地区内での住民の安否確認や必要な情報の伝達等を行うための連絡網等の整備について推奨する。

b 上記以外の地区

孤立の恐れや孤立が発生した場合には、連絡が可能な地区の代表者等の選定による連絡体制等の確保、住民の安否確認、必要な情報伝達要領等について代表者等との調整を実施するとともに、必要な場合は、情報伝達が可能な通信手段の配当について検討する。

イ 避難体制等の確立

(ア) 拠点施設等の整備

- a 選定した孤立想定地区を対象として、同地区内の住民が集う公共施設を基準とした拠点施設（孤立発生時の地区住民への情報伝達や支援実施の拠点となる施設）を選定するとともに、同施設を中心とした以下を基準とした孤立避難対策整備に努めるものとする。

- (a) 施設の耐震化・空調設備の整備
- (b) ア(ア) a 項に示す通信手段の整備
- (c) 備蓄（食料・飲料水（浄水器を含む。）・毛布・生活必需品・発電機（燃料を含む。）・照明・その他孤立避難上必要と思われる物品）の整備（備蓄倉庫を含む。）

b 拠点施設が選定できない地区の整備

地区住民との協議・調整等により、住民が集約して避難ができる安全な地積を拠点場所等として選定するとともに、上記(ア)項に準じた備蓄等の整備（テント等を含む。）に努めるものとする。

(イ) 地区住民による備蓄

- a 上記(ア)項に示す公的備蓄の他、地区住民の特性等を考慮した個人や共助の備蓄を推奨するものとする。
- b 個人の備蓄は、3日分程度の必需品（食料・飲料水・その他）のローリングストック方式による備蓄と車両の燃料補給について推奨するものとする。
- c 共助の備蓄は、地区住民全員を対象として、個人では、備蓄や避難時の運搬ができないもの等、共助として適したもの等の備蓄を推奨するものとする。

この際、備蓄倉庫については、地区独自、又は公的を含め、本市と地区住民との協議・調整等により検討するものとする。

(ウ) 自主防災組織・消防団との連携等

避難行動要支援者の避難等を含め、公助による災害対応が実施できるまでの間は、地区内の自主防災組織や消防団による防災活動が重要となることから、平時からこれらの育成・強化、本市との連携保持に努めるものとする。

ウ 救助・救出体制等の整備

(ア) 有資格者等の掌握

孤立が発生した場合、救急車による地域内の負傷者や急病者への迅速な救助・救出活動が困難であることから、臨機の処置を可能とする地区内の医療従事等に関する有資格者を把握するとともに、平時からの連携の保持に努めるものとする。

(イ) ヘリコプターの活用体制の整備

- a 選定した孤立想定地区を優先にヘリコプターの飛行場外離着陸場、その他ヘリコプターが離着陸できる場所、又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所（飛行場外離着陸場等）の確保に努めるものとする。
- b 地区内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する移動等が可能な地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努めるものとする。

エ 防災訓練の実施

(ア) 全 般

以下の課目を基準とした防災訓練を実施して、孤立想定地区における住民間の避難等における情報の伝達、協力、連携体制等の構築や育成に努めるとともに、別途作成する計画の具体化や実効性の向上、救出・救助機関（消防・警察・自衛隊・医療機関等）との連携等の強化を図る等、孤立想定地区対策の推進に寄与するものとする。

(イ) 訓練課目等（基準）

- a 通信訓練（通信資機材の使用、情報伝達等）
- b 避難訓練（住民全員による安全な場所等への避難、避難行動要支援者の避難等）
- c 避難生活訓練（拠点施設、拠点場所における避難生活（衣食住等の確保）等）
- d 備蓄資材等の整備（共助・公助備蓄品の確認・整備、備蓄器材等の使用等）
- e 救出・救助訓練（住民間による応急救護、救出救助機関との連携等）
- f その他（孤立想定地区の特性上、必要と考えられるもの等）

(ウ) 訓練要領等

地区住民の主体性を重視して、地区住民、本市、本市から依頼を受けた救出・救助機関との協議・調整等により、訓練課目等を精選した段階的な訓練を実施して、孤立対応能力等の着実な向上や孤立対策を定めた計画の具体化・実効性の向上を図るものとする。

第5節 農林水産被害の予防

1 全 般

- (1) 本市は、台風の常襲地帯であり、施設園芸及び水産関連においても、これまでに度々大被害を受けている。
- (2) 上記を踏まえ、農林施設及び水産施設の災害の未然防止あるいは軽減を図るため、以下の予防施策等を講じるものとする。

2 予防施策等

(1) 農業対策

- ア 農地保全是、急傾斜、又は特殊土壌の農地等の基盤を整備し、降雨による土壌流出及び崩壊を防止するものとする。
- イ 平時から、災害発生危険箇所等の情報収集を行い、災害発生の未然防止に努めるものとする。
- ウ 気象情報に留意した関係機関との連携等により、予防措置の実施に努めるものとする。

(2) 林業対策

- ア 治山施設等災害防止のため、事前に調査、補強する等の適正措置を実施するものとする。
- イ 土砂災害警戒区域等を住民に周知するため、適時適切な広報活動に努めるものとする。

- (3) 水産業対策
 - ア 漁船に対する防災及び予防措置は、常に気象情報に留意して実施するものとする。
 - イ 漁具等の流出及び破損の未然防止のため、安全な場所に移動させるものとする。

第6節 災害対策本部体制の整備

1 全般

- (1) 災害対策基本法及び須崎市災害対策本部条例（昭和38年須崎市条例第13号）に基づき市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めた場合は、須崎市災害対策本部（以下、「災対本部」という。）を設置する。
- (2) 災対本部設置に至らない災害にあつては、災対本部に準じた体制を整え、事態の処理等に当たるものとする。
- (3) 上記を踏まえ、各課等の日常業務を考慮しつつ、災対本部の円滑な設置、運営を図る等、災害に即応するため、以下の施策等により、体制を整備するものとする。

2 施策等

- (1) 職員の役割の明確化
 - ア 大規模な災害では、災害対策活動はまさしく総力戦の様相を呈することから、各職員が自分の役割を自覚し、的確に対応することが重要である。
 - イ 上記を踏まえ、職員個々に対し、あらゆる機会を通じて災対本部要員としての意識と役割の明確化に努めるものとする。
- (2) 適切な初動体制の確立
 - 初動体制の成否が、その後の応急対策活動に大きな影響を及ぼすことから、職員の居住地、災対本部における役割を考慮する等、適切な初動体制の確立を図るものとする。
- (3) 人材の育成
 - 大規模な災害では、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮し、その役割を果たすことが多くの生命を救えることから、消防機関等との連携により、応急措置及び救命活動が迅速に実施できる人材の育成に努めるものとする。

第7節 動員体制の整備

- 1 災害が予想され、又は発生した場合、迅速かつ的確な災害応急対策にあたる必要な人員を動員配備するため、実践的な動員配備計画を整備するものとする。
- 2 防災訓練等を通じて、市職員に対する非常登庁等の心構え等を教育・徹底するものとする。

第8節 援助要請体制の整備

1 全般

大規模災害発生時において、本市の防災体制のみでは、災害に対応できないことが予測されることから、以下のとおり、他市町村、防災関係機関等に援助を求める要請等体制を整備するものとする。

2 要請等

(1) 災害時相互応援協定等による援助要請

- ア 大規模災害が発生し、本市独自では被災者の救助・救援等の応急対策活動が十分実施できない場合に、高知県内34市町村で締結した「高知県市町村災害時相互応援協定」に基づく要請実施の体制を整備しておくものとする。
- イ 近隣自治体の津野町及び佐川町とは、「災害時における相互応援に関する協定書」に基づく緊密な連携を保持するものとする。
- ウ 「災害時相互支援協定書」を締結した県外自治体（兵庫県相生市、岡山県真庭市、奈良県平群町、岡山県総社市及び香川県観音寺市）とは、平時からの連携を保持するものとする。
- エ 「災害時における須崎市内郵便局と須崎市の相互協力に関する覚書」に基づく協力体制及び消防組織法（昭和22年法律第226号）により締結している「高知県内広域消防相互応援協定書及び高知県中央地区消防相互応援協定」に基づく応援体制について整備するものとする。
- オ 指定公共機関及び事業所等による協力体制や消防組織法により締結している受援及び応援体制について整備するものとする。

(2) 災害対策基本法に基づく職員の派遣要請

- ア 以下の要請等を行う体制を整備するものとする。
- イ 要請等
 - (ア) 災害対策基本法第30条第1項の規定により、災害応急対策、又は災害復旧のため必要がある場合は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣、又は都道府県知事に対し、指定行政機関、又は指定地方行政機関若しくは、指定公共機関、又は指定地方行政機関若しくは、特定公共機関の職員の派遣について、あつせんを求めることができる。
 - (イ) 災害対策基本法第30条第2項の規定により、災害応急対策、又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣、又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第124条第1項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
 - (ウ) 災害対策基本法第68条の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。
 - (エ) 災害対策基本法第67条の規定により他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。

(3) 高知県消防・防災航空隊への応援要請

- ア 災害情報の収集、傷病者、物資等の緊急搬送、消火活動等における応援体制を確立するため、高知県消防及び防災航空隊との連絡体制を整備するものとする。
- イ 広域航空応援体制による受援体制を確立するため、活動拠点、資機材の整備等の体制整備を推進するものとする。

(4) 自衛隊に対する援助要請

- ア 以下の要請等手続きについて、十分習熟しておくものとする。
- イ 要請等手続き
 - (ア) 大規模な災害が発生し、又は発生が予測される場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定による要請を要求する。
 - (イ) 県知事に対し、上記の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣、又はその指定する者に通知する。

- (5) 警察官に対する援助要請
市長（災対本部長（以下、「本部長」という。））は、災害が発生し、又は発生のおそれがあると認める場合は、必要に応じて須崎警察署長に対して警察官の出動を要求するため、連絡体制等を整備するものとする。
- (6) 住民等に対する従事命令
災害対策基本法第65条の規定により、市長、又は警察官若しくは海上保安官は、本市の住民、又は応急措置を実施すべき現場に有る者を応急措置の業務に従事させることができるため、この規定等について十分習熟しておくものとする。

第9節 緊急輸送体制の整備

1 体制等整備

- (1) 災害時は、交通機関の混乱と道路の寸断等が予想されるため、緊急輸送に対応できる陸、海、空等、あらゆる手段を考慮した緊急輸送路ネットワークの確立及び平時から関係機関・団体に応援・協力を要請し、協定締結等の体制を整備するものとする。
- (2) 災害時は、緊急輸送に必要な車両が不足することが予想されるため、事前に関係機関及び関係団体に協力を要請し協定を締結するものとする。
- (3) 緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効であることから、県等を通じたヘリコプターの派遣要請手続き等について整備するものとする。
- (4) 障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、事前に道路啓開等の計画を作成するものとする。
- (5) 輸送活動を円滑に行うため、各機関は、燃料の調達及び供給体制の整備を図るものとする。
- (6) 災害時に指定される緊急交通路（災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が行う交通規制）を使用する緊急通行（輸送）車両については、必要に応じて、災害発生前において緊急通行（輸送）車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。
- (7) 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

2 緊急輸送路

陸上、海上及び空路輸送路が想定される。

3 防災道路の指定等

- (1) 以下を防災道路に指定する。
- ア 陸路輸送拠点施設、接岸港、ヘリポートを事前に指定し、これらと防災拠点施設、医療機関施設等と接続する道路
 - イ 市役所、高知県現地災害対策本部、防災関係機関、消防施設、医療救護所、救護病院、緊急物資輸送船接岸港、緊急用ヘリコプター離着陸場等を結ぶ路線
 - ウ 応急活動を実施するための幹線道路
- (2) 道路寸断等を考慮して、予備経路等についても検討するものとする。
- (3) 避難路、緊急輸送道路等、防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて関係機関等との調整等により、区域を指定して道路の占用の禁止、又は制限を行うとともに、災害時の道路閉塞防止等のため国や一般送配電事業者等が実施する無電柱化の促進について協力するものとする。

第10節 災害救助法の習熟

1 全般

- (1) 災害時の被災者に対する応急救助には、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合の救助及びこれに準じて市長の責任において実施する救助がある。
- (2) 大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、同法等への未習熟からその運用に際し、混乱を生じることが多い。
- (3) 上記に対応するため、平時から「災害救助の実務」（厚生労働省 社会・援護局保護課）を用意しておくとともに、研修、自己研鑽、マニュアルの整備等により、災害救助法の内容等への習熟を図ることとする。

2 最低限習熟を図るべき関係法規等

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）
- (3) 高知県災害救助法施行細則（昭和23年規則第15号）
- (4) 救助実施要領

第11節 避難活動体制の整備

1 全般

- (1) 市長は、風水害等の災害から住民等を安全な場所へ避難させるほか、住居を失った被災者を一時的に収容して保護するため、事前に避難所を指定して住民に周知する。
- (2) 安全、的確に避難行動及び活動が実施できるよう、平時から必要な体制を整備しておくものとする。
- (3) 指定避難所の運営方法も検討し、必要な設備等の整備を図るものとする。
- (4) 上記を踏まえ、指定避難所、指定福祉避難所及び避難路の整備を図るために、以下の施策等を講じるものとする。

2 施策等

(1) 指定避難所の指定

ア 全般

想定される災害の状況、人口の状況、その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における避難のための立退きを行った居住者、滞在者、その他の方（以下、「居住者等」という。）を避難等のため必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民、その他の被災者（以下、「被災住民」という。）を一時的に滞在させるための施設を指定するにあたり、以下の基準に基づき、地域の意向を踏まえて公共施設、その他の施設を市長が指定する。

イ 基準

- (ア) 避難のための立退きを行った居住者等、又は被災住民（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模（被災者等1人当たりの必要面積は、スフィア基準（※）に基づき、最低3.5㎡を基準とする。）のものであること。
- (イ) 速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造、又は設備を有するもの。
- (ウ) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるもの。
- (エ) 車両、その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるもの。
- (オ) 管理者等との合意形成が図れていること。

※ スフィア基準：災害や紛争時に被災者が尊厳ある生活を送るための人道支援の国際的な最低基準で、水、衛生、食料、シェルター（避難所）等の分野で、1人あたりの最低限必要な水やトイレの数（女性用は男性用の3倍）、居住スペース（1人最低3.5㎡）等が具体的に指標化されており、災害時の避難所運営の指針に反映されているもの。

ウ 留意事項等

指定避難所の運営に係るマニュアルについては、地域防災連絡協議会等と検討を行い、運営に必要な設備等の整備を図るものとする。

エ 本市が指定する指定避難所

資料2「指定避難所一覧表」

(2) 指定福祉避難所の指定

ア 全般

災害時に主として高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を避難等のため必要な期間等滞在させる施設等を以下の基準に基づき、福祉避難所として市長が指定する。

イ 基準（(ア)～(ウ)は原則事項、(イ)～(カ)は努力事項）

(ア) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

(イ) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

(ウ) 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

(イ) 施設自体の安全性が確保されていること。

a 原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。

b 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。

c 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。

(ウ) 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。

a 原則として、バリアフリー化されていること。

b バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とするもの。

(カ) 要配慮者の避難スペースが確保されていること。

要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保できていること。

ウ 本市が指定する福祉避難所

資料3「指定福祉避難所一覧表」

(3) 広域避難の検討

ア 市域内で避難者数に応じた指定避難所を確保することが困難な状況を踏まえ、災害対策基本法第86条8「広域一時滞在の協議等」、「高幡圏域における広域避難に関する協定（平成27年4月10日締結）」、「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書（平成29年1月23日締結）」に基づく、高幡圏域（「四万十町・中土佐町・津野町・梶原町」、以下「他町」という。）への広域避難について検討する。

イ 検討においては、県（総合防災対策推進須崎地域本部）を含めた他町とバス協定事業者間で協議・策定中の「高幡圏域広域避難計画」により、避難手順等の具体化や計画に基づく訓練の実施等により、実効性の向上を図るとともに、必要により、広域避難実行のための基盤整備（広域避難先での備蓄等）についても検討する。

ウ 検討の終末（実行）段階等の結節をもって、必要により、市民等への周知を図るものとする。

(4) みなし避難所の設定

ア 上記(1)項の基準に該当しないことから、一部の災害の種類（風水害に対しては指定が可能だが、津波災害に対しては指定ができない。）によっては、指定避難所として指定することができないが、災害による孤立の可能性や安全かつ適当な避難施設等がない地域の特性等を踏まえ、防災整備上の必要性や地域住民の要望を考慮して、津波浸水想定区域内であっても、基準水位外にある建造物の各階を利用する「みなし避難所」を設定する場合がある。

イ 「みなし避難所」を設定した場合は、避難生活に必要な資機材や食料品等の備蓄、必要に応じて、施設の耐震化を図る等、防災対応上の必要な整備に努めるものとする。

ウ 「みなし避難所」を設定する場合は、地区住民に対して「津波災害に対しては、安全ではなく、事前避難には利用できないこと。」等の周知・徹底を図るものとする。

(5) 避難路の整備等

ア 本市は、災害時に避難のための通行を確保すべき道路（避難路）として、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路及び地域の避難計画に定めた道路等を指定し、安全な避難のための整備に努めるものとする。

イ 地域住民は平時から、災害時に迅速、かつ円滑な避難を実施するため、複数の避難経路を確認しておくものとする。

(6) 備蓄品等の整備

ア 指定した避難所の避難者等受入人数規模に応じた物資等を避難所ごと（備蓄に必要な地積の確保、効率性、輸送が可能の場合等は、地域等单位も検討）の備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄品や施設の整備においては、貯水槽、井戸等の水源確保施設整備、非常用電源、燃料貯蔵等の電源確保整備、通信途絶対応のためのIPトランシーバや衛星通信機材整備、要配慮者に配慮した空調等の設備整備、アレルギーに配慮した長期保存が可能な食料や飲料水（ペットボトル、浄水装置等）、寝具、仮設・簡易トイレ（トイレカー・トイレトレーラーを含む。）、マット、プライバシー保護に配慮したパーテーション、乳幼児や女性の特徴を考慮した生活必需品等の備蓄や施設整備を計画的に推進するものとする。

この際、電源の確保整備においては、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム等についても検討するものとする。

(7) 住民等への周知

ア 全般の情報等は、本市の広報誌、ホームページ、防災行政無線、案内板（避難誘導標識・指定避難所表示板）の設置、防災訓練、各戸への避難マップ配布、公示等で周知するものとする。

イ 住民等に対しては、避難訓練や広報誌等を通じて避難方法、指定避難所、避難用具等の周知徹底を図るものとする。

ウ 市外から訪れる住民への適切な避難誘導等を行える体制の整備等に努め、災害時の混乱発生防止を図るものとする。

第12節 救援救助・医療救護予防

1 全般

(1) 本市は、風水害等の発生時において、建築物の倒壊・落下物等により多数の救急・救助事象の発生が予測され、これに対して迅速かつ的確に対応するため、救急・救助体制及び資機材の整備と応急手当の普及啓発を実施するものとする。

(2) 「須崎市災害医療救護計画」に基づき、須崎市医師会、医療機関及び医療関係団体と緊密な連携を図り、被害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うため事前に必要な以下の体制整備等に努めるものとする。

2 体制整備等

(1) 救急体制の整備

風水害等の発生時において、多くの救急事象が発生することが予想されることから、迅速かつ効率的な救急活動に努めるものとする。

(2) 救助体制の整備

風水害等の災害時における救助事象に迅速・的確に対応するため、救助資機材整備に努めるものとする。

(3) 住民に対する応急手当及び救助法の普及啓発

ア 風水害等の災害時における救急・救助活動に備え、住民に応急手当及び救助法の普及を図り、迅速かつ的確な救急・救助体制の確立を図るものとする。

イ 服用中の薬、又はお薬手帳・常備薬等の携帯について啓発に努めるものとする。

(4) 災害医療救護体制の確立

風水害等の被害から地域住民の生命・健康を守るため、「須崎市災害時医療救護計画」に基づき、須崎市医師会、医療機関、医療関係団体等の協力を得て、災害医療対策支部医療救護体制の整備を行うものとする。

(5) 患者等の搬送

消防、須崎市医師会、医療機関及び医療関係団体の協力を得て、的確な搬送計画を策定するものとする。

(6) 救急連絡体制の確立

国が運用しているEMIS（広域災害緊急医療情報システム）及び県が運用している「こうち医療ネット」を踏まえ、対策本部、須崎市医師会、医療機関、医療関係団体等の救急連絡体制の確立を図るものとする。

(7) 医療資機材等の確保

須崎市医師会及び医療関係団体と協議し、救護所等に必要な医療資機材を確保するものとする。

(8) 病院等防災マニュアル等の策定

ア 病院は、県及び本市の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、作成したマニュアルに基づく防災訓練を行うものとする。

イ 診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じた防災マニュアルを作成するとともに、作成したマニュアルに基づく防災訓練を行うものとする。

第13節 火災予防

1 全般

(1) 火災予防は、防火思想の普及徹底及び消防体制の充実強化を図ることにより、相当な効果を期待できるものであり、消防力の充実、消火栓及び貯水槽の設置を促進するものとする。

(2) 高幡消防組合の協力を受けての防火対象物の定期査察、火災予防運動の充実等により、防火思想の向上啓発の指導を行うものとする。

(3) 上記を踏まえ、以下の活動等を積極的に行い、予防効果の促進を図るものとする。

2 火災予防活動等

(1) 消防施設の整備、点検

ア 消火栓の増設、貯水槽等の消防水利の整備及び改善を図る。

イ 消防機械器具の機能を最高度に保持し、能率的かつ効果的な運用を図るための点検及び整備を行うものとする。

(2) 火災予防運動

火災多発時期の前に火災予防運動を実施し、広報、講習会等の各行事を通じて、防火思想の向上に資する啓発指導を行うものとする。

- (3) 火災予防に係る検査等
火災発生及び被害拡大を防止するための火災予防査察及びプロパンガス等の爆発・引火のおそれのある物品の貯蔵管理の状況把握は、高幡消防組合の消防計画によるものとする。
- (4) 林野火災警報等の発令等
- ア 全般
岩手県大船渡市で大規模な林野火災が発生したことを受け、消防法第22条及び高幡消防組合火災予防条例第29条に基づき、令和8年1月1日から、林野火災を防ぐための「林野火災注意報・警報」制度の運用を開始する。
- イ 「林野火災注意報・警報」の発令基準
「林野火災注意報・警報」の発令基準は、以下のとおりとする。
- (ア) 林野火災注意報
年間を通じて、以下のa、又はbのいずれかの条件に該当する場合
- a 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下の場合
- b 前3日前の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ乾燥注意報が発表されている場合
- (イ) 林野火災警報
年間を通して、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合
- ウ 「林野火災注意報・警報」発令の周知
「林野火災注意報・警報」を発令した場合は、本市及び高幡消防組合のホームページ、又は防災行政無線放送により、市民等へ周知する。
- エ 「林野火災注意報・警報」発表時の市民等の対応
- (ア) 「林野火災注意報」発表時
- a 以下の「火の使用制限」がかかる。
- (a) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (b) 煙火を消費しないこと。
- (c) 屋外において火遊び、又はたき火をしないこと。
- (d) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- (e) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて高幡消防組合長が指定した区域内において喫煙しないこと。
- (f) 残火（たばこの吸殻を含む）取灰又は火紛を始末すること。
- b 罰則規定等
罰則規定を伴わない努力義務
- (イ) 「林野火災警報」発表時
- a 「林野火災注意報」と同じ「火の使用制限」がかかる。
- b 罰則規定等
消防法第44条第18項の規定により、30万円以下の罰金、又は拘留に処する。

第14節 防災教育及び研修会の実施

1 全般

- (1) 防災計画の的確かつ効果的な実施を図るため、本市広報「すさき」、防災パンフレット、ホームページ、ケーブルテレビ等により、住民の防災知識及び自主防災思想の普及・徹底を図るものとする。
- (2) 防災業務に従事する職員に対する防災教育及び研修会を行い、同職員の資質の向上を図るものとする。

- (3) 過去に起こった大災害の教訓及び災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査・分析結果及び映像を含めた各種資料を収集・整理し、これを努めて公開して広く一般の方に閲覧いただくものとする。
- (4) 上記を踏まえ、以下の活動等に積極的に取り組むものとする。

2 各種教育、研修会等

- (1) 市職員に対する防災研修会
災害発生時において市職員が適時・的確に状況判断し、自らの職務等を認識して、これを積極的に実施するための基盤となり得る地域防災計画の内容等の周知、その他災害対応に必要な防災関係法令等の知識等を付与して研究等を行うため、職員研修会を実施するものとする。
- (2) 学校等における防災教育
 - ア 児童及び生徒に対しては、学校における教育活動のあらゆる機会を通じて、防災意識の向上及び普及に努めるものとする。
 - イ 市職員及び消防署員の派遣、資料等の提供による学校教育機関との連携等により、すべての学校（保育所及び幼稚園を含む。）で防災学習の取り組みの支援と推進を図るものとする。
また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育・学習の推進に努めるものとする。
 - ウ 教育委員会が定める「教育委員会災害対応マニュアル」に基づき、学校ごとに、地域の実情に応じた「学校危機管理マニュアル」を作成し、教職員等への周知を図る等により、危機管理体制の確立を図るものとする。
- (3) 公共活動等における防災教育等の推進
 - ア 公民館活動における研修・集会等、あらゆる機会を通じて災害に対する知識の普及促進を図れる体制等の構築に努めるものとする。
 - イ 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ存在価値等を正しく後世に伝えていくように努め、住民に対して災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、これを伝承する取り組みを支援するものとする。
- (4) 自主防災組織に対しての防災教育等の推進
 - ア 自主防災組織のマニュアルを作成・配布し、活動内容等の知識の普及を図るものとする。
 - イ 防災関係者の協力を受けつつ、自主防災組織のリーダー育成講座等の開催等、防災に対する知識の普及と災害教訓の伝承に努めるものとする。

第15節 防災訓練の実施

1 全般

- (1) 風水害等発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するための訓練は、継続して積み重ねることにより大きな効果が期待できるものであり、これを実践するためには行政をはじめとする防災関係機関の適切な対応に加え、住民や事業所等の自主的な活動が不可欠である。
- (2) 防災行動能力の向上を図るには、災害の実相に応じた実地的な訓練の実施が必要であり、計画起案の段階から、これらに留意するものとする。
- (3) 訓練後の成果の取りまとめについては、特に成果不十分な事項について掌握し、次回の訓練実施に反映させるように努めるものとする。
- (4) 訓練実施においては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者支援対応を考慮した訓練を含める等、地域において要配慮者を支援する体制整備に繋げるものとする。
- (5) 被災時の男女のニーズの違い等に配慮した訓練実施に留意するものとする。

2 訓練の実施

- (1) 総合防災訓練
 - ア 風水害等への対応能力の向上及び防災関係機関相互の協力体制の確立を図る。

- イ 水防・救急救助・応急復旧訓練、情報伝達・通信訓練、炊き出しに関する各種対応型の訓練等に関係機関の協力を受けて実施するものとする。
- (2) 地域（自主防災組織）防災訓練
 - ア 風水害等による被害は、救出・救護、応急救護、避難誘導等、広範囲な対応が必要となるため、行政、住民及び事業所が一体となった防災の推進を図れる訓練の実施に努めるものとする。
 - イ 地域及び事業所の実情を踏まえた訓練に留意するものとする。
- (3) 防災関係機関等の訓練
 - ア 防災関係機関等は、本市等が実施する防災訓練について積極的に協力・参加し、災害時に処理すべき事務の検証を行うものとする。
 - イ 個々が定める各種マニュアルに基づき、職員の非常参集を含めた訓練の実施に努めるものとする。
- (4) 病院・社会福祉施設における訓練
 - ア 病院及び社会福祉施設では、災害時において自力避難が困難な方が多く利用していることから、避難誘導、救出・救護に重点をおいた訓練の実施に努めるものとする。
 - イ 職員の要介護者に対する対応要領の策定及び付近住民の協力体制について検討することが望ましい。
 - ウ 須崎市災害医療救護計画による訓練へ参加する場合は、医療救護活動体制について検証するものとする。
- (5) 地域における防災訓練

定期的かつ継続的な訓練による災害発生時の対応行動等の習熟を目的に、訓練参加者の様々な条件等に配慮した訓練実施に努めるものとする。

この際、必要に応じて本市防災担当等職員の派遣等を実施するものとする。

第16節 自主防災組織等の整備

1 全般

- (1) 災害が発生した場合、迅速・的確に対応して被害の軽減を図ることが本市の責務となっているが、二次災害の発生防止及び被害の軽減は、本市が防災施設等の拡充整備を行うだけでは不十分であり、特に、災害時の災害応急活動は、防災担当等はもとより、地域住民の協力がなければ円滑な実施等が困難となることから、あらゆる機関、地域住民等がそれぞれの責任等を踏まえて連携することが必要である。

このため、地域住民の連帯ある協調体制を醸成し、災害に対して組織的に行動できる自主防災組織を育成することが重要である。
- (2) 地域における事業所は、自衛消防隊の育成について計画し、これらの組織が病院等の他の救援機関等と相互に協力できる体制構築に努めるものとする。

2 地域住民等の自主防災組織の育成

- (1) 組織の育成
 - ア 災害に対する行政の責務、地域住民の責務及び自主防災組織の位置付けを明確にするものとする。
 - イ 住民一人ひとりが「自分の家族や財産、地域は自ら守る。」という自主防災意識の醸成を促し、防災啓発指導を継続して推進していくことが自主防災組織の育成には重要である。
- (2) 組織の編成
 - ア 自主防災組織の編成方法は、基本的には地域の自治会、町内会等、既存の組織を母体にすることが实际的であり、地域内に居住する消防団経験者、日本赤十字ボランティア、防災士等、防災の専門的知識を有する住民をリーダーとして、地域特性を考慮した自主防災組織の編成を指導する方針等を定めるものとする。

- イ 各層の世代が参加できるような環境の整備及び女性の参画の推進に留意するものとする。
- ウ 災害時の防災等活動機能を十分に発揮するためには、日常生活で交流がある自治会及び町内会を中心とした自主防災組織づくりに留意することが重要である。

(3) 組織の活動

ア 平時の予防活動、災害時の本市が活動を開始するまでの初期活動、これらを補助する活動等の基準を定め、任務分担を明確にして、災害時における即応力ある活動実施を可能にする体制づくりに努めるものとする。

イ 上記体制づくりのため、住民の中で専門知識や技術を有する者をリーダー等に育成する方策、自主防災活動に必要な資材の支給、その購入補助を行う等に留意するとともに、防災に関する知識・技術を習得するための訓練の実施、本市等主催の防災訓練への参加、活動マニュアル等の作成配布、防災講習会の開催等により、自主防災組織の育成及びその活動の活発化を推進するものとする。

(4) 防災連絡協議会等の活動

防災活動等の基盤となる地域別避難計画の策定、地区防災計画の検討・提案を適切に実施する等のため、地域ごとの防災連絡協議会等の活発な活動を推進するものとする。

3 事業所の自衛消防組織の育成

- (1) 事業所は、地域における事業活動を続ける地域社会の一員として、また、消防法（昭和23年法律第186号）により、自衛消防組織の設置が義務づけられている事業所（危険物施設）、その他設置が義務づけられていない事業所においても積極的に自らの事業所の安全の確保及び地域の防災のため、全従業員が協力するものとする。

また、被害の軽減及び二次災害防止を図るため、自衛消防組織を確立し、これを強化する対策を推進するものとする。

- (2) 事業所が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）策定、その他の防災活動に資する情報提供等について推進するものとする。

4 防災組織相互の連携・協調

- (1) 災害に迅速かつ的確に対応するためには、各防災組織等の連携が必要である。
- (2) 上記を踏まえ、平時から地域の自主防災組織、事業所自衛消防隊、消防団、防災ボランティア等と防災関係機関が協力して、地域の防災対策の推進、防災知識の普及、防災訓練の実施等により連携を保持するとともに、これを強化する対策推進に努めるものとする。

第17節 要配慮者対策の推進

1 全般

- (1) 要配慮者及び要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方（以下、「避難行動要支援者」という。）に配慮した適切な災害対応を実施するためには、平時から、あらゆる施策を講じて支援体制を構築しておくことが必要であることから、以下の施策等を講じるものとする。
- (2) 避難行動要支援者の対象範囲は、生活基盤が自宅にあり、後述2（1）イ（ア）項に定める範囲を基準として、須崎市避難行動要支援者避難支援計画に定める範囲とする。

2 施策等

- (1) 要配慮者の把握

ア 要配慮者の把握は、避難行動要支援者とその他に区分して実施して、区分に応じた適切な支援等に留意するものとする。

イ 要配慮者の現況（令和7年12月31日現在）

(ア) 避難行動要支援者

対 象		人数（人）
要介護認定3～5を受けている方		321
身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する方		206
療育手帳Aを所持する知的障がいのある方		36
精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の方（*）		62
本市の生活支援を受けている難病患者の方		9
合 計		634
本市避難行動要支援者数（上記のいずれかに該当している方）		597
備 考	> 合計数は、対象の重複者を含んでいる。 > *印は、システム上それぞれの手帳保持者数を集計しているため、避難行動要支援者の対象条件以外の方も含まれている。	

(イ) その他

対 象		人数（人）
高齢者	（75歳以上）	4,866
乳幼児	（生後0日から小学校就学までの子供）	464
外国人	（特別永住者及び中長期在留者）	603
合 計		5,933

(ウ) 本市総人口（18,772人）に対する比率

区 分	人数（人）
避難行動要支援者	3.18
その他	31.61
要配慮者総数（上記の合計数）	34.79

(2) 避難行動要支援者に対する対策

ア 全 般

避難行動要支援者の避難支援、安否の確認、その他生命、又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するとともに、該当者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を作成し、適切な避難支援等基盤の拡充を図るものとする。

イ 対策等

(ア) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

- a 避難行動要支援者の対象範囲を把握している関係課等の情報及び必要に応じて高知県知事等に情報提供を求め避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を事前に作成する。
- b 名簿に記載された情報（以下、「名簿情報」という。）は、最新の情報の把握に努め、更新の期間及び仕組みを事前に定めるものとする。
- c 避難行動要支援者の同意者に対して、名簿情報に基づく個別避難計画の作成に努めるものとする。
- d 個別避難計画の作成は、ハザードリスクの高い方を優先し、令和4年度から起算して概ね4年間を作成目標とするとともに、作成の進め方は、自助（自らが作成）を基本として、これが困難な方は、共助・公助（本市等が作成を支援）により補完するものとする。

(イ) 名簿及び個別避難計画情報の利用及び提供

- a 名簿及び個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下、「個別避難計画情報」という。）は、避難支援等に必要の限度で、その保有する名簿及び個別避難計画情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- b 名簿及び個別避難計画情報は、個人情報のため厳重に管理するものとする。

c 災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援者等関係者」という。）に、名簿情報及び個別避難計画情報を提供する。

ただし、避難行動要支援者から名簿提供の同意を得た避難支援者等関係者に限る。

d 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命、又は身体を災害から保護するために特に必要があると認める場合は、避難行動要支援者からの同意を得ることなく避難支援者等関係者に、名簿情報及び個別避難計画情報を提供する。

e 名簿情報及び個別避難計画情報の避難支援者等関係者への提供に際しては、情報漏えいを防止するとともに、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するため、以下の処置を講じるものとする。

(a) 管理者の限定

(b) 必要に応じて管理者による利用者への教育・指導

(c) 無用な共有及び利用の防止

(d) 守秘義務及び厳正・厳重な保管・管理

(e) 不必要な複製の防止

(f) 本市が要求した場合等における管理状況等の報告

(g) 活用後の処置（返納、又は破棄）

(h) その他、情報漏えい防止、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護上必要な処置等

(3) 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設、医療機関、保育所等には、自力では避難できない人々が多く入所及び通所しており、これらの人々の安全を図るためには、平時から十分な防災対策を講じておくことが必要であり、職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した防災対策に継続的に取り組むものとする。

(4) 外国人等に対する対策

外国人等に対する対策は、指定避難所等案内板等への外国語表記、統一規格の避難標識等による周知、外国人向け防災リーフレット等の配布等により、災害発生時において、迅速かつ確かな行動が取れるための啓発活動等に努めるものとする。

(5) 避難訓練等の実施

ア 要配慮者の避難訓練等を定期的実施し、情報伝達、避難支援等について検証を行うものとする。

イ 避難訓練等を実施するにあたり、企画段階から避難支援者等関係者と連携して、避難行動要支援者名簿を活用した訓練への参加及び避難意識の向上に努めるものとする。

(6) 要配慮者の課題

ア 全般

(ア) 以下の対策等を推進するため、関係機関は情報交換を行い、災害時には地域社会の協力及び支援が受けられる体制整備に努め、要配慮者対策を推進するものとする。

(イ) 対策推進の基本的な視点としては、支援者等のサポートが必要条件であり、災害時における問題点の所在が異なることを正しく認識するものとする。

(ウ) 被災者全体への対応に関する「災害ケースマネジメント」への取組みとの密接な連携や重視する対象に位置付ける等、要配慮者対策の推進に努めるものとする。

イ 対策等

(ア) 情報提供について

聴覚及び視覚障害者、高齢による身体機能が低下している者、国際化に伴う来日外国人の増加等に伴い、要配慮者の状況を考慮した情報の提供が必要である。

- (イ) 施設入所者について
 - a 要配慮者が多く入所等する施設における適切な防災対策は、基本的には耐震・安全性に優れた施設整備等が重要であるが、施設の立地、避難システム等を検討した普段からの訓練等の反復も必要である。
 - b 多数の要配慮者を同時に避難させる可能性があることから、安全な避難に留意した避難計画を作成するものとする。
 - c 施設の実情に応じた車両の適切な運用についても留意する。
- (ウ) 避難行動要支援者について
 - a 家族のみでは避難行動要支援者の避難支援には困難があることから、地域相互の助け合いを促し、避難支援者等関係者による避難行動支援の協力体制を構築する等、平時から地域づくりを進めておくものとする。
 - b 平時から避難の必要性や名簿の意義等を周知し、避難支援者等関係者が地域の実情及び特性を踏まえた避難支援等が可能であることを認識してもらう。
 - c 災害発生後の避難先となる指定避難所及び指定福祉避難所を確保するため、必要に応じて県、近隣自治体、福祉事業者等と連携を図り、避難施設等の指定に努めるものとする。
 - d 地域の実情及び特性を踏まえ、避難後の避難行動要支援者への支援が継続されるよう名簿情報を活用し、指定避難所、又は指定福祉避難所へ引き継がれる仕組みや移送方法等を構築するものとする。
 - e 安否確認を外部に委託することも想定されることから、災害発生前に民間事業者や福祉事業者等と協定等を締結しておくことが必要である。
- (I) 情報について
避難行動要支援者の同意の有無に関わらず、緊急的に名簿情報を提供する場合の適切な措置及び平時から名簿情報を共有する避難支援者等関係者への適正な情報管理や取扱いの指導内容の具体化に努めるものとする。

第18節 ボランティア活動の環境整備

1 全般

災害直後の災害応急活動から被災者の生活の維持、再建等の復旧活動に至るまでの間、一般住民、団体等による支援及び協力が大きな役割を果たすことから、ボランティア活動が緊急的かつ効果的に実施できるよう、平時から個人、地域の事業所、自主防災組織等、幅広い防災ボランティアの体制整備に努め、以下のとおり推進するものとする。

2 推進の大綱

(1) 活動の促進等

- ア 災害発生時に救援活動を行うボランティアを把握するものとする。
- イ 本市は、警察と協力しつつ、ボランティア関係組織、団体、地区の自主防災組織等と連携して、被災地における各種犯罪、事故の防止及び治安を維持するための訓練を積極的に実施するものとする。
- ウ 本市は、平時から防災ボランティアを養成するために、社会福祉協議会、日本赤十字社等の関係機関と協力するものとする。
- エ 被災者の自主支援活動が円滑に実施できる環境の整備に努めるものとする。
- オ 災害時、本市の要請により、須崎市社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターに係る事項について具体化を図るものとする。

カ ボランティアセンター開設予定場所

番号	施設名等	住 所	連絡先
1	交流ひろばすさき	須崎市南古市町6-3	0889-42-0736
2	笹野消防コミュニティセンター	須崎市中分甲519-2	別 示
3	当時の状況により、災対本部等から別示する。		

番号は、優先順位を示す。

(2) ボランティアが行う主な活動内容（期待する役割）

- ア 災害、安否及び生活情報の収集・伝達
- イ 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の介護及び看護補助
- ウ 清 掃
- エ 炊き出し及びその他の災害救助活動
- オ 救援物資の仕分け及び配布
- カ 消火、救助及び救急活動
- キ 保健医療活動

第3章 災害応急対策の大綱

第1節 災害応急対策の組織等

1 災対本部設置準拠等

(1) 災対本部の設置の準拠等

- ア 市域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で市長が必要と認めた場合は、災害対策基本法第23条第2項及び須崎市災害対策本部条例（昭和38年条例第13号）の規定に基づき、災対本部を設置する。
- イ 災対本部を設置するに至らない災害にあっては、災対本部に準じた体制を整え、災害応急活動を実施し、事態の処理にあたるものとする。

(2) 設置及び解散の基準

ア 設置基準

- (ア) 市域において風水害等による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、必要があると認めた場合
- (イ) 市長が特に必要と認めた場合
- (ウ) 細部は、第2節2（2）項「配備基準等」参照

イ 解散の基準

本部長（市長）が、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合

(3) 設置場所

- ア 災対本部は、須崎市総合保健福祉センター内及び須崎市役所本庁舎に設置する。
- イ 須崎市総合保健福祉センターが被災した場合は、本部長（市長）の指定する場所に置く。
- ウ 庁舎が被災しても災対本部及び防災行政無線の機能が失われることがないように停電対策、システム等のバックアップ対策を講じておくものとする。

(4) 設置、又は解散した場合の周知

- ア 本部長（市長）は、災対本部を設置、又は解散した場合は、直ちに以下に示す機関等に通知等を行うものとする。
- イ 通知等
 - (ア) 県知事に対する報告
 - (イ) 防災関係機関への通知
 - (ウ) 報道機関への発表

(I) 報道機関等を通じた住民への周知

2 災对本部の組織及び運営

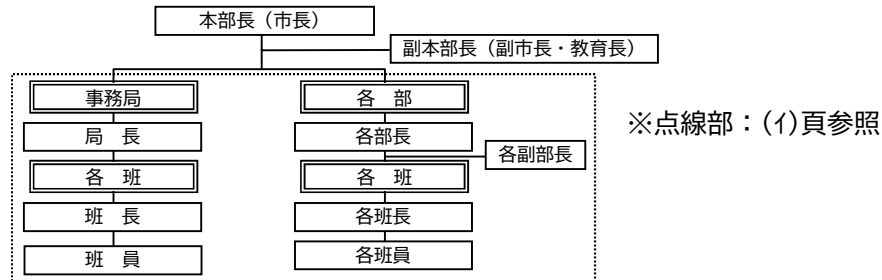
(1) 全般

災对本部の組織及び運営の方法は、「須崎市災害対策本部条例」の規定に基づき組織するほか、災害に即応することを主眼に各課等の日常業務を考慮して定める。

(2) 災对本部の構成

ア 災对本部の組織

(ア) 組織図（全般）



(1) 部局等の組織

部局名		班名	班長	班員
総務部	部長 総務課長 副部長 総務課課長補佐	本部班	(総務課課長補佐)	部員(部長所定)
		総務班	総務課財政係長	総務課財政係
		管理班	総務課人事係長 (総務課総務管財係長)(初動後)	総務課人事係 (総務課総務管財係)(初動後)
渉外部	部長 企画情報課長 副部長 選挙管理委員会事務局長 副部長 プロジェクト推進室長 副部長 議会事務局長 副部長 監査委員事務局長	本部班	企画情報課課長補佐 プロジェクト推進室次長	プロジェクト推進室員(秘書係を除く。)
		庶務班	プロジェクト推進室秘書係長	プロジェクト推進室秘書係
		渉外班	議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局員 (部長所定)	
		情報・通信班	企画情報課デジタル推進係長	企画情報課デジタル推進係
		広報班	企画情報課企画係長	企画情報課企画係
生活再建支援部	部長 税務課長 副部長 会計管理者(会計課長)	本部班	税務課課長補佐	部員(部長所定)
		罹災証明運用班	税務課収納係長	税務課収納係
		調査班	税務課資産税係長	税務課資産税係
		資金等運用班	会計課課長補佐	会計課員 税務課職員の支援(部長所定)
		税金運用班	税務課市民税係長	税務課市民税係
物資等供給部	部長 市民課長 副部長 市民課課長補佐	本部班	(市民課課長補佐)	部員(部長所定)
		物資調達調整班	市民課保険医療係長	市民課保険医療係
		物資配送センター運用班	市民課市民窓口係長	市民課市民窓口係
医療・保健衛生部	部長 健康推進課長 副部長 健康推進課課長補佐	本部班	健康推進課健康推進第1係長	健康推進課健康推進第1係(部長所定)
		医療・保健衛生班	健康推進課健康推進第2係長	健康推進課健康推進第2係(部長所定)
生活衛生部	部長 環境未来課長 副部長 環境未来課課長補佐 副部長 脱炭素担当参事	本部班	環境未来課員(部長所定)	
		生活衛生班		
		廃棄物処理班		
福祉部	部長 福祉事務所長 副部長 長寿介護課長	本部班	長寿介護課課長補佐 福祉事務所次長	部員(部長所定)
		ボランティア運用班	福祉事務所第2係長	部員(部長所定)
		福祉運用班	子ども・子育て支援課課長補佐	子ども・子育て支援課子ども支援係
		要配慮者運用班	福祉事務所障害福祉係長 長寿介護課長寿支援係長	福祉事務所障害福祉係 長寿介護課員
		福祉避難所運営班	福祉事務所保護第1係長 長寿介護課介護保険係長	福祉事務所保護第1係 長寿介護課介護保険係
(空白)	(空白)	(空白)	(空白)	(空白)

応急復旧部	部長 建設課長 副部長 住宅・建築課長 副部長 上下水道課長 副部長 農林水産課長 副部長 農業委員会事務局長	本部班	都市計画総務係長	部員（部長所定）
		建設班	建設課課長補佐	建設課員
		住宅班	住宅・建築課課長補佐	住宅・建築課員
		農林水産班	農林水産課課長補佐	農林水産課員、農業委員会事務局員
		商工班	元気創造課商工外商係長 文化スポーツ・観光課観光係長	元気創造課商工外商係 文化スポーツ・観光課観光係
		上下水道班	上下水道課課長補佐	上下水道課員
文教部	指導監 次長 部長 学校教育課長 副部長 生涯学習課長 副部長 子ども・子育て支援課長	本部班	小中学校統廃合担当参事 学校教育課総務係長	部員（部長所定）
		学校教育班	学校教育課課長補佐	学校教育課員
		生涯教育班	生涯学習課課長補佐	生涯学習課員 子ども・子育て支援課幼保支援係
第1防衛部	部長 消防署長 副部長 消防副署長	本部班	部長所定（第2防衛部と合同）	部長所定（第2防衛部と合同）
		第1～2防衛班	各隊長	隊員
第2防衛部	部長 消防団長 副部長 消防副団長	本部班	部長所定（第1防衛部と合同）	部長所定（第1防衛部と合同）
		第1～6防衛班	各分団長	団員
避難者対応部	部長 元気創造課長 副部長 人権交流センター所長 副部長 文化スポーツ・観光課長	本部班	元気創造課課長補佐	部員（部長所定）
		一般避難所運営班	人権交流センター次長 避難所運営責任者	元気創造課元気創造係 人権交流センター員 指定避難所配備体制表の職員 （学校教育課（学校教育係）職員）
		広域避難運用班	文化スポーツ・観光課課長補佐	文化スポーツ・観光課文化スポーツ係
事務局	事務局長 防災課長	本部班	防災課課長補佐	総務課総務管財係（初動間） 局員（局長所定）
		運用・調整班	防災課危機管理監	
		受援調整班	防災課係長	局員（局長所定）

(ウ) 補足事項

- a 災害の規模により、この配備によることが実情に適合しないと認める場合で、かつ他の部局に影響を及ぼすと認める場合は、災对本部の各部長及び事務局長（以下、「部局長」という。）（各課等長）は、本部長（市長）の承認を得て、班の編成替え及び職員の増減（以下、本項において「変更等」という。）を行うことができる。

変更等を行った場合は、他の部局に通報するものとする。

- b 部局長は、上記以外の部局内での編成替え等は、専決処分することができるものとする。
c この配備表に定めない事項で、必要があると認めるものについては、災对本部会議で決定する。

イ 災对本部員等の職務等

(ア) 本部長

- a 市長とする。
b 本部長は、災对本部の事務を総括し、災对本部職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長

- a 副市長及び教育長とする。
b 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等がある場合は、その職務を代行する。

(ウ) 災对本部各部

- a 災对本部に総務部、渉外部、応急復旧部、福祉部、医療・保健衛生部、生活再建支援部、物資等供給部、文教部、防衛部、避難者対応部を置き、以下のとおり構成する。

b 指導監

- (a) 前述2(2)ア(イ)項「部局等の組織」（以下、「部局等の組織」という。）で示す教育次長を充てる。

- (b) 指導監は、教育長の命を受け、文教部全般の指導等を実施する。

- c 部長
- (a) 前述2(2)ア(イ)項「部局等の組織」で示す各課等長を充てる。
- (b) 部長は、本部長の命を受け、当該部に所属する職員等を掌握・指揮等し、後述の「各部等の事務分掌」で示す事務等を遂行する。
- d 副部長
- (a) 「部局等の組織」で示す各課等長、又は各課等課長補佐を充てる。
- (b) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故等ある場合は、その職務を代行する。
- e 班長及び班員
- (a) 「部局等の組織」で示す職員等を充てる。
- (b) 班長及び班員は、所属部長の命を受け、所属部の事務に従事する。
- (I) 災对本部事務局
- a 災对本部に災对本部事務局を置き、以下のとおり構成する。
- b 事務局長
- (a) 防災課長を充てる。
- (b) 事務局長は、本部長の命を受け、事務局に所属する職員等を掌握・指揮等し、後述の「各部等の事務分掌」で示す事務等を遂行する。
- c 事務局員
- (a) 「部局等の組織」で示す職員等を充てる。
- (b) 事務局員は、事務局長の命を受け、事務局の事務に従事する。
- d 本部班
- (a) 勤務時間外における災害発生時において、災对本部の活動体制が整うまでの間、事務局内の本部班をもって通信・連絡体制等の確立を図る。
- (b) 本部班は、「部局等の組織」を基準として、事務局長及び総務部長が指名する職員をもって充てる。
- (オ) 一般避難所運営班（避難者対応部）
- a 本部長は、指定避難所の開設及び運営を行うため、一般避難所運営班を設置する。
- b 一般避難所運営班は、「部局等の組織」を基準として避難者対応部長及び事務局長が指名する職員をもって充てる。
- c 一般避難所運営班は、避難収容人数に応じて配備するものとし、指定避難所の開設及び運営の事務に従事する。
- ウ 各部等の事務分掌

部 局 名	班 名	事 務 分 掌
総 務 部	本 部 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の動員及び配備に関すること。 ○ 部内職員の安否確認・家族通信に関すること。 ○ 部長の命令・指示に関すること。 ○ 情報の受領及び伝達に関すること。 ○ 災对本部内の調整に関すること。 ○ 部内職員の勤務管理に関すること。 ○ 各班との連絡調整に関すること。 ○ 部に対する受援（応援要請）に関すること。
	総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急資材及び物品の調達に関すること。 ○ 災害関係経費の支出に関すること。 ○ 職員の公務災害に関すること。 ○ 災害の予算編成及び財政関係に関すること。 ○ 財務システム復旧及び応急対応に関すること。
	管 理 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市庁舎等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○ 市庁施設の保全管理に関すること。 ○ 公用車の管理、配車及び給油に関すること。 ○ 職員の管理（給食等）に関すること。 ○ 初動における事務局本部班支援に関すること。
渉 外 部	本 部 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の動員及び配備に関すること。 ○ 部内職員の安否確認・家族通信に関すること。

(渉 外 部)	(本 部 班)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部長の命令・指示に関する事。 ○ 情報の受領及び伝達に関する事。 ○ 災对本部内の調整に関する事。 ○ 部内職員の勤務管理に関する事。 ○ 各班との連絡調整に関する事。 ○ 部に対する受援（応援要請）に関する事。
	庶 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の交際及び儀式に関する事。 ○ 本部長（市長）・副本部長（副市長）の秘書に関する事。 ○ 記者会見に関する事。
	渉 外 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員との連絡（各議員の安否確認・登庁議員への対応）に関する事。 ○ 議場の点検（使用可能区域と立ち入り禁止区域の設定）・復旧に関する事。 ○ 職員の安否確認（総括）・家族通信に関する事。 ○ 視察者対応に関する事。 ○ 市民・自治体等からの問合せ（生活再建に関する事を除く。）対応に関する事。
	情報・通信班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集、伝達及び記録整理に関する事。 ○ 防災行政通信機材の被害調査及び応急復旧に関する事。 ○ 防災無線の保守管理に関する事。 ○ 県等との通信確保・維持に関する事。 ○ 被害状況・災害記録の収集・整理に関する事。 ○ その他情報処理、通信保守管理に関する事。
	広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害関係の広報に関する事。 ○ 市民等への情報提供・周知に関する事。 ○ 報道機関への情報提供及び連絡調整に関する事。 ○ 安否情報の公開・統制に関する事。 ○ 情報公開に関する事。
物資等供給部	本 部 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の動員及び配備に関する事。 ○ 部内職員の安否確認・家族通信に関する事。 ○ 部長の命令・指示に関する事。 ○ 情報の受領及び伝達に関する事。 ○ 災对本部内の調整に関する事。 ○ 部内職員の勤務管理に関する事。 ○ 部に対する受援（応援要請）に関する事。 ○ 市域内避難情報の収集・整理に関する事。 ○ 各班との連絡調整に関する事。
	物 資 調 達 調 整 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者対応部、事務局等との連携による調達物品の選定に関する事。 ○ 物資の調達（物資等供給業者・輸送会社との調整等）に関する事。 ○ 県等からの支援物資（義援物資等含む。）の調整等に関する事。 ○ 物資の避難所等への配送に関する事。 ○ 物資の在庫管理に関する事。 ○ 応援職員等の統制に関する事。 ○ 炊き出し物資の調達に関する事。 ○ 物資配送センターとの連絡調整に関する事。 ○ その他、物資の調達・総合調整に関する事。
	物 資 配 送 セ ン タ ー 運 用 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資配送センターの開設に関する事。 ○ 物資配送センターにおける支援物資等配送業務（物資の受け入れ、仕分け、保管、配送）に関する事。 ○ 物資配送センターにおける葉山運送との調整等に関する事。 ○ 物資配送センターにおける在庫管理に関する事。 ○ 応援職員等の現地指示・統制に関する事。 ○ 物資調達調整班との連絡調整に関する事。
生活衛生部	本 部 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の動員及び配備に関する事。 ○ 部内職員の安否確認・家族通信に関する事。 ○ 部長の命令・指示に関する事。 ○ 情報の受領及び伝達に関する事。 ○ 災对本部内の調整に関する事。 ○ 部内職員の勤務管理に関する事。

(生活衛生部)	(本部班)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各班との連絡調整に関すること。 ○ 部に対する受援（応援要請）に関すること。
	生活衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所の開設（確保）に関すること。 ○ 遺体の検視・検案結果の掌握・整理に関すること。 ○ 遺体の回収・移送に関すること。 ○ 埋火葬に関すること。 ○ 被災地の清掃及び消毒に関すること。 ○ し尿の処理に関すること。（仮設トイレ等含む。）
	廃棄物処理班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物の回収・処理に関すること。
福祉部	本部班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の動員及び配備に関すること。 ○ 部内職員の安否確認・家族通信に関すること。 ○ 部長の命令・指示に関すること。 ○ 情報の受領及び伝達に関すること。 ○ 災对本部内の調整に関すること。 ○ 部内職員の勤務管理に関すること。 ○ 各班との連絡調整に関すること。 ○ 生活再建支援部支援金等運用班への業務等助言に関すること。 ○ 部に対する受援（応援要請）に関すること。
	ボランティア運用班	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアの総合調整に関すること。 ○ ボランティアセンター開設要請に関すること。 ○ ボランティアセンターとの連携・調整に関すること。 ○ 炊き出しに関すること。 ○ その他ボランティアに関すること。
	福祉運用班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施設の被害調査に関すること。 ○ 福祉施設の応急復旧に関する調整等に関すること。 ○ 福祉避難所の運営支援に関すること。 ○ 医療・保健衛生部との連携等に関すること。 ○ その他福祉に関すること。
	要配慮者運用班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の被害調査・状況把握に関すること。 ○ 要配慮者の避難支援に関すること。 ○ 福祉避難所の運営支援に関すること。 ○ 医療・保健衛生部との連携等に関すること。 ○ その他要配慮者に関すること。
	福祉避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉避難所の開設に関すること。 ○ 福祉避難所の管理・運営に関すること。 ○ 福祉避難所入所者の状況把握に関すること。 ○ 福祉避難所入所者の要望の収集・整理、本部への報告に関すること。 ○ 福祉避難所入所者への災对本部等の連絡事項の周知、その他の必要な情報提供に関すること。 ○ 一般避難所運営班との連携に関すること。（同一避難所の場合） ○ 応援職員等との現地調整・統制に関すること。 ○ 医療・保健衛生部との連携等に関すること。 ○ 福祉避難所内危険箇所の応急対策に関すること。
医療・保健衛生部	本部班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の動員及び配備に関すること。 ○ 部内職員の安否確認・家族通信に関すること。 ○ 部長の命令・指示に関すること。 ○ 情報の受領及び伝達に関すること。 ○ 災对本部内の調整に関すること。 ○ 部内職員の勤務管理に関すること。 ○ 各班との連絡調整に関すること。 ○ 部に対する受援（応援要請）に関すること。
	医療・保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護活動の総合調整に関すること。 ○ 薬業協会、薬剤師会等との連絡調整に関すること。 ○ 医療品、衛生材料等との調達及び保管に関すること。 ○ 傷病者の収容看護に関すること。 ○ 被災者等の衛生・健康状態の調査に関すること。 ○ 医療救護所の開設・運営・管理に関すること。

(医療・保健衛生部)	(医療・保健衛生班)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の防疫等及び保健衛生活動に関すること。 ○ 職員の健康管理に関すること。 ○ 福祉部（福祉運用班・要配慮者運用班・福祉避難所運営班）との連携等に関すること。 ○ その他医療・保健衛生に関すること。
生活再建支援部	本部班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の動員及び配備に関すること。 ○ 部内職員の安否確認・家族通信に関すること。 ○ 部長の命令・指示に関すること。 ○ 情報の受領及び伝達に関すること。 ○ 災对本部内の調整に関すること。 ○ 部内職員の勤務管理に関すること。 ○ 各班との連絡調整に関すること。 ○ 部に対する受援（応援要請）に関すること。 ○ 市民等からの生活再建に関する相談対応に関すること。
	罹災証明運用班	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 罹災証明の発行に関すること。 ➢ 罹災台帳の作成に関すること。 ➢ その他、罹災証明に関すること。
	調査班	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建物及び宅地の被害調査に関すること。 ➢ 建物及び宅地の被害調査結果の整理に関すること。 ➢ その他、建物及び宅地の被害調査に関すること。
	支援金等運用班	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害慶弔金、災害障害見舞金に関すること。 ➢ 被災者生活再建支援に関すること。 ➢ 義援金品の受付及び配分（調整）に関すること。 ➢ 災害援護資金に関すること。 ➢ その他、当面の生活資金、生活再建資金に関すること。
	税金運用班	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害に伴う各種税の減免等に関すること。 ➢ 被災者等の債務整理支援に関すること。 ➢ その他、税金等の減免・特別措置に関すること。
応急復旧部	本部班	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 職員の動員及び配備に関すること。 ➢ 部内職員の安否確認・家族通信に関すること。 ➢ 部長の命令・指示に関すること。 ➢ 情報の受領及び伝達に関すること。 ➢ 災对本部内の調整に関すること。 ➢ 部内職員の勤務管理に関すること。 ➢ 各班との連絡調整に関すること。 ➢ 部に対する受援（応援要請）に関すること。
	建設班	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害物の除去及び道路交通網の確保に関すること。 ➢ 建設業者への応援要請に関すること。 ➢ 災害対策用機材の確保に関すること。 ➢ 急傾斜地の崩壊対策に関すること。 ➢ 交通規制等応急交通対策に関すること。 ➢ 公園施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ➢ 公園施設の災害応急及び復旧対策に関すること。 ➢ 土木施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ➢ 土木施設の災害応急及び復旧対策に関すること。 ➢ その他交通、道路、土木に関すること。
	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 応急給水対策に関すること。 ➢ 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ➢ 下水道施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ➢ 下水道施設の災害応急及び復旧対策に関すること。 ➢ その他水道・給水・下水・排水に関すること。
	住宅班	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市営住宅の応急対策に関すること。 ➢ 被災住宅の応急対策に関すること。 ➢ 被災住宅の危険度判定に関すること。 ➢ その他住宅に関すること。
	農林水産班	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農地・農業施設及び林業施設の被害調査並びに災害対策に関すること。 ➢ 農畜産物の被害調査及び災害対策に関すること。 ➢ 耕地の排水対策に関すること。

(応急復旧部)	(農林水産班)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 被災農林業者に対する融資等に関する事。 ➤ 水産・漁港施設の被害調査及び災害対策に関する事。 ➤ 被災漁業者に対する融資等に関する事。 ➤ その他農林水産(排水含む。)に関する事。
	商 工 班	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 観光施設等の被害調査に関する事。 ➤ 被災商工業者に対する融資等に関する事。 ➤ 商工施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 ➤ その他商工・観光に係る事。
文 教 部	本 部 班	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 職員の動員及び配備に関する事。 ➤ 部内職員の安否確認・家族通信に関する事。 ➤ 部長の命令・指示に関する事。 ➤ 情報の受領及び伝達に関する事。 ➤ 災对本部内の調整に関する事。 ➤ 部内職員の勤務管理に関する事。 ➤ 部に対する受援(応援要請)に関する事。 ➤ 災害救助法に基づく学用品の給与に関する事。 ➤ 担当施設等への避難情報の収集・整理に関する事。 ➤ 各班との連絡調整に関する事。
	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校施設の被害調査及び災害対策に関する事。 ➤ 児童生徒の避難対策に関する事。 ➤ 児童生徒の授業に関する事。 ➤ 被災児童生徒の救護に関する事。 ➤ 避難所に指定されている学校等との調整等に関する事。 ➤ 被災学校施設及び被災児童の授業に関する事。 ➤ その他学校等との災害対応における調整連絡等に関する事。
	生涯等教育班	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生涯教育施設の被害調査及び災害対策に関する事。 ➤ 保育園等の被害調査及び災害対策に関する事。 ➤ 保育園等児の避難対策に関する事。 ➤ 保育園等児の託児に関する事。 ➤ 避難所に指定されている保育園等との調整等に関する事。 ➤ 文教関係義援金の配分(調整)に関する事。 ➤ 生涯教育関係・保育園等との災害対応における調整連絡等に関する事。
第 1 防 衛 部	本 部 班	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 隊員の動員及び配備に関する事。 ➤ 隊員の安否確認・家族通信に関する事。 ➤ 部長の命令・指示に関する事。 ➤ 関係機関等との連絡調整に関する事。 ➤ 災对本部内の調整に関する事。 ➤ 隊員の勤務管理に関する事。 ➤ 各班との連絡調整に関する事。 ➤ 部に対する受援(応援要請)に関する事。
	第 1 ~ 2 防 衛 班	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報収集及び巡視警戒に関する事。 ➤ 防災及び人命捜索・救助に関する事。 ➤ 避難指示及び誘導に関する事。 ➤ 水防時における警戒区域の設定に関する事。 ➤ 陸閘等の点検・閉鎖・開放に関する事。 ➤ 水防時における住民等への水防従事命令指示に関する事。 ➤ 応急救助及び危険箇所の調査に関する事。 ➤ 消防、水防及びその他災害応急措置に関する事。
第 2 防 衛 部	本 部 班 (第 1 防衛部と合同)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 隊員の動員及び配備に関する事。 ➤ 隊員の安否確認・家族通信に関する事。 ➤ 部長の命令・指示に関する事。 ➤ 関係機関等との連絡調整に関する事。 ➤ 災对本部内の調整に関する事。 ➤ 隊員の勤務管理に関する事。 ➤ 各班との連絡調整に関する事。 ➤ 部に対する受援(応援要請)に関する事。
	第 1 ~ 6 防 衛 班	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報収集及び巡視警戒に関する事。 ➤ 防災及び人命捜索・救助に関する事。

(第2防衛部)	(第1～6防衛班)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難指示及び誘導に関すること。 ➤ 水防時における警戒区域の設定に関すること。 ➤ 陸閘等の点検・閉鎖・開放に関すること。 ➤ 水防時における住民等への水防従事命令指示に関すること。 ➤ 応急救助及び危険箇所の調査に関すること。 ➤ 消防、水防及びその他災害応急措置に関すること。
避 難 者 部 対 応	本 部 班	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 職員の動員及び配備に関すること。 ➤ 部内職員の安否確認・家族通信に関すること。 ➤ 部長の命令・指示に関すること。 ➤ 情報の受領及び伝達に関すること。 ➤ 災对本部内の調整に関すること。 ➤ 部内職員の勤務管理に関すること。 ➤ 部に対する受援（応援要請）に関すること。 ➤ 市域内避難情報の収集・整理に関すること。 ➤ 各班との連絡調整に関すること。 ➤ 消防分団との協調及び管内巡視（避難先）に関すること。
	一 般 避 難 所 運 営 班	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難所の開設に関すること。 ➤ 避難所の管理・運営に関すること。 ➤ 指定避難所の避難者及び近傍の避難先の避難者（以下「避難者等」という。）状況把握に関すること。 ➤ 避難者等の要望の収集・整理、本部への報告に関すること。 ➤ 避難者等への災对本部等の連絡事項の周知、その他必要な情報提供に関すること。 ➤ 福祉避難所運営班との連携に関すること。（同一避難所の場合） ➤ 応援職員等との現地調整・統制に関すること。 ➤ 避難所内危険箇所の応急対策に関すること。
	広 域 避 難 運 営 班	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 広域避難に係る事務局との連携・調整に関すること。 ➤ 広域避難に係る職員等の調整・管理に関すること。 ➤ 広域避難者の選定・掌握に関すること。 ➤ 応援職員等の配置、広域避難先における管理調整に関すること。 ➤ 広域避難者の広域避難先への移動に関すること。 ➤ 広域避難者の広域避難先における管理に関すること。 ➤ 広域避難者への必要な情報提供に関すること。 ➤ 広域避難に係る県、輸送会社、広域避難先他町、関係機関との調整に関すること。 ➤ その他広域避難に関すること。
事 務 局	本 部 班	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 職員の動員及び配備に関すること。 ➤ 局内職員の安否確認・家族通信に関すること。 ➤ 本部長及び事務局長の命令・指示に関すること。 ➤ 災对本部内の調整に関すること。 ➤ 情報の受領及び伝達に関すること。 ➤ 災害救助法の申請・調整に関すること。 ➤ 部内職員の勤務管理に関すること。 ➤ 各班との連絡調整に関すること。 ➤ 局に対する受援（応援要請）に関すること。
	運 用 ・ 調 整 班	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災对本部（災对本部会議）の運営に関すること。 ➤ 県及び関係機関との全般連絡調整に関すること。 ➤ 避難情報の発令・解除に関すること。 ➤ 陸閘等の開閉調整に関すること。 ➤ 災害対策全般対策・調整等に関すること。 ➤ その他災害対応における連絡調整会議等に関すること。
	受 援 調 整 班	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県への災对本部活動等、全般業務に関する報告・通報に関すること。 ➤ 応援要請に関すること。 ➤ 応援要請に関する部内調整等に関すること。 ➤ 応援職員等との受入までの総合調整に関すること。 ➤ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ➤ その他、県等への各種要請・報告に関すること。

- (イ) 補足事項
 - a 各部局は、業務の緊急性に応じ、本部長（市長）の指示がある場合は、他の部局の業務を応援するものとする。
 - b 各部等は、前述(ア)項で示す事務分掌によるほか、須崎市行政組織規則（昭和46年須崎市規則第16号）に定める事務分掌より処理するものとする。

3 災対本部会議

(1) 全般

災害応急対策等について協議等するため、災対本部会議を実施する。

(2) 構成

災対本部会議は、本部長、副本部長及び本部長が指名する職員（各部局長を基準）等をもって組織する。

(3) 事務分掌

災対本部会議の事務分掌は、別に定める。

(4) 招集

災対本部会議は、必要に応じ、本部長が招集し、本部長がその会議の議長にあたる。

第2節 組織動員等

1 職員等の動員・配備

- (1) 災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、災害対策を迅速かつ的確に実施するため、災害の態様、規模等を勘案し、必要な職員等を動員・配備する。
- (2) 動員指令は、災対本部開設前にあっては市長、開設後にあっては本部長の命によって行うものとする。

2 配備体制

(1) 全般

ア 市域において災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合で、以下に示す「配備基準等」に該当した場合は、別に示す「須崎市職員防災配備要領（非常配備体制（風水害、地震・津波災害）」（以下、「防災配備」という。）に基づき、速やかに職員等を配備するものとする。

イ 配備体制の種類は、災害対応強度等に応じて、災対本部を設置して対応する1次配備（警戒体制）、2次配備（厳重警戒体制）、必要に応じた災対本部関係各部局長及び関係部局長が指名する職員（以下、「関係各部局長等」という。）をもって対応する準備体制、防災担当職員等で対応する注意体制とする。

ウ 配備体制を呼称する場合は、災対本部（1次配備）、災対本部（2次配備）、市町村配備（注意体制）、市町村配備（準備体制）とする。

(2) 配備基準等

配備区分		配備基準	配備対象職員(*)
市町村配備	注意体制	◆ 市域に気象警報が発表され、災害発生が予想される場合	◆ 防災課職員 ◆ 関係課等職員
	準備体制	◆ 市域の気象状況が悪化するおそれのある場合 ◆ その他、市長が必要と認める場合	◆ 災対本部 関係部局長等

配備区分		配備基準	配備対象職員(*)
災害対策本部	1次配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市域に気象警報が発表され、相当規模の災害発生が予想される場合 ◆ 災害が局地的である場合、又は比較的軽微な規模で発生した場合 ◆ 市域の河川が外水氾濫基準等に該当した場合 ◆ その他、本部長が必要と認める場合 	◆ 防災配備で示す1次配備職員
	2次配備 (厳重警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市域に気象警報、又は特別警報が発表され、大規模な災害発生が確実と判断される場合 ◆ 局地災害であっても、特にその地域に甚大な被害をもたらすことが予想される場合 ◆ その他、本部長が必要と認める場合 	◆ 防災配備で示す2次配備職員

* 配備対象職員を要約しており、細部は、別に示す「防災配備」を参照すること。

(3) 市町村配備（注意・準備体制）における各課等の事務分掌等

ア 上記（2）項に示す配備基準等に示す災害等に対応するための市町村配備（注意・準備体制）における各課等の事務分掌は、以下のとおりとする。

イ 事務分掌

課等名	情報収集すべき内容	事務分掌
各課等共通	○ 人的被害 (情報収集すべき内容を収集中に入手できたもの。)	○ 職員の動員、配備に関すること。 ○ 部門内の総合調整に関すること。 ○ 示された情報の収集 ○ 上記以外に承知した被害等情報の提供
総務課	○ 市庁舎等被害状況	○ 共通事項
税務課	○ 住宅被害状況	○ 共通事項
企画情報課	○ 市営交通施設被害状況	○ 共通事項 ○ 情報の収集、伝達、記録整理に関すること。
プロジェクト推進室	○ 災害情報	○ 共通事項 ○ 収集内容の市長への報告
環境未来課	○ 衛生施設被害状況	○ 共通事項
福祉事務所	○ 職員等被害状況 ○ 社会福祉施設被害状況	○ 共通事項
子ども・子育て支援課	○ 保育施設被害状況 ○ 児童、職員等被害状況	○ 共通事項
長寿介護課 健康推進課 (上記各課連携)	○ 社会福祉施設被害状況 ○ 高齢者福祉施設被害状況 ○ 医療施設被害状況	○ 共通事項 ○ 要援護者、福祉施設の被害調査等に関すること。 ○ 医療救護活動の総合調整に関すること。
農林水産課	○ 海岸、港湾及び漁港施設被害状況 ○ 農業施設被害状況	○ 共通事項 ○ 被害調査及び災害対策に関すること。
建設課	○ 土砂災害等の被害状況 ○ 河川、道路、橋梁等の被害状況 ○ 交通規制状況	○ 共通事項 ○ 被害調査及び災害対策に関すること。
上下水道課	○ 水道施設被害状況 ○ 下水道及び排水施設の被害状況	○ 共通事項 ○ 応急給水対策に関すること。
住宅・建築課	○ 市営住宅施設被害状況	○ 共通事項 ○ 応急対策に関すること。
学校教育課	○ 学校等の被害状況 ○ 生徒、教員等被害状況	○ 共通事項 ○ 被害調査及び災害対策に関すること。
生涯学習課 文化スポーツ・観光課 (上記各課連携)	○ 社会教育施設等の被害状況	○ 共通事項 ○ 被害調査及び災害対策に関すること。
元気創造課	○ 指定避難所施設等の被害状況 ○ 商工関係施設被害状況	○ 共通事項 ○ 管内情報の収集・報告、本部との連絡に関すること。

(元気創造課)	(前頁に同じ。)	○ 指定避難所(学校、公民館等)の開設・管理運営に関すること。
防 災 課 (須崎消防署)	○ 災害(被害全般)等の状況 ○ 災害に直結する気象等の状況 ○ 県、国等の対応状況 【市長への取り纏め報告】	○ 共通事項 ○ 災対本部移行に関すること。 ○ 被害調査及び応急復旧に関すること。 ○ 情報の受領、伝達に関すること。 ○ 市長の指示、命令に関すること。 ○ 県、関係機関等との連絡調整に関すること。 ○ 避難命令、指示の伝達に関すること。

3 職員の動員等の要領

(1) 勤務時間内

ア 市町村配備(注意体制及び準備体制)で対応する場合

(ア) 防災課長(事務局長)は、入手した気象情報等から配備基準に照合し、注意体制、又は準備体制を判断し、他部課等の職員を動員する必要がある場合は、同職員の所属課等長と調整等を終了した後に、市長(本部長)に体制移行等について報告して承認を受けるものとする。

(イ) 市長(本部長)承認受け後の行動

a 注意体制の場合

防災課長(事務局長)は、対応のための職員を動員(他課等の職員の動員が必要な場合は、他課等長指示による動員)し、県との調整等、気象情報・被害等の情報入手、住民の問合せ対応等にあたるものとする。

b 準備体制の場合

(a) 防災課長(事務局長)は、当面の災害対応のために必要な各課等長(各部局長)を参集して、事後の対応等について協議した後、災害対応等にあたるものとする。

(b) 状況上急を要する場合は、市長(本部長)承認受け時に、災害対応等に関係する各課等長(各部局長)に同席を求め、会議等を実施した後、事後の災害対応等にあたるものとする。

イ 災対本部(1次配備及び2次配備)で対応する場合

(ア) 事務局長(防災課長)は、配備基準の要件となる情報を確認した場合は、副本部長(副市長・教育長)の同席により、本部長(市長)に必要な情報を提供するとともに、災対本部の設置、当面の対応行動(避難情報の発令及び県への要請事項等を含む。)等について承認を受けるものとする。

この際、急を要する場合は、本部長(市長)承認時に、副本部長(副市長・教育長)のほか、災害対応等に関係する各部局長(各課等長)に同席を求め、会議等を実施した後、事後の災害対応等にあたる場合がある。

(イ) 本部長(市長)の承認受けが終了した事務局長(防災課長)は、各部局長を参集(本部長(市長)承認受け時に同席した場合を除く。)し、当面の必要な指示等を伝達するとともに、本部班等に対して、各種の情報収集、県との連絡手段の確保、災対本部設置等の準備、消防署・消防団・他の機関等との情報共有等、住民に対する避難情報の発令等について指示するものとする。

(ウ) 事務局長(防災課長)から指示等を受けた各部局長は、必要な職員を動員して、事後の災害対応等にあたるものとする。

(2) 勤務時間外

ア 市町村配備(注意体制及び準備体制)で対応する場合

(ア) 防災課長(事務局長)は、電話、又はメール等の手段により、勤務時間内の行動に準じて、市長(本部長)に体制移行等について報告して承認を受けるものとする。

- (イ) 防災課長（事務局長）は、災害対応上必要な各課等長（各部局長）を参集するとともに、参集された各課等長（各部局長）は、災害対応上必要な職員を動員して対応にあたるものとする。
- (ウ) 市長（本部長）承認受け後の行動
勤務時間内の行動に準じて行動する。

イ 災対本部（1次配備及び2次配備）で対応する場合

(ア) 1次配備で対応する場合

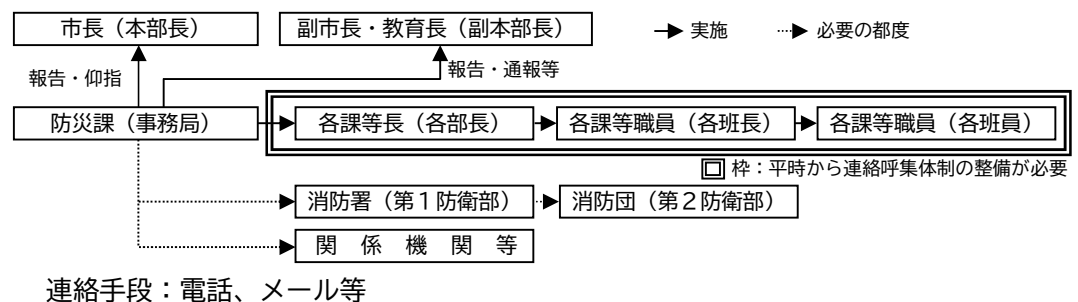
- a 事務局長（防災課長）は、配備基準の要件となる情報を確認した場合は、速やかに本部班等を動員するとともに、電話、又はメール等の手段により、本部長（市長）に必要な情報を提供し、勤務時間内に準じた内容等について承認を受けるものとする。
必要がある場合は、副部長（副市長・教育長）へ通報等を実施するものとする。
- b 事務局長（防災課長）は、職員等が別命なく登庁しなければならない災害以外の場合は、動員された本部班等の一部をもって電話、又はメール等の手段により、副本部長（既に、通報等を実施した場合を除く。）及び関係する各部局長に連絡して登庁を求めるとともに、本部班等をもって、各種の情報収集、県との連絡手段の確保、災対本部設置等、勤務時間内の行動に準じた準備等を実施させるものとする。
この際、連絡を受けた各部局長は、別に示す「防災配備」に基づき所属等する職員を動員させるものとする。
- c 事務局長（防災課長）は、本部長（市長）、副本部長（副市長・教育長）及び部局長（各課等長）が登庁した段階で、災害対応等に関する会議等を実施した後、事後の災害対応にあたるものとする。

(イ) 2次配備で対応する場合

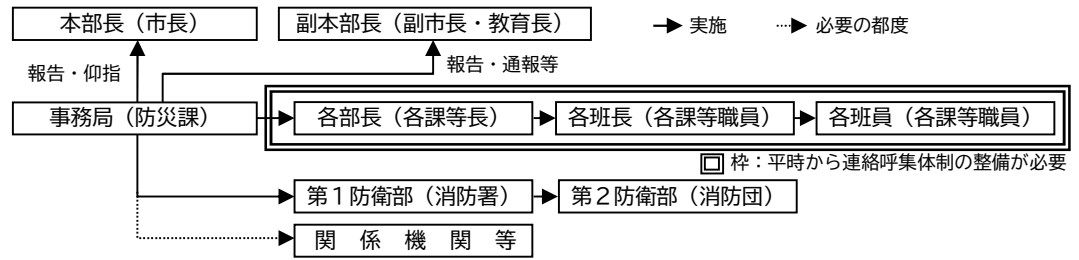
- a 事務局長（防災課長）は、1次配備の行動に準じて、本部長（市長）への情報提供・承認受け等、副本部長（副市長・教育長）への通報等、各部局長（各課等長）への連絡等及び本部班等への動員等を実施するものとする。
この際、連絡要領については、事務局長（防災課長）の判断により、本部班等の職員を活用する等、短時間内の連絡に努めるものとする。
- b 連絡を受けた各部局長（各課等長）を通じて、別に示す「防災配備」に基づき所属等する職員を動員させる。（職員等が別命なく登庁しなければならない災害の場合を除く。）
- c 事務局長（防災課長）は、本部長（市長）、副本部長（副市長・教育長）及び各部局長が登庁した段階で、災害対応等に関する会議等を実施した後、事後の災害対応にあたるものとする。

(3) 市職員の参集等連絡システムの基準（勤務時間外）

ア 市町村配備で対応する場合



イ 災对本部で対応する場合



連絡手段：電話、メール、防災行政無線等、あらゆる連絡手段を活用する。

(4) 動員指令等を受けた（別命なく参集する場合を含む。）職員の参集等対応

ア 職員の参集場所は、災对本部、又は各配備部署とし、参集できない場合は、職員の居住地、又は最寄りの地方部（公民館、指定避難所等）とする。

イ 職員の参集状況は、上司（災对本部の場合は、各班長を通じて各部署長）に報告するとともに、参集場所に参集できない場合は、上司（災对本部の場合は、各部署長）にその理由を報告した後、指示を受けるものとする。

ウ 報告を受けた上司は、部下職員の状況を取りまとめ、総務課長（総務部長）に報告するとともに、防災課（事務局）に通報するものとする。

4 被害の調査及び報告

- (1) 各課等長（各部署長）は、処理すべき事務分掌等について、被害等の状況を調査し、別に定める様式により、防災課（事務局）に通報するものとする。
- (2) 各課等長（各部署長）が実施する被害等調査は、必要がある場合は、他の課等長（部署長）に協力を求めるものとし、協力を求められた各課等長（各部署長）は、事務分掌等の実施に支障を及ぼさない範囲で、これに協力するものとする。
- (3) 通信手段の途絶等により、被害等情報の収集成果が事後の災害対応を行う上で十分ではない場合は、県、関係機関等に調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材の協力を要求する等、あらゆる手段を尽くして被害等情報の把握に努めるものとする。

第3節 避難情報及び避難誘導

1 全般

- (1) 風水害等の災害時においては、災害に関する予報若しくは警報を住民に対して伝達し、状況に適した「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」（以下、「避難情報」という。）を発令して、迅速かつ的確な避難行動を促すものとする。
- (2) 必要に応じて指定避難所の開設等、適切な災害対応手段を講じて、住民等の生命、又は身体を災害から保護するほか、災害の拡大防止を図るものとする。
- (3) 各種災害に対する警戒避難体制の整備は、別添「各種災害に対する警戒避難体制の整備」の定めにより対応するものとする。

2 避難情報

(1) 全般

市長（本部長）、又は法令等で示される者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して資料4で示す警戒レベルを基本として、危険な場所から高齢者等の避難を促す「高齢者等避難」、危険な場所から全員の避難を指示する「避難指示」及び命の危険・直ちに安全確保を指示する「緊急安全確保」の避難情報を発令し、住民等の生命、又は身体を災害から保護するほか、災害の拡大防止を図るものとする。

(2) 実施責任区分等

ア 避難情報は、実施責任者、又はその委任を受けた者が行うものとする。

イ 災害対応の緊急性等を踏まえ、市長（本部長）が発令すべき「避難情報」の権限の一部を市職員、消防署職員等に委任する等の処置を準備するものとする。

ウ 実施責任区分等表

実施責任者	警戒レベル	避難情報種別	災害種別	措置等	根拠等
市長 (本部長)	3	高齢者等避難	災害全般	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市長は、災害対策基本法第56条1項の規定により必要な通知又は警告をするにあたっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。 ➢ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命、又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し避難のための立ち退きを指示することができる。 ➢ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命、又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示することができる。 	災害対策基本法 第56条第2項 第60条第1項 第60条第3項 地方自治法 第153条 第1項
	4	避難指示			
	5	緊急安全確保			
警察官 海上保安官	4	避難指示	災害全般	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退き、又は緊急安全確保措置（以下、本項目において「避難指示等」という。）を指示することができる。 	災害対策基本法 第61条
	5	緊急安全確保			
警察官	4	避難指示	災害全般	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。 	警察官職務執行法 第4条
	5	緊急安全確保			
水防管理者 (市長)	4	避難指示	洪水 高潮	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 洪水、雨水出水、又は高潮によって氾濫による、著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認める区域内の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のための立ち退くべきことを指示できる。 (指示する場合は、警察署長へ通知) 	水防法 第29条
水防団長、 水防団員又は 消防機関に 属する者	-	-	災害全般	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。 	水防法 第21条
警察官				<ul style="list-style-type: none"> ➢ 上記の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。 	

県知事、又はその命を受けた職員	4	避難指示	洪水 高潮 地滑り	<ul style="list-style-type: none"> 洪水、高潮の氾濫、地すべり等によって、著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要な区域内の居住者に対して避難のための立ち退くべきことを指示できる。(指示後は、直ちに警察署長へ通知) 	水防法 第29条 地すべり等防止法 第25条
-----------------	---	------	-----------------	---	---------------------------------

(3) 市長（本部長）が発令する「避難情報」の判断要領等

ア 「避難情報」は、後述(4)項で示す基準等を基礎として、水位・雨量・潮位等の数値変化の予想、気象警報・特別警報及び土砂災害警戒情報等の防災情報に基づいた客観的な推移等判断、今後の気象予測や河川巡視等からの報告によって「避難情報種別」を総合的に判断して必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令するものとする。

イ 「緊急安全確保」を発令する場合は、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容へと特に促したい場合等に発令することが考えられるが、必ず発令しなければならないわけではなく、後述(4)項で示す基準等を基礎として行動変容を特に促したい場合を至当に判断して発令するものとする。

ウ 気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の2に基づく特別警報が発表された場合は、避難情報発令の対象地区の範囲が十分であるかを再度検討するものとする。

(4) 判断基準等

避難情報種別	警戒レベル	判断基準等				
避難情報発令の準備	1	<ul style="list-style-type: none"> 被害が発生していないものの、高知地方気象台から気象・地象・水象に関する警報が発表され、これの悪化する可能性が高く被害が発生すると見積もられる場合 関係官公署から豪雨・台風・高潮等・災害に関する通報があり、これの悪化する可能性が高く被害が発生すると見積もられる場合 市域内の河川が氾濫注意水位を超過し、更なる増水から洪水の可能性が高く被害が発生すると見積もられる場合 市域内において、被害を伴わない軽易な地すべり、山くずれ、がけくずれの発生を確認した場合で、気象状況等の悪化から被害が発生すると見積もられる場合 緊急性を伴わない火災が発生し、気象状況等から、火災が拡大し被害が発生すると見積もられる場合 				
高齢者等避難	3	<table border="1"> <tr> <td>河川の 外水 氾濫 等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 新荘川【桜川】水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である3.00m【2.30m】に到達しかつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 新荘川【桜川】水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.60m【2.50m】に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） その他の河川が、堤防断面積の80%の水位を超過する可能性があるとして判断した場合 すべての河川が、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」となった場合 すべての河川の堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 </td> </tr> <tr> <td>土砂 災害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は、市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は、適切に絞り込む。） 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合（夕刻時点で発令） </td> </tr> </table>	河川の 外水 氾濫 等	<ul style="list-style-type: none"> 新荘川【桜川】水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である3.00m【2.30m】に到達しかつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 新荘川【桜川】水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.60m【2.50m】に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） その他の河川が、堤防断面積の80%の水位を超過する可能性があるとして判断した場合 すべての河川が、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」となった場合 すべての河川の堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 	土砂 災害	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は、市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は、適切に絞り込む。） 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合（夕刻時点で発令）
河川の 外水 氾濫 等	<ul style="list-style-type: none"> 新荘川【桜川】水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である3.00m【2.30m】に到達しかつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 新荘川【桜川】水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.60m【2.50m】に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） その他の河川が、堤防断面積の80%の水位を超過する可能性があるとして判断した場合 すべての河川が、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」となった場合 すべての河川の堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 					
土砂 災害	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は、市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は、適切に絞り込む。） 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合（夕刻時点で発令） 					

(高齢者等避難)	(3)	高潮	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 (数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表) ◆ 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合 ◆ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、高知県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)
避難指示	4	河川の外水氾	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新荘川【桜川】水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)である3.60m【2.50m】に到達したと発表(確認)された場合 ◆ その他の河川が、堤防断面積の80%の水位を超過した場合 ◆ すべての河川が、洪水警報の危険度分布で「紫(危険)」となった場合 ◆ すべての河川の堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
		土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 (※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込む。) ◆ 土砂災害の危険度分布で「紫(危険)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 ◆ 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
		高潮	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])、又は高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合 ◆ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合) (夕刻時点で発令)
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令) ◆ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令) ◆ 火災が発生し、延焼以上に拡大する可能性が高いと判断した場合
緊急安全確保	5	河川の外水氾濫等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 洪水害の危険度分布で「黒(災害切迫)」となった場合 ◆ 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合 ◆ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により、決壊のおそれが高まった場合 ◆ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合、若しくは機場の運転を停止せざるをえない場合 (支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。)
		災害が発生	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 堤防の決壊、若しくは越水・溢水が発生した場合、若しくは水防団からの報告等により把握できた場合 ※ 災害発生を確認した場合でも、上記「災害が切迫」間に、緊急安全確保を発令している地域が同一の場合は、再度の発令は実施せず、具体的な災害の発生状況、考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。(以下、同じ。)

(緊急安全確保)	(5)	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 土砂災害の危険度分布で「黒（災害切迫）」となった場合 ◆ 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込む。）
		土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 土砂災害の発生が確認された場合
	高潮	災害が切迫	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水門、陸閘等の異常が確認された場合 ◆ 潮位が海岸堤防等を超え、浸水が発生したと推測される場合
		災害が発生	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 海岸堤防等が倒壊した場合 ◆ 異常な越波・越流が発生した場合

(5) 判断の参考となる事項（過去の教訓等）

項目	参考事項		
新 庄 川 の 外 水 氾 濫 等	避難が予想される地区 (巡視等の重点地区)	避難予定先避難所等	
	岡本地区 西町地区 (河口周辺地域含む。)	新庄小学校 人権交流センター 須崎公民館	避難所の特性
			避難が予想される地区から約1km以内であり、徒歩15分程度で避難が可能
	判 断 水 位		
	氾濫危険水位（避難指示判断水位）	3.60m	
	氾濫注意水位（高齢者等避難判断水位）	3.00m	
	水防団待機水位	2.50m	
	参 考 と な る 事 項		
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新庄川は、本河川水位上昇に起因する内水氾濫は、田及び畑以外は発生しない。 ◆ 対象地区は下郷地点より下流2km付近の河口部であり、潮汐の影響を受けるため満潮時間、台風の勢力、接近状況等を総合的に検討する。 ◆ 上流津野町葉山地区で降った雨が約1時間後に下郷水位観測地点に到達すると予測される。 ◆ 上流津野町葉山地区において、時間雨量50mm程度の降雨があると、下郷地点で約30～50cm程度の水位上昇が予測される。 		
	情 報 の 収 集 先 等		
河川水位・雨量情報	高知県総合防災情報システム		
雨量等情報	高知地方气象台 (088-822-8883)		
道路情報等	高知県須崎土木事務所 (0889-42-1700)		
桜 川 の 外 水 氾 濫 等	避難が予想される地区 (巡視等の重点地区)	避難予定先避難所等	
	小浜地区 (桜川観測所地点(神田)より上流1.5km付近の地区)	吾桑公民館	避難所の特性
			避難対象地域内の指定避難所までの距離は、最大で0.5kmであり、徒歩5分程度で避難が可能

項目	参考事項	
(桜川の 外水氾濫等)	判断水位	
	氾濫危険水位(避難指示判断水位)	2.50m
	氾濫注意水位(高齢者等避難判断水位)	2.30m
	水防団待機水位	1.80m

(6) 避難情報の発令

ア 留意事項等

- (ア) 避難情報は、実施責任者、又はその委任を受けた者が行う。
- (イ) 避難が必要と判断した時期が夜間や早朝であっても、躊躇することなく避難情報を発令することが必要である。
- (ウ) 発令は、住民が危険の切迫、発令された避難情報の内容等を容易に理解できるよう、警戒レベルを用いるとともに、簡潔な伝達文にする等、創意工夫を行うものとする。
- (エ) 伝達手段は、本市独自の伝達手段に止まることなく、あらゆる伝達手段の運用を検討し、錯綜した状況においても住民に対して避難情報の内容等の確実な伝達に努めるものとする。

イ 発令の要素等

- (ア) 避難情報の発令者
- (イ) 避難情報の理由
- (ウ) 対象地域、又は地区及び対象となる居住者等
- (エ) 避難先
- (オ) 避難経路
- (カ) その他の注意事項

ウ 伝達手段等

- (ア) 本市独自の伝達手段等
 - a 防災行政無線
 - b 本市ホームページ等
 - c デジタル簡易無線
 - d 街宣(広報車、消防署・団等)
 - e 個別訪問(市職員、消防署・団職員等)
 - f サイレン
- (イ) その他(活用、又は依頼によるもの。)
 - a 全国瞬時警報システム(J-アラート)
 - b 民間報道関係(L-アラート、ケーブルテレビ、テレビ、ラジオ等による放送)
 - c 携帯電話(緊急速報メール、エリアメール等)

(7) 避難情報発令時の報告

- ア 市長(本部長)が発令した場合は、県知事に対して報告するとともに、須崎警察署長に通報するものとする。
- イ 市長(本部長)以外の者が発令した場合は、速やかに市長(本部長)に対して報告するとともに、これを受理した市長(本部長)は、前項に準じた報告等を実施するものとする。

(8) 避難情報の解除

- ア 避難情報の解除は、避難情報発令責任者が発令する。
- イ 避難情報解除を発令する者は、被害を与えた直接的な原因の推移予測、被害対応の状況等を総合的に勘案して避難情報の解除を判断する。この際、必要に応じて、県等に対して技術的な助言を求めた上で解除判断をすることが重要である。

ウ 避難情報の解除においては、いずれの避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令していたとしても、段階的にその避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除することを基本とする。ただし、土砂災害の危険性が高まる等への災害対応によっては、緊急安全確保を発令した地域・居住者等に対して、安全確保等のため立退き避難を促す避難指示を発令する場合等が考えられるため、柔軟に対応する必要がある。

エ 避難情報を解除する場合は、直ちに、多様な手段を活用し、避難している住民が十分に把握できる方法でその旨を公表・周知するとともに、県知事に報告するものとする。

3 避難行動等

(1) 避難行動の種類等

ア 全般

(ア) 避難行動には、身の安全を確保するためにとる行動として「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」があるが、基本となる最も望ましい避難行動は、災害リスクのある地域等から安全な場所等へ移動する「立退き避難」である。

(イ) 「立退き避難」ができない場合、又は災害の種類、現存する家屋等の状況、対応準備の状況、対応する時間の状況等に応じて居住者等自らが判断した場合には、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の避難行動をとる場合が考えられる。

イ 立退き避難

(ア) 災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所へ移動することをいい、基本となる最も望ましい避難行動である。

(イ) 避難先としては、災害に対して安全な場所である本市が指定する指定避難所、親戚・知人家宅、旅館・ホテル等が考えられる。

(ウ) すべての災害に対して有効な避難行動である。

ウ 屋内安全確保

(ア) 災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮災害に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動であるが、自宅・施設等が浸水するおそれがあるため、少なくとも以下の条件が満たされている必要がある。

a 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存在していないこと。

（下線部：家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域をいう。）

b 自宅・施設等に浸水しない居室があること。

c 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること。

（下線部：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれや電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあることをいう。）

(イ) 避難先としては、自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難と呼称されることもある。）や自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（待避）ことが考えられる。

(ウ) 洪水等及び高潮災害に対して対処できる避難行動である。

エ 緊急安全確保

(ア) 「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった、又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかつた等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

(下線部：災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している、がい然性が高い状況をいう。)

(イ) 考えられる避難先（必ずしも安全ではないことを認識）

a 浸水リスクに対しては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動することが考えられる。

b 土砂災害リスクに対しては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動することが考えられる。

(ウ) すべての災害に対して対処せざるを得ない避難行動である。

(2) 避難の要領

ア 避難は、原則として住民自らが行うものとし、前述3（1）項に示す避難行動に応じた避難先を選定するものとする。

イ 災害の状況等により、必要な場合は、消防、警察、防災関係機関、地元自治会組織自主防災組織等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的な避難誘導を行うものとする。

ウ 避難誘導を行うにあたっては、緊急に避難を要する地域から避難させるものとし、要配慮者、特に避難行動要支援者を優先し、配慮に努めつつ避難させるものとする。

エ 避難誘導・支援等は、各関係機関及び団体等で定められたマニュアル等に基づき、避難誘導者・支援者自身の安全確保に留意して実施するものとする。

(3) 避難行動の留意事項

ア 火災における「屋内安全確保」においては、火災の煙等を避けるため住宅内の一番低い部屋への避難が有効な場合がある。

イ 車内での避難が長時間になる場合は、エコノミークラス症候群、熱中症、一酸化炭素中毒等への注意が必要である。

ウ 指定避難所等への立退き避難以外の避難行動を行う場合は、安否確認等のため地域住民の方等への通報等に留意する。

4 指定避難所及び指定福祉避難所の開設、閉鎖等

(1) 指定避難所の開設等

ア 災害の発生が予想され「避難情報」の発令が予測される場合で必要であると認める場合は、先行的に市職員を開設予定の指定避難所へ派遣して、同避難所の開設等の措置を行うものとする。

イ 災害対応等状況により、市職員の派遣が困難な場合は、速やかに施設管理者、地域コミュニティ、自主防災組織等へ連絡し、指定避難所の開設等への支援・協力を要請等するものとする。

ウ 指定避難所の開設は、指定避難所ごとの開設・運営マニュアルを平時から整備し、これに基づく円滑な開設等に努めるものとする。

エ 開設・運営マニュアルは、長期間の避難所生活を考慮して良好な生活環境が構築できる体制整備について記載が成されるように努めるものとする。

オ 指定避難所の円滑な開設等を行うため、指定避難所の開設・運営マニュアルに基づき、市職員、自主防災組織等が協同して行う指定避難所の開設等の防災訓練等に積極的に取り組む等、平時から市政と住民との連携・協力体制の構築に努めることが必要である。

カ 指定避難所の開設においては、当初からパーティションや簡易・段ボールベットの設置、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、良好な生活環境の構築のために必要な対策を講じるものとする。

キ 指定避難所の運営が長期間になる場合は、住民による指定避難所の運営ができる体制に移行ができるように着意するものとする。

また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク 指定避難所の運営における避難者対応の判断は、避難者全員に対する平等性や公平性だけを重視するのではなく、避難者の状態（要配慮者、性別（性的マイノリティ含む。）、国籍、障害の有無・程度、家族や介助の有無・状況、健康状態等）に基づき、「一番困っている人」の観点から優先順位をつけ、柔軟・機敏かつ臨機応変に対応することが重要であるとともに、優先順位に基づく対応を行う場合は、必要に応じて避難者全員に実情を周知・説明して理解を得ることが円滑な避難所運営を実施するためには必要である。

ケ 指定避難所は、動物同行避難が可能な避難所設置に努めるものとする。

コ 災害により、住居を消失等された住民が避難する指定避難所は、長期間の使用の可能性、良好な生活環境等を考慮して、特定の指定避難所を指定するものとする。

サ 指定避難所の運営においては、感染症対策（3密の回避、換気、手指の消毒、マスクの装着等）に留意するものとする。

(2) 指定福祉避難所（以下、この項においては「避難所」という。）の開設等

ア 避難所の開設等判断

避難所の開設は、災害の規模、避難所の利用者（避難所での生活に特別な配慮を必要とする方であり、具体的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケアを必要とする方とその家族をいい、以下、「利用者」という。）のニーズや避難所の受入の可否判断等の状況から本市（災対本部）が判断する。

利用者の避難所への入所は、①利用者の判断で本市に連絡せずに直接、避難所に入所する場合（この場合は、利用者、本市及び入所予定の避難所（施設管理者等）間の事前調整や公示等（利用者以外が避難所へ入所しない等を目的としたもの。）等の処置が完了していることが前提となる。）、②本市に連絡後、避難所へ入所する場合、③一般避難所へ一度入所後、体調等の状態から本市に連絡等した後に入所する場合が考えられるが、理想は、①であり、本市としてもこれの実現に向け検討・努力すべきであるが、現状（本市の利用者状況の把握、利用者本人（家族）の同意の有無、利用者数と避難所の受入数の算定、避難所の受入体制整備の完整状況、受入に関する本市と避難所（施設管理者等）との調整・連携状況等）を踏まえると、③が妥当であり、①の体制整備等が完了するまでは、③の利用者が一般避難所に入所後、本市に連絡した後、本市から示される避難所へ入所する等の手順を基本として対応するものとする。

イ 利用者を避難所へ入所させると本市（災対本部）が判断した場合の手順等

(ア) 本市（災対本部）は、利用者全数及び避難所（施設）の状況（受入可能の可否）を把握し、利用者が入所する避難所を割り当てる。

（緊急性がある場合は、柔軟に個別対応するものとする。）

(イ) 割り当てた避難所（施設）が、恒常的に要配慮者等対応を実施する施設でない場合

a 同避難所（施設）の管理者等に連絡した後、必要な指示や開設に必要な備品等を携行した避難所開設のための市職員を同避難所（施設）に派遣する。

（一般避難所と（福祉）避難所が混同する避難所の場合は、既に市職員が避難所に派遣されていることが考えられることから、更に市職員を派遣するか、派遣している市職員に指示等して事後の行動をさせるか等は、当時の状況により、本市（災対本部）が判断するものとする。）

- b 現地に派遣された市職員は、派遣前に指示された事項（施設管理者との必要な調整、施設の安全状況の再確認、施設固有の使用が可能な備品等の確認、避難所開設に支援・協力可能な避難所（施設）の職員や避難している地域住民の掌握と所要の指示等）、避難所開設・運営マニュアル等に基づき、避難所を開設・運営する。
- c 避難所開設・運営に必要なマニュアル、資器材等は、避難所ごとの事前の整備に努めるとともに、災害の状況等により、市職員が現地（避難所）に派遣できない場合においても、避難所（施設）職員や地域住民が率先・主導して避難所を開設・運営できるよう、平時から避難所開設訓練等による練度の向上を図ることが必要である。
- (ウ) 割り当てた避難所（施設）が、恒常的に要配慮者等対応を実施する施設の場合
 - a 平時において、本市と避難所（施設管理者等）間において、避難所の開設・運営上必要な手続き等（業務上必要な書類等の記入・報告・提出要領、結節における業務及び連絡手段・要領、不測事態対応、経費の請求等）に関する調整等を完了しておくものとする。
 - b 利用者の避難所（施設）入所が予測、又は決定した段階で本市（災対本部）から避難所（施設管理者等）に連絡後、事前に調整等を完了している手続き等に基づき、利用者を受入れるものとする。
- ウ 利用者の避難所への移動手手段等
 - (ア) 利用者（家族を含む。）による移動を基本とする。
 - (イ) 上記が困難な場合は、本市（災対本部）が判断し、移動手手段を確保する。
- (3) 指定避難所及び指定福祉避難所（以下、この項においては「各避難所」という。）の閉鎖等
 - ア 各避難所の閉鎖等は、「避難情報」の解除に併せ、本部長（市長）の判断により実施するものとする。
 - イ 各避難所の閉鎖等の本部長（市長）判断は、気象・防災情報、被災への対処状況等を総合的に判断して行うが、県等へ対して技術的な助言を求めた上で解除判断をすることが重要である。
 - ウ 各避難所の避難者（利用者）数が減少し、各避難所の避難者（利用者）の同意を得られる場合、又は同意が得られずとも一部の各避難所を閉鎖しなければならない状況がある場合には、開設中の各避難所を整理統合し、一部の各避難所を閉鎖しつつ、最終的にすべての避難所を閉鎖する場合がある。
 - エ 甚大な被害を受けた場合等の各避難所の閉鎖は、第4章「災害復旧・復興対策の大綱」に示すところによる。
 - オ 指定避難所の閉鎖等を行う場合は、その旨、住民等に対して周知を図るとともに、関係機関等へ通報するものとする。
 - カ 県に対する報告等は、第3章第6節3項による。

5 指定避難所及び福祉避難所以外での避難者への対応

- (1) 在宅避難者に対する対応
 - ア 避難者の状況を把握する。
 - イ 必要がある場合は、避難者支援を効果的に実施するための拠点を設定し、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じた物資の補充等を行うとともに、被災者支援に係る情報の提供を行うものとする。
- (2) 車中泊による避難者に対する対応
 - ア 避難者の状況を把握するとともに、効率的な避難者支援を実施するために、平時から集約した避難スペースの確保に努めるものとする。
 - イ 車中泊による避難者に対しても、指定避難所等への避難者同様の物資等の供給、情報の提供等の避難者支援を行うものとする。

第4節 災害時応援要請

1 全 般

大規模な災害が発生した場合、本市及び防災関係機関のみでは、住民の生命、身体、財産の保護等に対し、十分な対応ができないことがあるため、他の地方公共団体、民間団体等の広域的な応援による災害対策について措置するものとする。

2 防災関係機関等に対する応援要請体制

(1) 全 般

本部長（市長）は、災害等の規模及び発災初動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策、又は災害復旧活動を実施するにあたり、本市だけの対応では困難と判断した場合は、法律、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体、防災関係機関等に対して応援の要請を行うものとする。

(2) 防災関係機関応援要請の体系表

項目番号	要請等の内容	根拠等
ア	・ 職員の派遣のあっせん	・ 災害対策基本法第30条第1項
イ	・ 県知事に対する応援の要求等	・ 災害対策基本法第68条
ウ	・ 職員の派遣の要請	・ 災害対策基本法第29条
エ	・ 他の市町村長等に対する応援の要求	・ 災害対策基本法第67条
オ	・ 地方公共団体相互間の職員派遣	・ 地方自治法第252条第17項
カ	・ 市町村の消防の相互応援	・ 消防組織法第39条
キ	・ 災害派遣の要請の要求等	・ 災害対策基本法第68条の2
ク	・ 災害派遣	・ 自衛隊法第83条

3 応援（派遣）要請

(1) 全 般

災害時に県、他市町村、関係機関等に対し、応援（派遣）の要請を行う場合は、以下の要請等項目によるほか、関係法令若しくは協定書に記載された事項に基づき行うものとする。

(2) 要請等項目

- ア 災害の原因及び被害の状況
- イ 必要とする応援の内容及び理由
- ウ 必要とする応援の人員、資機材、期間及び場所
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ その他必要な事項

第5節 自衛隊の災害派遣要請等

1 派遣要請等

(1) 全 般

ア 本部長（市長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県知事に対して自衛隊の災害派遣を以下の要請等項目を記載した文書により要請するものとする。

イ 上記において、本部長（市長）は、必要に応じて、災害派遣の要請及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

ウ 事態が急迫し、文書で行ういとまがない場合は、電信、電話等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

エ 特に緊急を要し、かつ県知事に対する要請を行うことができない場合は、速やかに最寄りの自衛隊に通知するものとする。

(2) 要請等項目

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

2 災害派遣部隊の受入れ

(1) 全 般

県知事から災害派遣の通知を受けた場合は、以下に留意して、災害派遣部隊の受入れに万全を期すものとする。

(2) 留意事項

- ア 自衛隊の宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を確保する。
- イ 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- ウ 部隊到着後、速やかに活動が開始できるように、派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について計画する。
- エ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等、着陸に必要な準備をするものとする。

3 災害派遣部隊到着後の措置

(1) 全 般

派遣部隊が到着した場合は、活動等地域に誘導するとともに、部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、必要な措置をとるものとする。

(2) 県に対する報告

- ア 派遣部隊が到着した場合は、必要に応じて以下の事項を県に報告するものとする。
- イ 報告事項
 - (ア) 派遣部隊の責任者の役職及び氏名
 - (イ) 隊員数
 - (ウ) 撤収予定日時
 - (エ) 従事している作業内容及び進捗状況

4 災害派遣部隊の撤収要請

(1) 全 般

本部長（市長）は、災害派遣の目的が達成された場合、又はその必要がなくなった場合は、速やかに県知事に対して撤収要請を以下の撤収事項を記載した文書で行うものとする。

(2) 撤収事項

- ア 災害の終末、又は推移の状況
- イ 撤収を要する部隊、人員、船舶、航空機等の概数
- ウ 撤収日時
- エ その他必要事項

5 費用の負担区分

- (1) 派遣部隊の装備及び携行品（食料、燃料、衛生材料等）以外に必要とする物品は、すべて本市において負担するものとする。
- (2) その他、細部の経費の負担等については、事前に本部長（市長）と派遣部隊の長との間で協議するものとする。

第6節 災害情報等の収集等

1 各種情報の収集

(1) 全 般

災害が発生した場合、速やかに各種情報の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関と密接連携を図りつつ、全市的な被害の状況、その他災害対策活動に必要なあらゆる情報等を収集するものとする。

(2) 発災当初において重視して収集すべき情報

ア 災害発生直後

- (ア) 庁舎、施設、設備等の損壊状況
- (イ) 周辺建物の倒壊状況
- (ウ) 火災の発生状況及び延焼状況
- (エ) 人命危険の有無及び避難の状況
- (オ) 住民の動向
- (カ) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (キ) 被災者の状況
- (ク) その他災害対策上必要な事項

イ 災害発生後、数時間経過後

- (ア) 被害状況
- (イ) 災害に対して措置した事項
- (ウ) 災害に対して措置すべき事項
- (エ) その他災害対策上必要な事項

(3) 災害対応に必要な一般的な情報等

ア 被害の情報

イ 避難者（所）の情報

ウ 被災住民等のニーズ等の情報

エ 気象等（災害の原因となる事象等）の情報

オ 国・県の災害対応活動等に関する情報

カ 市域内における災害対応活動状況（被支援・支援団体等）の情報

キ インフラに関する情報

ク その他、本市の災害対応活動に必要な情報

(4) 各種情報収集の手段等

ア 職員等の派遣

イ 住民等からの通報等

ウ 高知県総合防災情報システム（公共情報コモンズ、水防システム等含む。）

エ 高知県防災アプリ

オ 高知県防災行政無線

カ ケーブルテレビ、テレビ、ラジオ等

キ Eメール

ク 気象庁防災情報提供システム

ケ 高知地方気象台等からのホットライン

コ 防災情報提供に関するインターネットサービス等（国、県、民間等）

2 情報の受領、伝達等

(1) 情報の受領・伝達等責任者（以下、「受領等責任者」という。）

ア 災対本部開設前

- (ア) 全 般
防災課

- (イ) 火災気象情報等
須崎消防署（高知県からの一斉通報により受領）
- イ 災対本部開設後
渉外部情報・通信班
- ウ その他
職員等が得た情報は、所属長に報告するとともに、受領等責任者に通報するものとする。
- (2) 受領した情報の運用等
 - ア 災対本部開設前
 - (ア) 受領等責任者が整理、保存等を実施するとともに、必要な情報等については、市長、副市長・教育長、各課等長へ報告、又は通報するものとする。
また、必要がある場合は、関係機関等への通報を実施する。
 - (イ) 受領した情報等に対して処理する場合は、防災課長判断により、軽易なものについては、防災課で対応するとともに、市長等の承認等が必要な場合は、情報等を報告する際に併せて承認等を受けるものとする。
 - (ウ) 措置・対応の細部は、第3章第2節3項「職員の動員等の要領」に準ずる。
 - イ 災対本部開設後
 - (ア) 受領等責任者が整理、保存等するとともに、事務局に通報する。
この際、本部長、副本部長、各部長への報告・通報、関係機関への通報等については、事務局と協議等するものとする。
 - (イ) 上記、協議等後の措置等は、第3章第2節3項「職員の動員等の要領」に準じて実施するものとする。
 - ウ 住民等への情報提供
 - (ア) 災対本部開設前後等区分せず、住民等に対して周知すべき情報は、速やかに各種伝達手段等により周知するものとする。
この際、住民等への情報提供において軽重判断が必要な場合は、知見を有する関係機関等の意見等を確認し、これを含めて本部長（市長）に報告して承認を受けた後、実施するものとする。
 - (イ) 住民等への情報伝達手段等
第3章第3節「避難情報及び避難誘導」の伝達手段に準ずる。

3 県知事への報告等

- (1) 全般
県知事への報告は、前述の災対本部等を設置した場合のほか、以下の項目・要領等により、報告するものとする。
- (2) 報告項目
 - ア 災対本部設置・解散報告
 - イ 被害状況報告（発生時・中間・確定時の報告）
 - ウ 応急対策等実施報告
 - エ その他、災害対応等に関して、県（災対本部）から要求等される事項
- (3) 報告要領等
 - ア 報告準備
 - (ア) 災対本部を設置した場合
 - a 災対本部事務局、又は渉外部情報・通信班（以下、「事務局等」という。）から、報告に必要な情報資料の提出を各部長へ連絡する。
 - b 連絡を受けた各部長は、情報資料を整理し、示された時期までに事務局等に提出する。
 - c 提出を受けた事務局等は、情報資料を整理し、軽重判断が必要な場合は、本部長（市長）の承認を受ける。

- d 総合的な判断等を要する場合は、意見提出等に必要な事務分掌を有する部局長を参集した会議等形式により承認を受けるものとする。
- (イ) 市町村配備、又は平時の場合
 - a 防災課で必要な情報資料を収集・整理し、防災課長判断により、市長の承認等を受けるものとする。
 - b 情報資料の収集において必要な場合は、関係各課等の協力を受けるものとする。
- イ 報告
 - (ア) 災対本部設置・解散報告
 - a 報告時期
 - その都度
 - b 要領等
 - 県から示されている報告様式に基づき、電話、システム入力等により報告
 - (イ) 被害状況報告（発生・確定時、中間）、応急対策等実施報告
 - a 報告時期
 - (a) 住民（人身）、家屋等に被害が発生した場合及び被害が確定した場合（発生・確定時）
 - (b) 上記被害の状況把握を継続する中で変化・集計等を伴った場合（中間）
 - (c) 災害対応活動等を実施した場合
 - b 報告項目
 - (a) 発生日時
 - (b) 発生場所
 - (c) 被害の状況、応急措置の概要
 - (d) その他参考となる事項
 - c 要領等
 - (a) 「高知県地域防災計画」に示される様式、報告系統、手段等により報告
 - (b) 被害状況等報告に係る人及び住家、その他被害程度の認定は、災害救助法で示される被害状況認定基準を参照する。

第7節 救急・救助

1 全般

災害のため、生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を保護するため、以下の措置等を定めるものとする。

2 措置等

- (1) 人命救助活動
 - ア 災対本部が設置されている場合は、防衛部が出動するものとする。
 - イ 災対本部が設置されていない場合は、消防署・消防団が出動するものとする。
- (2) 資機材の確保
 - ア 原則として本市が準備する。
 - イ 必要に応じ、民間の協力等により資機材を確保し、実効的かつ効率的な救助活動を行うものとする。
- (3) 関係機関との連携
 - 大規模災害時には、消防署や災対本部の活動が中心になるが、救助隊を組織できる関係機関等との連携が重要であることから、自衛隊、高知海上保安部、高知県警、救助用の建設資機材を有する建設業者及び医療活動を行う医療機関と緊密な連携を保持して、的確な救助活動実施のための体制整備を図るものとする。

(4) 被災建築物・宅地の応急危険度判定

ア 被災建築物の倒壊及び宅地の崩壊による二次災害を防止するため以下の措置等を定めるものとする。

イ 措置等

(ア) 被災した建築物が安全か否かの判定活動を、建築関係団体等の応急危険度判定士の協力を受けて実施するものとする。

この際、必要がある場合には、県に対して技術者の派遣等について支援要請を行うものとする。

(イ) 被災した宅地が安全か否かの判定活動を実施する場合は、判定実施計画を作成した後、同計画により判定を行うとともに、技術者が不足する場合は、県に対して支援要請を行うものとする。

第8節 水 防

1 位置付け等

本節は、水防法（以下、本節において「法」という。）第33条及び高知県（以下、本節において「県」という。）水防計画に基づき作成する本市の水防計画について、須崎市地域防災計画（一般災害対策編）（以下、本節において「本文」という。）中に記載されている水防に関する内容等について補足するものであるが、洪水、雨水出水、津波、又は高潮等の水災（以下、本節において「水災」という。）の内、「津波」に関しては本節の記載事項を除き、須崎市地域防災計画（地震・津波災害対策編）（以下、本節において「地震・津波対策編」という。）により対応するものとする。

また、県水防計画の変更等に基づき、本市水防計画を変更等する場合は、あらかじめ須崎市防災会議に諮るとともに、変更等後は、公表に努め、高知県知事に対して届け出るものとする。

2 用語の定義

用 語	根拠等	定 義
水防管理団体	法第2条第2項	水防の責任を有する市町村、水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合及び水害予防組合をいう。
指定水防管理団体	法第4条。	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として高知県知事（以下、本節において「県知事」という。）が指定したものをいう。（本市が該当）
水防管理者	法第2条第3項	水防管理団体である市町村、水防事務組合の管理者（長）及び水害予防組合の管理者をいう。（本市が該当）
消防機関	法第2条第4項	消防組織法第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。
消防機関の長 （消防機関の長）	法第2条第5項 （同上）	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。
水防団	法第6条	法第6条に規定する水防団をいう。（本市では、須崎消防団が該当）
量水標管理者	法第2条第7項 法第10条第3項	量水標、験潮儀、その他の水位観測施設の管理者をいい、高知県水防計画で定める量水標管理者は、高知県水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。
水防協力団体	法第36条第1項	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項、その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約、その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。
洪水予報河川	法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2 第2項及び第3項	国土交通大臣（以下、本節において「大臣」という。）や県知事が、流域面積が大きい河川で洪水により、国民経済上重大や相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいい、大臣や県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位や流量を示して洪水の予報等を行う。
水防警報	法第2条第8項	大臣や県知事が洪水、津波、高潮により、国民経済上重大や相当な損害が生じるおそ

(水防警報)	法第16条	れがあると認めて指定した河川、湖沼、海岸（水防警報河川等）について、大臣や県知事が、洪水、津波、高潮によって災害が起こるおそれがあるときや水防を行う必要があることを警告する発表をいう。
水位周知河川	法第13条	大臣や県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大や相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいい、大臣や県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、水位や流量を示して通知や周知を行う。
水位周知下水道	法第13条の2	県知事や市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等をいい、県知事や市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、水位を示して通知や周知を行う。
水位周知海岸	法第13条の3	県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸をいい、都知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したときは、水位を示して通知や周知を行う。
水位到達情報	-	水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位及び高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川や水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
水防団待機水位 (通報水位)	法第12条第1項	量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位をいい、水防管理者や量水標管理者は、洪水や高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位 (警戒水位)	法第12条第2項	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水や高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位をいい、水防団の出動の目安となる水位であり、量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	-	市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民への氾濫に関する情報を注意喚起する水位をいう。
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	-	洪水により、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫が起こるおそれがある水位をいい、市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位であり、水位周知河川においては、法第13条第1項や第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
内水氾濫危険水位	法第13条の2 第1項、第2項	雨水出水特別警戒水位のことをいい、内水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
洪水特別警戒水位	法第13条 第1項、第2項	洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいい、氾濫危険水位に相当するもので、大臣や知事は、指定した水位周知河川がこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
雨水出水特別警戒水位	法第13条の2 第1項、第2項	内水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいい、内水氾濫危険水位に相当するもので、知事や市町村長は、指定した水位周知下水道がこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
高潮特別警戒水位	法第13条の3	高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいい、知事は、指定した水位周知海岸がこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	-	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	法第14条	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として大臣や知事が指定した区域をいう。
内水浸水想定区域	法第14条の2 (雨水出水浸水想定区域)	内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事や市町村長が指定した区域をいう。
高潮浸水想定区域	法第14条の3	高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう。
(空白)	(空白)	(空白)

浸水被害軽減地区		法第15条の6	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。
河川	亀裂	－	堤防に亀裂を生じることをいう。
	決壊	－	堤防が崩壊し、水が堤防から流れ出すことをいう。
	越水	－	堤防を超えて、水があふれ出すことをいう。
	溢水 <small>（いっすい）</small>	－	堤防のない護岸等から、水があふれ出ることをいう。
	洗掘	－	激しい川の流れ等により、堤防の土が削りとられることをいう。
	漏水	－	河川の水位が上がることにより、その水圧で堤防や地盤の中に水みちができて、川の水が漏れることをいう。
	法崩れ <small>（のりくずれ）</small>	－	雨の浸透や川の流れ等により、堤防の斜面が崩れることをいう。
海岸	亀裂	－	堤防に亀裂を生じることをいう。
	決壊	－	高波等により堤防が壊れて崩れることをいう。（破堤）
	越波	－	堤防よりも高い波が来た場合に、海水が陸側へ流入することをいう。
道路	路側欠壊	－	道路の側面が欠けることをいう。
	路面流出	－	道路の表面がデコボコになることをいう。
	崩土	－	道路の土砂が崩れることをいう。
	落石	－	風化等により不安定になった岩塊や石が斜面から転落することをいう。
砂防	土石流	－	山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨等によって、一気に下流へと押し流される現象をいう。
	地すべり	－	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面下方に移動する現象をいう。
	がけ崩れ	－	地中にしみ込んだ水分により斜面が不安定になり、雨や地震等の影響によって急激に崩れ落ちる現象をいう。

3 水防の責任及び義務

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任等は次のとおりである。

(1) 本市

ア 水防管理団体としての責任等

区分	内容等	根拠等
責任等	管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。	法第3条
事務等	① 水防団の設置	法第5条
	② 水防団員等の公務災害補償	法第6条の2
	③ 平常時における河川等の巡視	法第9条
	④ 水位の通報	法第12条第1項
	⑤ 水位周知下水道の水位到達情報の通知・周知	法第13条の2第2項
	⑥ 内水浸水想定区域の指定・公表・通知	法第14条の2第2項
	⑦ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保・浸水の防止のための措置	法第15条
	⑧ 避難確保計画・浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者・管理者への必要の必要な指示、指示に従わなかった旨の公表	法第15条の2
	⑨ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者・管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表	法第15条の3
	⑩ 浸水被害軽減地区の指定・公示・通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知、届出者への助言・勧告	法第15条の6・7・8
	⑪ 予想される水災の危険の周知	法第15条の11
	⑫ 水防団・消防機関の出動準備・出動	法第17条
	⑬ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償	法第19条第2項
	⑭ 警戒区域の設定	法第21条
	⑮ 警察官の援助の要求	法第22条
	⑯ 他の水防管理者・市町村長・消防長への応援要請	法第23条
	⑰ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置	法第25条 法第26条

(事務等)	⑱ 公用負担	法第 28 条
	⑲ 避難のための立退きの指示	法第 29 条
	⑳ 水防訓練の実施	法第 32 条の 2
	㉑ 水防計画の作成及び要旨の公表	法第 33 条第 1・3 項
	㉒ 水防協議会の設置	法第 34 条
	㉓ 水防協力団体の指定・公示	法第 36 条
	㉔ 水防協力団体に対する監督等	法第 39 条
	㉕ 水防協力団体に対する情報の提供・指導・助言	法第 40 条
	㉖ 水防従事者に対する災害補償	法第 45 条
	㉗ 消防事務との調整	法第 50 条

イ 水防上公共の安全に重大な関係のあるものとして県知事からの指定を受けた指定水防管理団体としての責任等

(ア) 県知事による指定水防管理団体指定に関する対象主要河川水系、沿岸海岸名

県知事指定水防管理団体名	対象主要河川水系、沿岸海岸名
須崎市	奥浦川、桜川、御手洗川、新荘川、横浪海岸

(イ) 責任等

区 分		根拠等
事務等	① 消防機関が水防事務を十分に処理できない場合は、水防団を設置すること。	県水防計画
	② 水防計画を作成すること。	
	③ 水防協議会を設置すること。 (任意設置：水防協議会を置かないときは、防災会議で水防計画を定めること。)	
	④ 水防訓練を実施すること。	

(2) 県の責任等

区 分	内 容 等	根 拠 等
責任等	県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。	法第 3 条の 6
事務等	① 指定水防管理団体の指定	法第 4 条
	② 水防計画の作成・要旨の公表	法第 7 条第 1・7 項
	③ 水防管理団体が行う水防への協力	河川法第 22 条の 2 下水道法第 23 条の 2
	④ 都道府県水防協議会の設置	法第 8 条第 1 項
	⑤ 気象予報・警報、洪水予報の通知	法第 10 条第 3 項
	⑥ 洪水予報の発表及び通知	法第 11 条第 1 項 気象業務法第 14 条の 2 第 3 項
	⑦ 量水標管理者からの水位の通報・公表	法第 12 条
	⑧ 水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸の水位到達情報の通知・周知	法第 13 条第 2・3 項 第 13 条の 2 第 1 項 第 13 条の 3
	⑨ 洪水予報・水位到達情報の通知の関係市町村長への通知	法第 13 条の 4
	⑩ 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域、高潮浸水想定区域の指定・公表・通知	法第 14 条 第 14 条の 2・3
	⑪ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置	法第 15 条の 10
	⑫ 水防警報の発表・通知	法第 16 条第 1・3・4 項
	⑬ 水防信号の指定	法第 20 条
	⑭ 避難のための立退きの指示	法第 29 条
	⑮ 緊急時の水防管理者、水防団長、消防機関の長への指示	法第 30 条

(事務等)	⑯ 水防団員の定員の基準の設定	法第 35 条
	⑰ 水防協力団体に対する情報の提供・指導・助言	法第 40 条
	⑱ 水防管理団体に対する水防に関する勧告・助言	法第 48 条
	⑲ 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定、市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供・助言	法第 15 条の 12

(3) 国土交通省（以下、本節において「国交省」という。）の責任等

区 分	内 容 等	根 拠 等
事務等	① 水防管理団体が行う水防への協力	河川法第 22 条の 2
	② 洪水予報の発表・通知	法第 10 条第 2 項 気象業務法第 14 条の 2 第 2 項
	③ 量水標管理者からの水位の通報・公表	法第 12 条
	④ 水位周知河川の水位到達情報の通知・周知	法第 13 条第 1 項
	⑤ 洪水予報・水位到達情報の通知の関係市町村長への通知	法第 13 条の 4
	⑥ 洪水浸水想定区域の指定・公表・通知	法第 14 条
	⑦ 大規模氾濫減災協議会の設置	法第 15 条の 9
	⑧ 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定、市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供・助言	法第 15 条の 12
	⑨ 水防警報の発表・通知	法第 16 条第 1・2 項
	⑩ 重要河川における都道府県知事等に対する指示	法第 31 条
	⑪ 特定緊急水防活動	法第 32 条
	⑫ 水防協力団体に対する情報の提供・指導・助言	法第 40 条
	⑬ 都道府県等に対する水防に関する勧告・助言	法第 48 条

(4) 気象庁の責任等

区 分	内 容 等	根 拠 等
事務等	① 気象、津波、高潮、洪水の予報・警報の発表・通知	法第 10 条第 1 項 気象業務法第 14 条の 2 第 1 項
	② 洪水予報の発表・通知	法第 10 条第 2 項 法第 11 条第 1 項 気象業務法第 14 条の 2 第 2・3 項

(5) 河川管理者の責任等

区 分	内 容 等	根 拠 等
事務等 事務等	① 水防管理団体が行う水防への協力	河川法第 22 条の 2
	② 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供・助言	法第 15 条の 12

(6) 水防協力団体の義務等

区 分	内 容 等	根 拠 等
事務等	① 決壊の通報	法第 25 条
	② 決壊後の処置	法第 26 条
	③ 水防訓練の実施	法第 32 条の 2
	④ 津波避難訓練への参加	法第 32 条の 3
	⑤ 業務の実施等	法第 36・37・38 条

(7) 居住者の義務等

区 分	内 容 等	根 拠 等
事務等	① 水防への従事	法第 24 条
	② 水防通信への協力	法第 27 条

4 水防組織

(1) 本市

ア 職員等

(ア) 前提：県の水防組織に準じた編成とする。(県水防計画により規定)

(イ) 上記を踏まえるが、災害対応上の実情に照合し、本文第3章第1節「災対本部」、第2節「組織動員等」に示す組織を編成する。(市町村配備・災対本部編成)

イ 消防機関等

(ア) 消防機関

a 消防組織法第9条に規定する消防の機関である高幡消防組合本部、須崎消防署、須崎消防団が該当する。

b 本節の記述においては、法等の記述内容において、「消防機関及び水防団」等の区分があり、本市の水防団は、下記のとおり、須崎消防団を兼任させていることから、消防機関に須崎消防団を含めると法等の記述内容との解釈の中で誤解が生じる可能性があることから、消防機関は、高幡消防組合本部と須崎消防署を示し、須崎消防団は、水防団として記述する。

また、消防機関で高幡消防組合本部が関係しない記述においては、須崎消防署のみの記述とする。

(イ) 水防団

a 須崎消防団（以下、本節において「水防団」という。）を兼任とし、現編成は、令和7年4月1日現在、定数230人に対し、現有数184人である。

b 水防団活動の4段階の体制

区分	体制等
待機	水防団の足留を行う体制
出動準備	水防資器材の整備、点検、陸閘等開閉の準備と幹部が出動する体制
出動	水防団が出動する体制
解除	水防活動の終了

(ウ) 水防管理者（本市）と消防機関・水防団の関係

a 法第5条3項の規定により、水防団及び消防機関は、水防に関しては、水防管理者（本市（長））の所轄の下に行動する。

b 法第17条の規定により、水防管理者（本市（長））は、水防警報の発表時、警戒水位に到達時、その他水防上必要があると認めるときは、県水防計画に基づき、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(2) 県

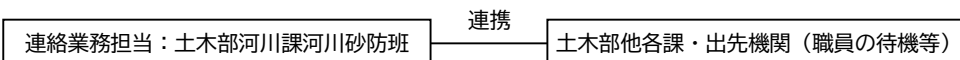
ア 全般

(ア) 水防本部設置前：準備配備

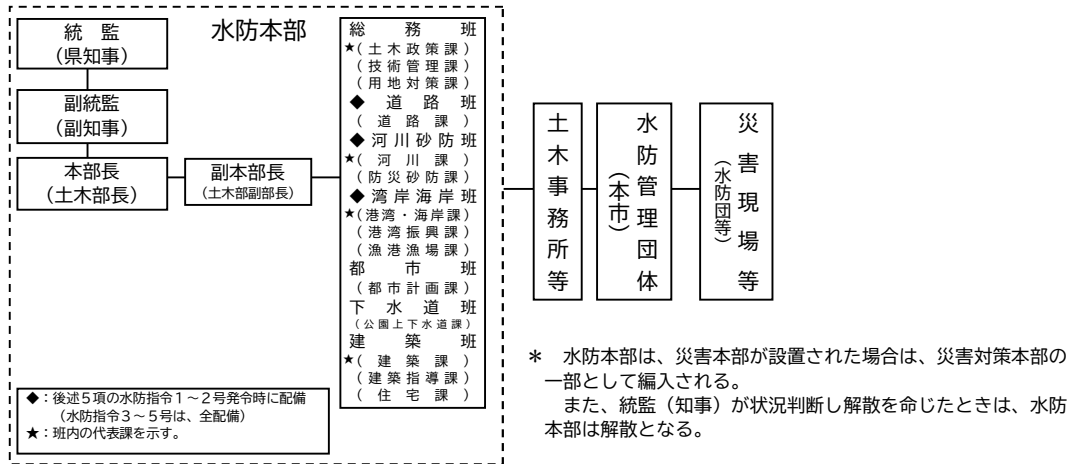
(イ) 水防本部設置間：非常配備

(ウ) 上記は、水防指令発令基準に基づき配備

イ 水防本部設置前（準備配備（状況に応じた体制））



ウ 水防本部設置間（非常配備）



(3) 水防協力団体

ア 水防協力団体の指定

(ア) 水防管理団体（本市）は、水防協力団体としての業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他これに準ずるものとして国交省令で定める団体（法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項、その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約、その他これに準ずるものを有している団体）を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

(イ) 指定においては、水防管理団体（本市）が水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体から申請があった場合は、指定要領を参考として指定する。

また、指定の際は、あわせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

イ 水防協力団体の指定後の処置等

(ア) 水防管理団体（本市）は、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。

(イ) 国、県及び水防管理団体（本市）は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関して必要な情報提供・指導・助言をするものとする。

(ウ) 水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、活動実施要領の内容を水防管理団体（本市）の水防計画に規定するものとする。

(エ) 水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に水防協力団体の業務を行わなければならない。

また、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するとともに、津波警戒区域に関わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加するものとする。

ウ 水防協力団体の業務

(ア) 水防上必要な監視、警戒、その他の水防活動の協力

(イ) 水防に必要な器具、資材、又は設備の保管、提供

(ウ) 水防に関する情報又は資料の収集、提供

(エ) 水防に関する調査研究

(オ) 水防に関する知識の普及、啓発

(カ) 前各号に付帯する業務

エ 水防活動委任証

(ア) 水防管理者（本市）より水防活動の委任を受けた民間事業者等は、水防管理者の定めた水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなくてはならない。

(イ) 本市は、迅速な水防活動を実施するため、平時から、水防活動を委任する可能性のある民間事業者等との協定締結等に努めるものとする。

(ウ) 水防活動委任証の一例等

a 水防活動委任証

第●●号	水防活動委任証
名 称 ●● 株式会社	
住 所 ●●県●●市●●	
上記の者は、水防活動の委任を受けたものであり、水防法第19条第1項の規定による緊急通行及び水防法第28条第2項の規定による公用負担を行うことができる者であることを証する。	
(元号) ●年●月●日	水防管理者 氏 名 印

【参 考】

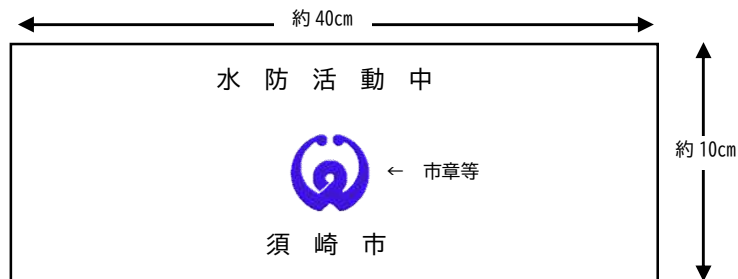
◆ 水防法第19条第1項（緊急通行）

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路、又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

◆ 水防法第28条第2項（公用負担）

水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは、排水用機器を使用することができる。

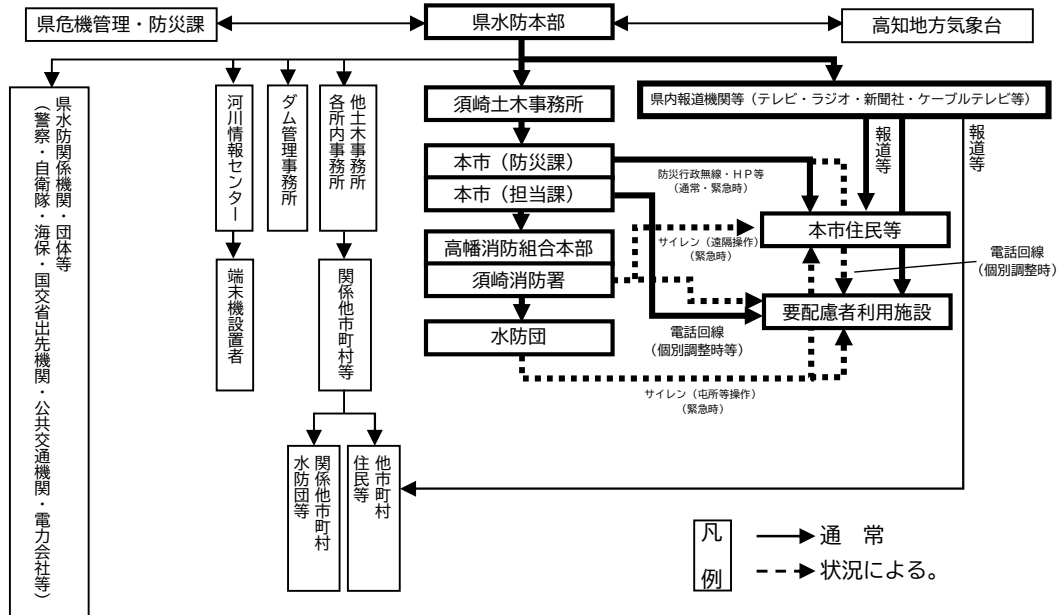
b 上記の他、水防管理者（本市）から委任を受けた者であることの証明等が明確な下記腕章（一例）の着用も有用であることから、本市は、これらの事前準備に努めるものとする。



5 水防指令等

(1) 県が行う水防指令等

ア 水防本部の連絡系統（本市関係分を強調、Jアラート等の伝達事象を除く。）



イ 水防指令発令基準（本市は、本文第3章第2節2(2)項に照合しつつ、これを準用する。）

区分	警備体制	発令基準	状況
準備	準備業務 (河川課河川砂防班)	気象通報等をうけて水防本部が設置されるまで。	—
第1号 水防指令	○ 水防本部設置 ○ 水防常備員の配置 ○ 水防団等待機	気象注意報、気象警報等の状況判断により発令	<ol style="list-style-type: none"> 大雨注意報、洪水注意報が高知地方気象台から発表され、当該河川流域内に相当の降雨が予測され、水位が水防団待機水位に達したとき。 高潮注意報、波浪注意報、津波注意報が高知地方気象台から発表され、海岸において潮位の異常上昇が予測されるとき。 大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報が高知地方気象台から発表されたとき。 河川・海岸に相当な被害をもたらすと予想される台風の中心が東経125度から145度の間において北緯26度に達したとき。 気象台よりの発表がなく、土木事務所等管内に局所的な集中豪雨や異常高潮等があった場合、雨量、水位、潮位等の状況判断により発令する。
第2号	○ 水防団等出動準備 ○ 警察署の避難誘導等の準備態勢	水防団待機水位を超え、潮位が上がると、高潮、津波の危険が予測されるとき等の状況判断により発令	<ol style="list-style-type: none"> 河川が水防団待機水位を超え、さらに上昇中のとき。 海岸の潮位が高潮波浪等の予測される程度に上がったとき。 水防警報海岸において、基準波高観測所の有義波高が「待機準備」のしきい値に達したとき、又は気象波浪状況等により、発令が必要とされるとき。 津波警報が発表されたとき。
第3号	○ 水防団等出動	氾濫注意水位に達したとき、高潮、津波の危険があるとき等の状況判断により発令	<ol style="list-style-type: none"> 河川が氾濫注意水位に達したとき。 海岸が高潮、波浪により災害が予測されるとき。 大津波警報が発表されたとき。
第4号	○ 水防団等関係機関の出動	決壊、溢水等のおそれがあるとき。	<ol style="list-style-type: none"> 河川が氾濫注意水位を超え、さらに上昇し、決壊、溢流等のおそれがあるとき。 海岸が高潮、波浪により破堤、越波等のおそれがあるとき。 水防警報海岸において、基準波高観測所の有義波高が「距離確保準備」のしきい値に達したとき、又は気象波浪状況等により、発令が必要とされるとき。
第5号	○ 地域全住民（危険区域内住居避難）	水防の限界を予測し、危険を判断したとき。	<ol style="list-style-type: none"> 水防指令第4号の状況の後、河川、海岸における水防活動が効果なく、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを指示するとき。 水防警報海岸において、基準波高観測所の有義波高が「距離確保」のしきい値に達したとき、又は気象波浪状況等により、水防活動を実施する上で危険と判断されるとき。
解除	—	○ 氾濫注意水位以下になり危険がなくなったとき。 ○ 高潮、津波の危険がなくなったとき。	地域全住民に連絡

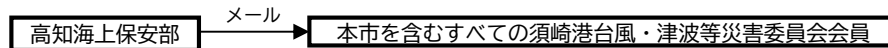
ウ 県の水防指令発令者と発令後の処置（本市関係分）

発令者	発令後の処置
水防本部長	関係機関に通知
須崎土木事務所長	県水防本部に連絡、管轄の水防管理者・量水標管理者等に通知

エ 須崎土木事務所の水防時における業務内容

発令区分 業務	準備	水防1号	水防2号	水防3号	水防4号	水防5号	解除
水防指令発令	河川砂防班(河川課)との緊密な連絡の保持	水防本部との情報交換や気象状況を判断し、所長が発令					-
情報収集・連絡	準備	① 水防管理団体・水防本部との連絡・情報交換 ② 各種情報の収集伝達 ③ 水防警報の伝達					-
技術指導		-	水防管理団体等に対する技術援助			-	
巡回警戒		警戒を要する河川、海岸等の巡視					-
記録整理		① 雨量、水位、流量潮位等の観測・記録 ② 指令発令後における事項について記録					-
庶務・資材		水防資器材の確認	水防資器材の整備	水防資器材の確保、災害対策のための建設業者に対する連絡			-

- (2) 須崎港台風・津波等災害委員会（以下、本節において「委員会」という。）が行う水防指令等
ア 委員会の連絡系統



津波第二体制の場合は、第五管区海上保安本部からのFAX連絡がある。

イ 委員会

(ア) 要旨

- a 委員会は、須崎港における台風、津波、異常に発達した低気圧等の異常気象により生じる災害の予防、海難防止、被害の軽減に資する対策の策定、所要の高知海上保安部長への提言、調査研究を行い、須崎港の安全確保と振興に寄与することを目的に組織された委員会で、「須崎港における台風等に対する対応指針」と「須崎港における津波に対する対応指針」（以下、本節において「指針」といい、別に示す。）を制定し、台風等や津波発生時は、これに基づき、須崎港を航行・在泊中、又は利用する船舶と乗員等がとるべき必要最小限の安全確保等に関する対応を示している。
- b 年1回の総会を実施し、台風襲来時等の緊急時の必要な場合は、臨時の委員会（緊急時委員会）を招集し、対応等を協議するが、同時期に「高知港台風・津波等災害委員会」が開催され、問題等がないと判断される場合は、この決定事項を準用して対応する場合がある。

(イ) 組織（令和7年4月1日現在）

- a 委員長：須崎市長（事務局：須崎市防災課）
b 委員会員（30名）

須崎埠頭協会（副会長）、住友大阪セメント株式会社高知工場（副会長）、高知海上保安部、須崎警察署、高幡消防組合消防本部、須堯消防署、高知県須崎土木事務所、ヨシノマリナー(株)吉野工作所、有限会社須崎仲間組、丸十湊組株式会社、須崎市建設協会、高知県水先協会、入交海運株式会社須崎事務所、須崎商運株式会社、須崎曳航株式会社、株式会社須崎砂利、株式会社須崎海運商会、高知福山通運株式会社須崎営業所、高知マリンサービス株式会社、大窯汽船高知株式会社、株式会社馬詰造船所、高知港湾空港整備事務所、協同組合須崎木材工業団地、日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所、白石工業株式会社土佐工場、錦浦漁業協同組合、須崎釣漁業協同組合、須崎町漁業協同組合、須崎市（市長・防災課長）

(ウ) 体制等（骨子のみ、細部は、指針による。）

a 台風等における体制等

(a) 台風

1 全般

高知海上保安部（長）が台風の位置・経路・予想経路等を踏まえた判断による適切な時期に「連絡系統」を通じて、以下の体制について発令する。

この際、本市は、発令内容に応じて、高知海上保安部から示される事項、又は当時の状況等により、平時の体制、市町村配備、災対本部のいずれかの体制により、台風対応にあたるものとする。

2 発令体制等

体制	発動（令）時期	措置内容
第一体制	台風が須崎港に接近するおそれがあると判断した場合で、台風が須崎港から520海（963.04Km）の円内若しくは、台風襲来（強風域が須崎港に達する）予想時刻の36時間前	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全般 須崎港に在港各船舶等は、台風の動静に注意し、関係先との連絡手段を確保する等、必要な大害等の防止準備を行う。 ◆ 避難船舶 <ul style="list-style-type: none"> ➡ 国際VHF（CH16）を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。 ➡ 当直員（船橋・無線当直等）を配置すること。 ➡ AIS（自動船舶識別装置）を搭載する船舶は、これの常時作動を確認すること。
第二体制	須崎港が台風の暴風域に入るおそれがあると判断した場合で、須崎港が台風の強風域に入る前、又は台風の中心が須崎港から390海里（722.28Km）に達する若しくは、台風襲来（強風域が須崎港に達する）予想時刻の24時間前	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全般 <ul style="list-style-type: none"> ➡ 須崎港に在港各船舶等は、荷役等を中止し、災害防止のための万全の措置等を行うこと。 ➡ 上記の措置は、台風の暴風域に入る前、又は台風襲来（強風域が須崎港に達する）予想時刻の12時間前までに完了すること。 ◆ 避難船舶 第一体制に同じ。
解除	高知海上保安部が台風通過後の中心位置、事後の予想経路や規模等に基づき、気象海象が平穏になったと判断した場合に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 解除に伴う避難船舶等の須崎港への入港や作業への復帰が重なる時期となることから、委員や関係者等の連絡・連携を保持して、衝突や乗揚げ等の事故防止への留意が必要である。

(b) 異常気象（異常に発達した低気圧等）

気象庁から発表される気象情報及び注意報・警報等を基に判断し、「台風」に準じた措置等を行う。

b 津波等における体制等

(a) 全般

1 津波の襲来が予想される場合の船舶がとるべき対応の原則を在港船は、「港外退避」、小型船は「陸揚げ固縛」とし、退避に時間的余裕がない場合には、乗員の安全確保を最優先とする対応を指針により示している。

2 上記の他、津波警報等や南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、高知海上保安部（長）が以下の体制について勧告等を行うこととしているが、災害の特性上、緊急性や対応所要等が高いため、状況によっては、津波警報等や南海トラフ地震臨時情報が発表された時点で、同勧告等を発令したとみなす場合があり、この場合の「解除」についても、津波警報等や南海トラフ地震臨時情報が「解除」された場合に「解除」となる。

3 本市は、上記勧告等が発令された場合等は、同勧告等に基づき、高知海上保安部や委員との連絡・連携を保持しつつ、市町村配備、又は災対本部体制により、適切な対応にあたるものとする。

(I) 高知海上保安部（長）が行う勧告等

対象等	勧告等	時期等（*）	内容等（骨子）
津波	津波第一体制	高知県沿岸部に津波注意報が発表された場合	荷役の中止、係留の強化等
	津波第二体制	高知県沿岸部に大津波警報・津波警報が発表された場合	荷役の中止、投錨・係留の強化、陸上避難指示等
	入出港自粛勧告	津波等の被害により、船舶交通に危険がおよぶおそれがある場合	荷役の中止、投錨・係留の強化、陸上避難指示等
南海トラフ地震臨時情報	巨大地震警戒（勧告）	南海トラフ臨時情報「巨大地震警戒」が発表された場合	須崎港に入港等中の船舶は、発表から1週間、必要に応じて直ちに発出できる体制を保持
	巨大地震注意（注意喚起）	南海トラフ臨時情報「巨大地震注意」が発表された場合	発表当時に別途指示等する「南海トラフ地震注意（注意喚起）」による注意喚起等
解除	高知海上保安部（長）が勧告等を行った場合	当時の高知海上保安部（長）の状況判断等により解除	-
	津波警報等や南海トラフ地震臨時情報の発表をもって勧告等とした場合	津波警報等や南海トラフ地震臨時情報の解除をもって解除	-

* 細部は、高知海上保安部（長）判断による。

5 水防上の留意すべき地域等

(1) 重要水防箇所（令和7年3月現在）

ア 河川

沿岸名	河川名	所轄土木事務所	責任市町村名	危険区域		特に危険な場所及び対策				溢流・決壊等を予想した被害				避難場所
				右岸左岸	延長(m)	右岸左岸	延長(m)	箇所名	予想される危険状況	水防工法	公共施設	一般戸数	人口(人)	
塩間川	塩間川	須崎	須崎市	左	500	左	500	須崎市塩間	溢水	土俵積	0	36	118	2
出見川	出見川	須崎	須崎市	左	1,500	左	500	須崎市出見	溢水	土俵積	1	69	241	3
奥浦川	摺木川	須崎	須崎市	左	500	左	500	須崎市摺木	溢水	土俵積	0	20	66	2
奥浦川	奥浦川	須崎	須崎市	左	1,700	左	500	須崎市奥浦	溢水	土俵積	2	45	81	15
奥浦川	東分川	須崎	須崎市	左	1,500	左	500	須崎市東分	溢水	土俵積	1	41	144	10
中の谷川	中の谷川	須崎	須崎市	左	400	左	400	須崎市中ノ谷	溢水	土俵積	0	18	81	5
桜川	桜川	須崎	須崎市	左	5,000	左	2,000	須崎市(河口～国見)	溢水	土俵積	2	249	804	70
桜川	桜川	須崎	須崎市	右	500	右	500	須崎市吾井郷	溢水	土俵積	0	136	322	35
桜川	押岡川	須崎	須崎市	左	2,000	左	1,000	須崎市押岡	溢水	土俵積	1	161	404	20
桜川	神田川	須崎	須崎市	左	2,100	左	2,000	須崎市神田	溢水	土俵積	0	83	235	20
桜川	鯛ノ川	須崎	須崎市	左	1,500	左	500	須崎市鯛の川	溢水	土俵積	0	40	112	5
桜川	千々川	須崎	須崎市	左	2,000	左	1,000	須崎市千々川	溢水	土俵積	0	79	171	7
御手洗川	御手洗川	須崎	須崎市	左	3,000	左	1,000	須崎市多ノ郷	溢水	土俵積	1	230	249	20
御手洗川	中ノ川	須崎	須崎市	左	1,800	左	1,000	須崎市多ノ郷	溢水	土俵積	0	46	114	20
御手洗川	田ノ地川	須崎	須崎市	左	1,200	左	500	須崎市田ノ地	溢水	土俵積	0	47	141	15
新荘川	新荘川	須崎	須崎市	左	9,000	左	3,000	須崎市新荘	決壊	土俵積	3	401	968	16
新荘川	坂ノ川	須崎	須崎市	左	2,000	左	2,000	須崎市坂ノ川	溢水	土俵積	1	38	110	15
新荘川	依包川	須崎	須崎市	左	2,000	左	500	須崎市依包	溢水	土俵積	2	30	74	10
安和川	安和川	須崎	須崎市	左	1,250	左	500	須崎市安和	溢水	土俵積	1	68	156	10

本市指定避難場所

イ 海岸

所管	沿岸名	海岸名	所轄土木事務所	責任市町村名	重要水防区域延長(m)	特に危険な場所及び対策				溢流・決壊等を予想した被害				避難場所
						延長(m)	箇所名	予想される危険状況	水防工法	公共施設	一般戸数	人口(人)	耕地(ha)	
国交省	土佐湾	須崎海岸	須崎	須崎市	4,958	4,958	須崎市港町	越波	土のう積	-	100	1,000	-	本市指定避難所 避難場所

(2) 地すべり防止区域 (農林水産省農村振興局所管 (農業基盤課):平成31年4月1日現在)

番号(*)	区域名	指定年月日	告示番号	市町村区分	大字	人数	面積計	備考
32	桑田山	S56.2.18 S62.3.27	219 374	須崎市	桑田山	75	90.60 12.04	

* 番号: 県→高知県水防計画に示す番号、本市→本市の通し番号 (以下、同じ。)

(3) 急傾斜地崩壊危険区域(高知県指定済)

番号	区域名	所在地		指定年月日	告示番号	面積(ha)	備考
		市町村区分	大字				
43	野見	須崎市野見	-	S48.1.31	第36号	3.61	
63	城山(東)	須崎市原町	-	S49.2.29	第119号	1.59	
64	城山(南)	須崎市原町	-	S49.2.29	第119号	3.16	
65	城山(西)	須崎市東糺町	-	S49.2.29	第119号	0.75	
66	高野山	須崎市幸町	-	S49.2.29	第119号	3.10	
80	深浦	須崎市浦ノ内	塩間	S50.3.22	第180号	5.71	
99	大間西町	須崎市大間西町	-	S51.8.20	第444号	1.20	
100	畔の川	須崎市吾井郷	上長田	S51.8.20	第444号	0.90	
101	千々川	須崎市桑田山	-	S51.8.20	第444号	2.00	
148	吾桑	須崎市吾井郷	-	S52.3.26	第162号	1.44	
149	泉町	須崎市泉町	-	S52.3.26	第162号	0.15	
180	土崎	須崎市土崎町	-	S53.3.24	第167号	1.84	
181	時包	須崎市吾井郷	-	S53.3.24	第167号	1.48	
182	塩間	須崎市浦ノ内	塩間	S53.3.24	第167号	0.37	
197	野見東	須崎市野見	北山	S53.10.31	第579号	0.25	
220	池ノ浦	須崎市福良	池田	S54.5.29	第317号	0.30	
234	鯛ノ川	須崎市吾井郷	乙	S54.11.5	第643号	1.50	
235	竹崎	須崎市吾井郷	乙	S54.11.5	第643号	1.80	
260	駿岐	須崎市大谷	駿岐	S55.2.1	第70号	1.23	
295	轟(上)	須崎市神田	西谷(他)	S56.2.20	第82号	0.62	
324	轟(下)	須崎市神田	菖蒲谷(他)	S57.2.5	第83号	1.50	
325	飛田(下)	須崎市神田	丁ノ岡(他)	S57.2.5	第83号	1.40	
326	宮ノ中	須崎市多ノ郷	甲	S57.2.5	第83号	1.50	
327	清水	須崎市浦ノ内	東分	S57.2.5	第83号	2.80	
328	小浜	須崎市吾井郷	乙	S57.2.5	第83号	2.00	
359	宮ノ西	須崎市大谷	西ノ谷山(他)	S58.2.8	第91号	3.77	
360	神田日ノ地	須崎市神田	山越(他)	S58.2.8	第91号	6.96	
376	正ノ岡	須崎市多ノ郷	大坪	S59.2.29	第109号	1.34	
377	鯛ノ川上	須崎市吾井郷	大水口	S59.2.29	第109号	0.96	
378	宮ノ上東	須崎市多ノ郷	踊場(他)	S59.2.29	第109号	1.65	
379	横浪	須崎市浦ノ内	東分	S59.2.29	第109号	1.85	
380	押岡中	須崎市押岡	久保ノ上	S59.2.29	第109号	1.57	
381	国見	須崎市吾井郷	坂本(他)	S59.2.29	第109号	0.73	
450	灰方	須崎市浦ノ内	灰方	S61.4.10	第257号	1.73	
451	和田	須崎市浦ノ内	東分	S61.4.10	第257号	1.07	
452	宮ノ西(上)	須崎市大谷	西ノ谷(他)	S61.4.10	第257号	2.65	
453	押岡(下)	須崎市押岡	池ノ久保(他)	S61.4.10	第257号	2.28	
454	弘岡	須崎市吾井郷	ウツゲガキ(他)	S61.4.10	第257号	0.83	
455	中氏	須崎市下郷	芝(他)	S61.4.10	第257号	2.20	
487	田ノ地(下)	須崎市多ノ郷	山際(他)	S62.4.9	第239号	2.16	
489	坂の川	須崎市下分	井ルノ口(他)	S62.4.9	第239号	4.09	
509	高保木	須崎市下分	上山部(他)	S62.9.18	第540号	0.65	
380-1	押岡中	須崎市押岡	大畑(他)	S63.6.9	第348号	1.83	
516	中平	須崎市浦ノ内	東分	S63.6.9	第348号	1.21	
517	切畑	須崎市浦ノ内	西分	S63.6.9	第348号	1.59	
518	田地(上)	須崎市多ノ郷	北橋松	S63.6.9	第348号	1.65	
519	笹野	須崎市上分	真沢(他)	S63.6.9	第348号	2.30	
520	上屋敷	須崎市大谷	鷹谷新山	S63.6.9	第348号	1.49	
521	安次	須崎市多ノ郷	安次	S63.6.9	第348号	1.68	
572	桑田山	須崎市吾井郷	小濱谷	H1.8.2	第490号	1.16	
573	大浦(西)	須崎市浦ノ内	西分	H1.8.2	第490号	1.23	
571-1	角谷	須崎市下分	奥ノ谷	H2.1.16	第300号	0.49	
587	坂ノ川(中)	須崎市下分	家ケ市	H2.1.16	第13号	1.72	
604	宮ノ東	須崎市大谷	宮ノ東(他)	H2.1.16	第300号	3.40	
605	灰方(北)	須崎市浦ノ内	灰方	H2.1.16	第300号	1.30	
148-1	吾桑	須崎市吾井郷	春日前(他)	H3.10.11	第448号	2.38	
636	須ノ浦	須崎市浦ノ内	須ノ浦	H3.10.11	第448号	1.10	
637	西生	須崎市桑田山	牛王ノ前(他)	H3.10.11	第448号	2.53	

638	59	坂ノ川	須崎市下分	桑ザコ	H 3. 10. 11	第448号	1. 22	
639	60	中氏(北)	須崎市下郷	山端(他)	H 3. 10. 11	第448号	1. 92	
640	61	本モ谷	須崎市安和	花の木(他)	H 3. 10. 11	第448号	0. 64	
641	62	寺尾	須崎市上分	寺尾(他)	H 3. 10. 11	第448号	2. 24	
677	63	押岡(東)	須崎市押岡	是藤	H 4. 10. 9	第527号	1. 09	
678	64	竹ノ鼻	須崎市多ノ郷	竹ノ鼻	H 4. 10. 9	第527号	1. 37	
605-1	65	灰方(北)	須崎市浦ノ内	灰方	H 5. 12. 10	第570号	1. 14	
718	66	苧谷	須崎市浦ノ内	西分	H 5. 12. 10	第570号	1. 47	
719	67	長竹	須崎市下分	矢ノ谷	H 5. 12. 10	第570号	3. 76	
763	68	角熊	須崎市多ノ郷	中郷(他)	H 7. 3. 22	第131号	0. 76	
764	69	港	須崎市大谷	港山	H 7. 3. 22	第131号	0. 86	
765	70	串ノ浦	須崎市串ノ浦	銀八屋敷(他)	H 7. 3. 22	第131号	1. 76	
766	71	中氏(東)	須崎市下郷	幸道(他)	H 7. 3. 22	第131号	1. 90	
777	72	切畑(東)	須崎市浦ノ内	西分	H 8. 3. 29	第185号	1. 21	
778	73	首永	須崎市上分	首永	H 8. 3. 29	第185号	1. 32	
779	74	岡本(中)	須崎市下分	如意アン(他)	H 8. 3. 29	第185号	2. 70	
780	75	中ノ島	須崎市大谷	中ノ島(他)	H 8. 3. 29	第185号	1. 52	
797	76	岩永	須崎市吾井郷	浅鍋(他)	H 9. 2. 3	第88号	1. 97	
867	86	大星	須崎市浦ノ内	西分(他)	H11. 12. 21	第756号	3. 53	
868	87	下郷	須崎市下郷	赤道(他)	H11. 12. 21	第756号	2. 03	
869	88	大谷	須崎市大谷	井立山(他)	H11. 12. 21	第756号	1. 38	
870	89	山手町	須崎市山手町	-	H11. 12. 21	第756号	0. 24	
764-1	90	港	須崎市大谷	港山	H12. 2. 4	第94号	0. 13	
901	91	埋立	須崎市浦ノ内	灰方	H14. 2. 22	第68号	0. 91	
915	92	岡本(下)	須崎市下分	甲	H14. 3. 5	第87号	3. 60	
934	93	国見(下)	須崎市吾井郷	奥ガ市(他)	H15. 1. 31	第37号	1. 85	
450-1	94	灰方	須崎市浦ノ内	灰方	H15. 2. 28	第105号	0. 68	
955	95	吉川	須崎市上分	国頭(他)	H15. 9. 26	第566号	1. 09	
965	96	須磨	須崎市浦ノ内出見	スマ谷(他)	H16. 9. 24	第584号	2. 52	
966	97	馬路	須崎市浦ノ内西分	ドウジリ(他)	H16. 9. 24	第584号	4. 75	
972	98	赤崎	須崎市赤崎町(他)	-	H17. 8. 5	第578号	2. 04	
983	99	西町	須崎市下分	下分字センダンノ上(他)	H18. 6. 27	第495号	1. 33	
1004	100	山手町	須崎市山手町(他)	-	H19. 12. 14	第788号	2. 30	
1025	101	小浦	須崎市大谷	大谷字河原山(他)	H21. 4. 24	第364号	0. 24	
1025-1	102	小浦	須崎市大谷	大谷字河原山(他)	H23. 5. 10	第272号	0. 38	小浦追加
1083	103	田野(1)	須崎市上分	上分字井口(他)	H27. 9. 4	第525号	0. 80	
1088	104	宮ノ下(東)	須崎市多ノ郷	多ノ郷字サルタ(他)	H27. 11. 4	第627号	1. 51	
1089	105	宮ノ下(西)	須崎市多ノ郷	多ノ郷字正行	H27. 11. 4	第627号	1. 00	
1114	106	宮ノ川内下	須崎市多ノ郷	-	R 2. 6. 5	第440号	1. 03	

(4) 洪水浸水想定区域

ア 全般

(ア) 令和3年に「法」が改正され、法第14条の規定により、大臣及び県知事は、それぞれが指定・管理等する河川において洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国交省令の定めに基づき、想定最大規模の降雨（発生する確率が1000年に1回程度以下）により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定することとなっている。

(イ) 上記に基づき、令和6年11月、県は、須崎市内の河川で既に指定している「新荘川」及び「桜川」に加え、新たに、「灰方川」、「塩間川」、「出見川」、「コオクボ川」、「摺木川」、「奥浦川」、「東分川」、「中の谷川」、「千々川」、「押岡川」、「御手洗川」、「中ノ川」、「田ノ地川」、「安和川」の14個の河川について、想定最大規模の降雨により、河川の堤防等が破堤した場合の洪水浸水想定区域を指定した。

(ウ) 上記を受け、本市としては、新たに洪水浸水想定区域を含めたハザードマップを作成し、各家庭に配布する予定としているが、これが完了するまでの間、県土木部河川課のホームページに掲載されている洪水浸水想定区域をもって、市民に周知するものとする。

県土木部河川課URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2019102100196/>
(上記URL、又は「高知県洪水浸水想定区域」の検索で確認が可能である。)

イ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の指定・措置等

(ア) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう、以下、本節において同じ。）は、法第15条第1項4号の規定により、「本文」に名称及び所在地を明記する。

(イ) 上記により、本文に明記された要配慮者利用施設の所有者、又は管理者（以下、本節において「管理者等」という。）は、法第15条の3の規定により、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下、本節において「避難確保計画」という。）を作成するとともに、自衛水防組織を置くように努めなければならない。

(ウ) 上記管理者等は、避難確保計画の作成やこれに基づく訓練の実施、自衛水防組織を編成した場合は、市長に報告しなければならない。

この際、本市として、必要な助言、又は勧告を行う場合がある。

(I) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

資料1「土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域内の避難促進施設一覧表」

6 水防上の施設等

(1) 観測所等（須崎市内）

ア 水位観測所

種別	単位
テ	テレメーター
白	白 記
黒	黒 記
電	電 記

番 号	所轄区分	河川名 (水系)	観測所名	所在地	種別	避難情報等判断水位				零点高 (ELm)	備考
						水防留待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険		
44	1	須崎土木事務所	新荘川	下 郷	テ	2.50	3.00	3.00	3.60	11.63	
48	2	須崎土木事務所	桜 川	桜 川	テ	1.80	2.30	2.30	2.50	1.38	

イ 危機管理型水位計

番 号	所轄区分	河川名 (水系)	観測所名	所在地
90	1	須崎土木事務所	新荘川	下 分
91	2	須崎土木事務所	奥浦川	浦ノ内
92	3	須崎土木事務所	安和川	安 和
93	4	須崎土木事務所	桜 川	吾井郷

ウ 気象観測所（雨量、検潮、風力等）

(ア) 雨量観測所（高知県所管、テレメーター）

番 号	所轄区分	流域名	観測所名	所在地
27	1	須崎土木事務所	新荘川	須 崎
80	2	高知地方気象台	新荘川	須 崎

(イ) 検潮・波高計

番 号	管理者	漁港・港湾名	位 置
1	須崎土木事務所	須崎港	須崎市港町

(ウ) 風速観測所

番 号	管理者	位 置
1	国土省高知港湾・空港整備事務所	須崎市野見（調整中）
2	高知地方気象台	須崎市西町

エ 地震計（強震計・計測震度計）

番 号	管理者	位 置	計測区分	備 考
1	高知地方気象台	須崎市山手町	計測震度計	本市利用

高知県水防計画には記載されていないが、市内には、防災科学技術研究所が設置する強震計等が2箇所（東乳町：須崎小学校敷地内、西乳町：須崎公共職業安定所南側駐車場）設置されている。

(2) 水門・樋門・陸閘等（須崎市内）

ア 市内の水門・樋門・陸閘等（以下、本節において「陸閘等」という。）の諸元等は、下表のとおりである。

イ 本市は、下表で示す陸閘等の機能確認のため、毎年1回（出水期前）を基準として、県（須崎・中央西土木事務所）、開閉委任者（須崎消防団・市民）、須崎消防署の支援を受け、本市施設管理等担当課職員との協同による点検等を実施するものとする。

番 号	管 理 機 関	河川・港湾名	名 称	市町村名	場 所	操 作 者 等	施 設 形 式	サ イ ズ・数 量 (m)	備 考
県 本 市									
聖の車水門	a	中央西土木事務所	宇佐漁港	水門	須崎市 堂の浦	須崎市(個人へ再委託)	アルミローラ	2.0×4.0	
入戸2水門	b	中央西土木事務所	宇佐漁港	水門	須崎市 下中山	須崎市(下中山部落へ再委託)	アルミローラ	3.0×3.0	
	c	中央西土木事務所	宇佐漁港	水門	須崎市 下中山	須崎市(下中山部落へ再委託)	アルミローラ	2.0×4.0	
No.118	1	中央西土木事務所	宇佐漁港	陸開	須崎市 堂の浦	締切(施設閉鎖)	アルミ扉	2.0×6.0	
No.119	2	中央西土木事務所	宇佐漁港	陸開	須崎市 堂の浦	締切(施設閉鎖)	アルミスイング	0.9×2.0	
No.120	3	中央西土木事務所	宇佐漁港	陸開	須崎市 堂の浦	締切(施設閉鎖)	アルミスイング	0.9×2.0	
No.121	4	中央西土木事務所	宇佐漁港	陸開	須崎市 堂の浦	中央西土木事務所	アルミ扉	2.0×4.0	須崎市道跨ぎ
No.122	5	中央西土木事務所	宇佐漁港	陸開	須崎市 下中山	中央西土木事務所	アルミ扉	1.8×4.0	須崎市道跨ぎ
No.123	6	中央西土木事務所	宇佐漁港	陸開	須崎市 下中山	-	アルミフリップ	1.0×1.0	
No.124	7	中央西土木事務所	宇佐漁港	陸開	須崎市 下中山	締切(施設閉鎖)	アルミスイング	1.0×2.0	
No.125	8	中央西土木事務所	宇佐漁港	陸開	須崎市 下中山	締切(施設閉鎖)	アルミスイング	0.9×2.0	
No.126	9	中央西土木事務所	宇佐漁港	陸開	須崎市 下中山	締切(施設閉鎖)	アルミスイング	0.9×2.0	
No.127	10	中央西土木事務所	宇佐漁港	陸開	須崎市 下中山	中央西土木事務所	アルミ扉	2.0×4.0	須崎市道跨ぎ
No.128	11	中央西土木事務所	宇佐漁港	陸開	須崎市 白鷺	締切(施設閉鎖)	アルミスイング	1.0×1.5	
No.129	12	中央西土木事務所	宇佐漁港	陸開	須崎市 白鷺	締切(施設閉鎖)	アルミスイング	1.0×2.0	
No.130	13	中央西土木事務所	宇佐漁港	陸開	須崎市 白鷺	締切(施設閉鎖)	アルミスイング	2.4×1.5	
No.131	14	中央西土木事務所	宇佐漁港	陸開	須崎市 白鷺	締切(施設閉鎖)	アルミスイング	2.4×1.5	
No.132	15	中央西土木事務所	宇佐漁港	陸開	須崎市 白鷺	締切(施設閉鎖)	アルミスイング	2.4×1.5	
港1	16	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 港町	須崎土木事務所	アルミ横引(電動)	2.0×12.0	
港2	17	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 港町	須崎土木事務所(利用時開放)	アルミ横引(電動)	1.9×10.0	
港3	18	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 港町	須崎土木事務所(利用時開放)	アルミ横引(電動)	1.9×12.0	
港4	19	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 港町	須崎土木事務所	アルミ横引(電動)	1.8×12.0	
港5	20	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 港町	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミ横引(電動)	1.8×10.0	
港6	21	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 港町	須崎土木事務所	アルミ横引(電動)	1.98×13.14	
港7	22	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 港町	須崎土木事務所	アルミ横引(電動)	1.98×12.65	
港8	23	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 港町	須崎土木事務所	アルミ横引(電動)	1.98×10.0	
港9	24	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 港町	須崎土木事務所	アルミ横引(電動)	1.9×11.0	
港10	25	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 港町	須崎土木事務所(利用時開放)	アルミ横引	1.8×6.0	
港11	26	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 港町	須崎土木事務所(利用時開放)	アルミ横引	1.8×8.0	
港12	27	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 港町	須崎土木事務所(利用時開放)	アルミ横引	1.8×6.0	
港13	28	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 港町	須崎土木事務所	アルミ横引(電動)	1.8×6.0	
港14	29	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 港町	須崎土木事務所	アルミ横引(電動)	1.8×7.0	
港15	30	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 港町	須崎土木事務所(利用時開放)	アルミ横引	1.5×5.5	
港16	31	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 港町	須崎土木事務所	角落	0.85×5.7	
新1	32	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	アルミスイング	1.9×3.0	
新2	33	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	アルミスイング	2.0×1.5	
新3	34	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	アルミスイング	1.9×1.5	
新4	35	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	アルミスイング	1.0×1.0	
新5	36	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	ステンレスローラー	3.0×2.0	
新6	37	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	アルミスイング	1.9×1.5	
新7	38	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	アルミスイング	1.9×1.5	
新8	39	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	アルミスイング	2.2×1.5	
新9	40	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	アルミスイング	2.2×1.5	
新10	41	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	アルミスイング	2.2×1.5	
新11	42	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	アルミスイング	2.2×1.5	
新12	43	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	アルミスイング	2.2×1.5	
新13	44	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	アルミスイング	2.2×1.2	
新14	45	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	アルミ横引	1.6×5.0	
新15	46	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	アルミ横引	1.2×5.5	
新16	47	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	アルミスイング	1.2×2.0	
新17	48	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	高幡消防組合	アルミスイング	1.2×2.0	
新18	49	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 新町	須崎土木事務所	ステンレススルース	0.4×0.55	
浜1	50	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 浜町	高幡消防組合	アルミ横引	1.25×3.2	
浜2	51	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 浜町	高幡消防組合	アルミ横引	1.2×6.2	
浜3	52	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 浜町	高幡消防組合	アルミ横引	1.45×3.1	
浜4	53	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 浜町	高幡消防組合	アルミ横引	1.45×3.2	
浜5	54	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 浜町	高幡消防組合	アルミ横引	1.25×2.0	
浜6	55	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 浜町	高幡消防組合	アルミ横引	1.25×2.0	
浜7	56	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 浜町	高幡消防組合	アルミ横引	1.3×4.0	
浜8	57	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 浜町	高幡消防組合	アルミ横引	1.25×2.0	
浜9	58	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 浜町	高幡消防組合	アルミ横引	1.4×3.0	
富1	59	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 富士ヶ浜	高幡消防組合	アルミスイング	2.5×2.0	
富2	60	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 富士ヶ浜	高幡消防組合	アルミスイング	2.5×2.0	
富3	61	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 富士ヶ浜	高幡消防組合	アルミ横引	2.5×4.0	
富4	62	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 富士ヶ浜	高幡消防組合	アルミスイング	2.5×2.0	
富5	63	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 富士ヶ浜	高幡消防組合	アルミスイング	2.5×2.0	
富6	64	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 富士ヶ浜	高幡消防組合	アルミ横引	2.5×4.0	
富7	65	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 富士ヶ浜	高幡消防組合	アルミスイング	1.75×1.75	
富8	66	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 富士ヶ浜	高幡消防組合	アルミ横引	2.5×3.0	
富9	67	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 富士ヶ浜	高幡消防組合	アルミ横引(電動)	3.4×3.8	
大1	68	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 潮田町	須崎土木事務所	アルミ横引(電動)	1.8×7.8	
大2	69	須崎土木事務所	須崎港	水門	須崎市 潮田町	須崎市(個人へ再委託)	ステンレスローラー	4.5×6.0	
大3	70	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 潮田町	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.3×2.0	
大4	71	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 潮田町	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミ横引	1.2×5.0	
-	72	須崎土木事務所	須崎港	水門	須崎市 大間	須崎市(個人へ再委託)	ステンレスローラー	3.3×12.5	
串1	73	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 串ノ浦	ヨシノマリナ	アルミスイング	2.0×1.4	
須崎港4	74	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 串ノ浦	ヨシノマリナ	アルミ横引	0.8×6.0	
串2	75	須崎土木事務所	須崎港	水門	須崎市 串ノ浦	須崎市(個人へ再委託)	ステンレスローラー	2.1×4.0	
串3	76	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 串ノ浦	串ノ浦地区(施設閉鎖)	アルミ横引	2.0×2.0	
串4	77	須崎土木事務所	須崎港	水門	須崎市 串ノ浦	須崎市(個人へ再委託)	ステンレスローラー	1.8×2.8	
串5	78	須崎土木事務所	須崎港	水門	須崎市 串ノ浦	須崎市(個人へ再委託)	ステンレスローラー	1.8×2.5	
串6	79	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 串ノ浦	串ノ浦地区(施設閉鎖)	アルミ横引	2.3×2.5	
箕1	80	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 箕越	箕越地区	アルミスイング	1.4×5.0	
箕2	79	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 箕越	箕越地区	アルミ横引	1.4×4.0	
箕3	80	須崎土木事務所	須崎港	水門	須崎市 箕越	須崎市(個人へ再委託)	ステンレスローラー	1.8×2.5	
箕4	81	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市 箕越	箕越地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.85×1.1	

真5	82	須崎土木事務所	須崎港	水門	須崎市	真越	須崎市(個人へ再委託)	ステンレスルース	1.8×2.0	
角谷2	83	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市	角谷	日鉄鉱業	角落	1.0×1.0	
角谷3	84	須崎土木事務所	須崎港	陸開	須崎市	角谷	日鉄鉱業	角落	1.0×4.2	
角谷3	85	須崎土木事務所	須崎港	水門	須崎市	角谷	日鉄鉱業	アルミローラー	2.0×2.5	
土田1	86	須崎土木事務所	田条海岸(河川)	陸開	須崎市	灰方田条	小島水産	アルミ横引	1.0×2.0	
田条1	87	須崎土木事務所	田条海岸(河川)	陸開	須崎市	灰方田条	小島水産	木材角落	0.8×4.0	
田条2	88	須崎土木事務所	田条海岸(河川)	陸開	須崎市	灰方田条	小島水産	木材角落	1.0×1.5	
田条3	89	須崎土木事務所	田条海岸(河川)	陸開	須崎市	灰方田条	小島水産	木材角落	0.5×1.2	
田条4	90	須崎土木事務所	田条海岸(河川)	陸開	須崎市	灰方田条	小島水産	木材角落	1.5×3.0	
土灰1	91	須崎土木事務所	灰方海岸(河川)	陸開	須崎市	灰方	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×2.0	
土灰2	92	須崎土木事務所	灰方海岸(河川)	樋門	須崎市	灰方	須崎市(個人へ再委託)	アルミローラー	2.5×3.0	
土灰3	93	須崎土木事務所	灰方海岸(河川)	陸開	須崎市	灰方	灰方地区	アルミ横引	1.0×1.5	
土灰4	94	須崎土木事務所	灰方海岸(河川)	陸開	須崎市	灰方	灰方地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×1.5	
土灰5	95	須崎土木事務所	灰方海岸(河川)	陸開	須崎市	灰方	灰方地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.0×2.5	
土灰6	96	須崎土木事務所	灰方海岸(河川)	陸開	須崎市	灰方	高橋渡船	アルミ横引	1.0×2.5	
土灰7	97	須崎土木事務所	灰方海岸(河川)	陸開	須崎市	灰方	高橋渡船	アルミ横引	1.0×2.5	
土塩1	98	須崎土木事務所	塩間海岸(河川)	陸開	須崎市	塩間	個人	アルミ横引	1.0×2.0	
土塩2	99	須崎土木事務所	塩間海岸(河川)	陸開	須崎市	塩間	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×2.0	
土塩3	100	須崎土木事務所	塩間海岸(河川)	陸開	須崎市	塩間	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×2.0	
土塩4	101	須崎土木事務所	塩間海岸(河川)	陸開	須崎市	塩間	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×2.0	
土塩5	102	須崎土木事務所	塩間海岸(河川)	陸開	須崎市	塩間	塩間地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×1.52	
土塩6	103	須崎土木事務所	塩間海岸(河川)	樋門	須崎市	塩間	須崎市(個人へ再委託)	鉄スライド	1.7×1.5	
土塩7	104	須崎土木事務所	塩間海岸(河川)	陸開	須崎市	塩間	塩間地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×2.0	
土塩8	105	須崎土木事務所	塩間海岸(河川)	陸開	須崎市	塩間	塩間地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×1.5	
土出3	106	須崎土木事務所	出見海岸(河川)	陸開	須崎市	出見	出見地区(施設閉鎖)	アルミスイング	2.0×3.0	
土出4	107	須崎土木事務所	出見海岸(河川)	陸開	須崎市	出見	出見地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×1.5	
土出5	108	須崎土木事務所	出見海岸(河川)	陸開	須崎市	出見	出見地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×1.5	
土出6	109	須崎土木事務所	出見海岸(河川)	陸開	須崎市	出見	出見地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.0×1.5	
土出7	110	須崎土木事務所	出見海岸(河川)	陸開	須崎市	出見	出見地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.0×1.5	
土出9	111	須崎土木事務所	出見海岸(河川)	陸開	須崎市	出見	出見地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×3.1	
土出11	112	須崎土木事務所	出見海岸(河川)	陸開	須崎市	出見	須崎土木事務所	アルミスイング	0.7×1.5	
土出12	113	須崎土木事務所	出見海岸(河川)	陸開	須崎市	出見	出見地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×3.6	
土出14	114	須崎土木事務所	出見海岸(河川)	陸開	須崎市	出見	出見地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×3.5	
土出15	115	須崎土木事務所	出見海岸(河川)	樋門	須崎市	出見	須崎土木事務所	アルミスライド	1.1×1.8	
土立1	116	須崎土木事務所	立目海岸(河川)	陸開	須崎市	立目	立目地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×1.5	
土立2	117	須崎土木事務所	立目海岸(河川)	樋門	須崎市	立目	須崎市(個人へ再委託)	ステンレスローラー	1.9×2.5	
土立3	118	須崎土木事務所	立目海岸(河川)	陸開	須崎市	立目	立目地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×1.5	
土立4	119	須崎土木事務所	立目海岸(河川)	樋門	須崎市	立目	須崎市(個人へ再委託)	ステンレスローラー	2.5×3.6	
土立5	120	須崎土木事務所	立目海岸(河川)	陸開	須崎市	立目	立目地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×1.5	
土摺1	121	須崎土木事務所	摺木海岸(河川)	水門	須崎市	摺木	須崎市(浦ノ内消防団への委託)	アルミスライド	3.1×5.0	
土摺2	122	須崎土木事務所	摺木海岸(河川)	陸開	須崎市	摺木	摺木地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
土摺3	123	須崎土木事務所	摺木海岸(河川)	樋門	須崎市	摺木	須崎土木事務所	ステンレススライド	1.0×1.0	
土横1	124	須崎土木事務所	東横浪海岸(河川)	樋門	須崎市	東横浪	須崎市(浦ノ内消防団への委託)	ステンレススライド	2.0×2.0	
土横2	125	須崎土木事務所	横浪海岸(河川)	陸開	須崎市	横浪	横浪地区	アルミ横引	1.5×2.0	
土横3	126	須崎土木事務所	横浪海岸(河川)	陸開	須崎市	横浪	横浪地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.5×3.0	
土横4	127	須崎土木事務所	横浪海岸(河川)	陸開	須崎市	横浪	横浪地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.5×2.5	
土横5	128	須崎土木事務所	横浪海岸(河川)	樋門	須崎市	横浪	須崎市(個人へ再委託)	ステンレスローラー	3.8×3.0	
土横6	129	須崎土木事務所	横浪海岸(河川)	樋門	須崎市	横浪	須崎土木事務所	アルミスライド	1.0×1.0	
土大1	130	須崎土木事務所	大嶋海岸(河川)	陸開	須崎市	大嶋	大嶋地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×2.5	
土大2	131	須崎土木事務所	大嶋海岸(河川)	陸開	須崎市	大嶋	大嶋地区(施設閉鎖)	アルミ横引	0.8×0.4	
土大3	132	須崎土木事務所	大嶋海岸(河川)	陸開	須崎市	大嶋	個人(利用時開放)	アルミ横引	2.1×4.0	
土大4	133	須崎土木事務所	大嶋海岸(河川)	陸開	須崎市	大嶋	個人(利用時開放)	アルミスイング	1.0×1.5	
土中1	134	須崎土木事務所	中ノ浦海岸(河川)	陸開	須崎市	中ノ浦	中ノ浦地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.0×2.5	
土中2	135	須崎土木事務所	中ノ浦海岸(河川)	樋門	須崎市	中ノ浦	須崎市(個人へ再委託)	アルミスライド	1.8×1.8	
土中3	136	須崎土木事務所	中ノ浦海岸(河川)	水門	須崎市	中ノ浦	須崎市(個人へ再委託)	鉄ローラー	3.8×7.0	
土今1	137	須崎土木事務所	今川内海岸(河川)	陸開	須崎市	今川内	今川内地区	アルミ横引	1.6×3.0	
土今2	138	須崎土木事務所	今川内海岸(河川)	樋門	須崎市	今川内	須崎市(今川内部落へ再委託)	ステンレススライド	1.0×1.0	
土今3	139	須崎土木事務所	今川内海岸(河川)	水門	須崎市	今川内	須崎市(今川内部落へ再委託)	ステンレスローラー	3.6×7.0	
土浦1	140	須崎土木事務所	浦場海岸(河川)	陸開	須崎市	浦場	浦場地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×1.5	
土浦2	141	須崎土木事務所	浦場海岸(河川)	陸開	須崎市	浦場	浦場地区	アルミスイング	1.0×1.5	
土浦3	142	須崎土木事務所	浦場海岸(河川)	陸開	須崎市	浦場	浦場地区	アルミ横引	1.5×3.0	
土浦4	143	須崎土木事務所	浦場海岸(河川)	陸開	須崎市	浦場	浦場地区	アルミ横引	1.0×5.5	
土浦5	144	須崎土木事務所	浦場海岸(河川)	陸開	須崎市	浦場	浦場地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
土浦8	145	須崎土木事務所	浦場海岸(河川)	陸開	須崎市	浦場	浦場地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×5.255	
土浦9	146	須崎土木事務所	浦場海岸(河川)	陸開	須崎市	浦場	浦場地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.0×1.5	
土浦10	147	須崎土木事務所	浦場海岸(河川)	陸開	須崎市	浦場	浦場地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.0×1.5	
土浦11	148	須崎土木事務所	浦場海岸(河川)	陸開	須崎市	浦場	浦場地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×3.5	
土浦12	149	須崎土木事務所	浦場海岸(河川)	陸開	須崎市	浦場	浦場地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.0×1.5	
土浦13	150	須崎土木事務所	浦場海岸(河川)	陸開	須崎市	浦場	浦場地区(施設閉鎖)	アルミスイング	0.9×1.5	
土浦14	151	須崎土木事務所	浦場海岸(河川)	陸開	須崎市	浦場	浦場地区(施設閉鎖)	アルミスイング	0.9×1.5	
土浦15	152	須崎土木事務所	浦場海岸(河川)	陸開	須崎市	浦場	浦場地区(施設閉鎖)	アルミスイング	0.9×1.5	
土浦16	153	須崎土木事務所	浦場海岸(河川)	陸開	須崎市	浦場	浦場地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×1.5	
池の浦1	154	須崎土木事務所	池の浦海岸(河川)	陸開	須崎市	池の浦	須崎土木事務所	木材角落	1.7×1.0	
池の浦4	155	須崎土木事務所	池の浦海岸(河川)	陸開	須崎市	池の浦	須崎土木事務所	木材角落	1.0×1.0	
鳴2	156	須崎土木事務所	鳴無(1)海岸(共管)	陸開	須崎市	鳴無	鳴無地区	アルミ横引	1.5×2.0	
鳴3	157	須崎土木事務所	鳴無(1)海岸(共管)	陸開	須崎市	鳴無	鳴無地区	アルミ横引	1.5×2.0	
鳴4	157	須崎土木事務所	鳴無(1)海岸(共管)	陸開	須崎市	鳴無	鳴無地区	アルミ横引	1.5×2.0	
鳴6	157	須崎土木事務所	鳴無(1)海岸(共管)	樋門	須崎市	鳴無	須崎土木事務所	アルミスルース	0.9×0.9	
鳴7	157	須崎土木事務所	鳴無(1)海岸(共管)	陸開	須崎市	鳴無	鳴無地区	アルミ横引	1.5×2.0	
鳴8	158	須崎土木事務所	鳴無(1)海岸(共管)	陸開	須崎市	鳴無	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミ横引	1.5×2.0	
鳴10	159	須崎土木事務所	鳴無(1)海岸(共管)	陸開	須崎市	鳴無	鳴無地区	アルミ横引	1.25×4.5	
鳴11	160	須崎土木事務所	鳴無(1)海岸(共管)	陸開	須崎市	鳴無	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミ横引	1.25×1.5	
鳴12	161	須崎土木事務所	鳴無(1)海岸(共管)	陸開	須崎市	鳴無	鳴無地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.25×3.0	
鳴13	162	須崎土木事務所	鳴無(1)海岸(共管)	陸開	須崎市	鳴無	須崎土木事務所	アルミマイター	2.05×9.0	
鳴14	163	須崎土木事務所	鳴無(1)海岸(共管)	陸開	須崎市	鳴無	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミ横引	2.4×1.5	
鳴15	164	須崎土木事務所	鳴無(1)海岸(共管)	陸開	須崎市	鳴無	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミ横引	1.75×1.5	
鳴19	165	須崎土木事務所	鳴無(1)海岸(共管)	陸開	須崎市	鳴無	須崎土木事務所(施設閉鎖)	ステンレス横引	1.75×1.5	

鳴21	166	須崎土木事務所	鳴無(1)海岸(共管)	陸 開	須崎市	鳴 無	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.0×2.0	
鳴23	167	須崎土木事務所	鳴無(2)海岸(共管)	陸 開	須崎市	鳴 無	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×2.0	
鳴(3)1	167	須崎土木事務所	鳴無(3)海岸(共管)	陸 開	須崎市	鳴 無	須崎土木事務所	木材角落	1.0×2.5	
塩2	168	須崎土木事務所	塩間海岸(耕地)	陸 開	須崎市	塩 間	須崎土木事務所(施設閉鎖)	ステンレス横引	2.2×2.0	
塩4	169	須崎土木事務所	塩間海岸(耕地)	樋 門	須崎市	塩 間	須崎土木事務所	木材角落	2.25×2.25	
塩6	170	須崎土木事務所	塩間海岸(耕地)	陸 開	須崎市	塩 間	塩間地区(施設閉鎖)	ステンレス横引	1.7×3.0	
出5	171	須崎土木事務所	出見海岸(耕地)	陸 開	須崎市	出 見	出見地区(利用時開放)	アルミ横引	1.5×3.0	
出6	172	須崎土木事務所	出見海岸(耕地)	樋 門	須崎市	出 見	須崎土木事務所	鉄スルース	1.8×1.8	
出8	173	須崎土木事務所	出見海岸(耕地)	陸 開	須崎市	出 見	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミ横引	1.5×2.0	
出9	174	須崎土木事務所	出見海岸(耕地)	陸 開	須崎市	出 見	弘瀬(施設閉鎖)	アルミスイング	1.6×3.0	
出11	175	須崎土木事務所	出見海岸(耕地)	陸 開	須崎市	出 見	弘瀬(利用時開放)	アルミ横引	1.6×2.0	
出12	176	須崎土木事務所	出見海岸(耕地)	陸 開	須崎市	出 見	須崎土木事務所	木材角落	1.5×1.0	
出規(附)3	177	須崎土木事務所	出見海岸(耕地)	陸 開	須崎市	出 見	須崎土木事務所	木材角落	1.7×1.0	
出規(附)5	178	須崎土木事務所	出見海岸(耕地)	陸 開	須崎市	出 見	須崎土木事務所	木材角落	2.0×1.5	
出規(附)6	179	須崎土木事務所	出見海岸(耕地)	陸 開	須崎市	出 見	須崎土木事務所	木材角落	1.2×2.0	
出規(附)8	180	須崎土木事務所	出見海岸(耕地)	陸 開	須崎市	出 見	須崎土木事務所	木材角落	1.2×1.5	
出規(附)10	181	須崎土木事務所	出見海岸(耕地)	陸 開	須崎市	出 見	須崎土木事務所	木材角落	0.7×1.2	
出規(附)11	182	須崎土木事務所	出見海岸(耕地)	陸 開	須崎市	出 見	須崎土木事務所	木材角落	0.9×4.1	
出規(附)14	183	須崎土木事務所	出見海岸(耕地)	陸 開	須崎市	出 見	須崎土木事務所	木材角落	0.9×8.5	
出規(附)15	184	須崎土木事務所	出見海岸(耕地)	陸 開	須崎市	出 見	須崎土木事務所	木材角落	1.2×2.0	
出規(附)16	185	須崎土木事務所	出見海岸(耕地)	陸 開	須崎市	出 見	須崎土木事務所	木材角落	1.1×1.5	
出規(附)17	186	須崎土木事務所	出見海岸(耕地)	陸 開	須崎市	出 見	須崎土木事務所	木材角落	0.8×2.0	
立2	187	須崎土木事務所	立目海岸(耕地)	陸 開	須崎市	立 目	立目地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
立4	188	須崎土木事務所	立目海岸(耕地)	陸 開	須崎市	立 目	立目地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.0×2.25	
立6	188	須崎土木事務所	立目海岸(耕地)	陸 開	須崎市	立 目	立目地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.0×2.25	
坂1	189	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	陸 開	須崎市	坂 内	中ノ浦地区(施設閉鎖)	アルミスイング	0.7×1.4	
坂3	190	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	樋 門	須崎市	坂 内	須崎土木事務所	鉄スルース	1.0×1.5	
坂5	191	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	陸 開	須崎市	坂 内	中ノ浦地区(施設閉鎖)	ステンレス横引	2.2×2.5	
坂6	192	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	陸 開	須崎市	坂 内	中ノ浦地区	ステンレス横引	2.1×1.5	
坂7	193	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	陸 開	須崎市	坂 内	中ノ浦地区	木材角落	1.0×0.8	
坂9	194	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	陸 開	須崎市	坂 内	中ノ浦地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×1.5	
坂11	195	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	陸 開	須崎市	坂 内	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミ横引	1.7×3.5	
坂12	196	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	陸 開	須崎市	坂 内	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミ横引	1.0×1.5	
坂17	197	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	樋 門	須崎市	坂 内	須崎土木事務所	鉄スルース	1.5×2.0	
坂18-1	198	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	樋 門	須崎市	坂 内	須崎土木事務所	ステンレスマイター	2.5×3.0	
坂25	199	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	樋 門	須崎市	坂 内	須崎土木事務所	アルミスルース	0.9×1.2	
坂26	200	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	陸 開	須崎市	坂 内	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
坂28	201	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	陸 開	須崎市	坂 内	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
坂30	202	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	陸 開	須崎市	坂 内	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.0	
坂31	203	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	陸 開	須崎市	坂 内	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×2.0	
坂32	204	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	陸 開	須崎市	坂 内	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.0	
坂33	205	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	陸 開	須崎市	坂 内	鳴無地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.5×2.5	
坂34	206	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	水 門	須崎市	坂 内	須崎市(個人へ再委託)	鉄ローラー	2.05×8.0	
坂36	207	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	陸 開	須崎市	坂 内	須崎市(県ノ浦防衛局再委託)	木材角落	1.2×4.1	
坂37	208	須崎土木事務所	坂内海岸(耕地)	陸 開	須崎市	坂 内	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.6×1.5	
福1	209	須崎土木事務所	福良(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×2.0	
福2	210	須崎土木事務所	福良(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.0	
福3	211	須崎土木事務所	福良(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.0	
福4	212	須崎土木事務所	福良(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×2.0	
福5	213	須崎土木事務所	福良(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×2.0	
福6	214	須崎土木事務所	福良(5)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
福7	215	須崎土木事務所	福良(5)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.6×1.5	
福8	216	須崎土木事務所	福良(3)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.0	
福10	217	須崎土木事務所	福良(3)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.0	
福12	218	須崎土木事務所	福良(3)海岸(耕地)	樋 門	須崎市	福 良	須崎土木事務所	木材角落	2.25×2.0	
福13	219	須崎土木事務所	福良(3)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.5×2.0	
福14	220	須崎土木事務所	福良(3)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区(施設閉鎖)	鉄横引	1.6×3.0	
福15	221	須崎土木事務所	福良(3)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
福16	222	須崎土木事務所	福良(3)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.0	
福18	223	須崎土木事務所	福良(1)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
福21	224	須崎土木事務所	福良(1)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
福23	225	須崎土木事務所	福良(1)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×2.0	
福24	226	須崎土木事務所	福良(4)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
福25	227	須崎土木事務所	福良(4)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区	アルミスイング	1.5×2.0	
福26	228	須崎土木事務所	福良(4)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
福27	229	須崎土木事務所	福良(4)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	須崎土木事務所	木材角落	1.65×3.75	
福29	230	須崎土木事務所	福良(3)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×2.0	
福30	231	須崎土木事務所	福良(3)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	福良地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
福32	232	須崎土木事務所	福良(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	須崎土木事務所	木材角落	1.5×1.55	
福33	233	須崎土木事務所	福良(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.6×1.6	
福36	234	須崎土木事務所	福良(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
福37	235	須崎土木事務所	福良(4)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.0	
福38	236	須崎土木事務所	福良(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	須崎土木事務所	木材角落	1.5×1.0	
福39	237	須崎土木事務所	福良(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	福 良	須崎土木事務所	木材角落	0.7×1.8	
須1	238	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミ横引	1.5×1.5	
須2	239	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミ横引	1.6×2.2	
須3	240	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.6	
須4	241	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.6	
須5	242	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須崎土木事務所(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
須6	243	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区	木材角落	0.85×1.0	
須7	244	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.8×1.5	
須8	245	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区(施設閉鎖)	アルミ横引	1.8×1.5	
須9	246	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区	アルミ横引	1.8×1.5	
須10	247	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区(利用時開放)	アルミ横引	1.7×1.5	
須11	248	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
須14	249	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×2.0	
須16	250	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区(施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×2.0	

須18	251	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区 (施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
須21	252	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区 (施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.0	
須22	253	須崎土木事務所	須ノ浦(1)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区	アルミ横引	1.0×2.5	
須24	254	須崎土木事務所	須ノ浦(1)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区	鉄横引	1.3×2.0	
須25	245	須崎土木事務所	須ノ浦(1)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区 (利用時開放)	アルミスイング	1.3×1.5	
須26	256	須崎土木事務所	須ノ浦(1)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区	鉄横引	2.0×2.5	
須28	257	須崎土木事務所	須ノ浦(1)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須崎土木事務所 (施設閉鎖)	アルミスイング	1.3×1.5	
須29	258	須崎土木事務所	須ノ浦(1)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須崎土木事務所 (施設閉鎖)	アルミスイング	1.3×1.5	
須31	259	須崎土木事務所	須ノ浦(1)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区	アルミ横引	2.0×2.0	
須35	260	須崎土木事務所	須ノ浦2/A 海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区 (施設閉鎖)	アルミ横引	1.7×2.0	
須39	261	須崎土木事務所	須ノ浦2/A 海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区 (施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×2.0	
須41	262	須崎土木事務所	須ノ浦2/A 海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区 (施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
須43	263	須崎土木事務所	須ノ浦2/A 海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区 (施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×2.0	
須44	264	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区 (施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
須45	265	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区 (施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
須46	266	須崎土木事務所	須ノ浦(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須ノ浦地区 (施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
須48	267	須崎土木事務所	須ノ浦2/A 海岸(耕地)	陸 開	須崎市	須ノ浦	須崎土木事務所 (施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
今1	268	須崎土木事務所	今川内(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	今川内	今川内地区 (施設閉鎖)	アルミスイング	1.1×1.0	
今2	269	須崎土木事務所	今川内(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	今川内	須崎土木事務所	木材角落	1.0×3.7	
今3	270	須崎土木事務所	今川内(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	今川内	今川内地区	アルミ横引	1.9×1.5	
今4	271	須崎土木事務所	今川内(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	今川内	今川内地区 (利用時開放)	アルミスイング	1.9×1.5	
今5	272	須崎土木事務所	今川内(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	今川内	今川内地区 (利用時開放)	アルミ横引	1.9×2.75	
今6	273	須崎土木事務所	今川内(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	今川内	今川内地区 (利用時開放)	アルミスイング	1.9×1.5	
今7	274	須崎土木事務所	今川内(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	今川内	今川内地区 (施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
今8	275	須崎土木事務所	今川内(2)海岸(耕地)	陸 開	須崎市	今川内	今川内地区 (施設閉鎖)	アルミスイング	1.5×1.5	
-	276	須崎土木事務所	桜川	樋 門	須崎市	神田28	須崎市 (個人へ再委託)	スライドゲート	2.0×1.7	
-	277	須崎土木事務所	奥浦川	樋 門	須崎市	浦ノ内	須崎土木事務所	アルミ横引・ゲート・スライドゲート	3.2×1.75	
-	278	須崎土木事務所	奥浦川	樋 門	須崎市	浦ノ内	須崎土木事務所	アルミ横引・ゲート・スライドゲート	2.0×1.8	

(3) 排水ポンプ場(須崎市内)

ア 市内のポンプ場は、下表のとおりである。

イ 本市管理担当課等においては、平時から、排水ポンプ場の点検等を確行し、災害時における確実な機能発揮に努めるものとする。

番 号	管 理 機 関 名	河 川 (港湾) 名	名 称	住 所	施 設 の 内 容 等	
						県
-	1	須崎市	遊水池	池ノ内ポンプ場	池ノ内	1,100mm 85KW 2台、1,000mm 110KW 2台
-	2	須崎市	遊水池	桐間ポンプ場	多ノ郷矢田甲5498	1,600mm 300PS 1台、1,350mm 200PS、1台 800mm 75KW 2台
-	3	須崎市	遊水池	中ノ浦ポンプ場	浦ノ内東分中汐田	1,000mm 110PS 1台
-	4	須崎市	遊水池	横浪ポンプ場	横浪	800mm 300PS 1台
-	5	須崎市	遊水池	西部ポンプ場	柴町2番12号	600mm 110PS 1台、700mm 140PS 2台、1,000mm 230PS 1台
-	6	須崎市	遊水池	浜町ポンプ場	浜町1丁目4番5号	400mm 18.5KW 1台、65mm 1.5KW 1台
-	7	須崎市	遊水池	須崎ポンプ場	港町2番33号	600mm 85PS 1台、900mm 220PS 2台
-	8	須崎市	遊水池	大間ポンプ場	潮田町3番5号	600mm 65KW 1台、900mm 210PS 2台
-	9	須崎市	遊水池	終末処理場内 ポンプ場	潮田町3番	1,500mm 830PS 2台、600mm 110KW 2台

(4) 県、本市の水防施設(倉庫等)・備蓄資器材等保有状況(本市関係分)

ア 県(須崎土木事務所)及び水防団が管理する本市内の水防施設(倉庫等)・備蓄資器材等保有状況は、下表のとおりであり、備蓄資器材等名で示す備品は、県の備蓄基準に該当する。

(下表の他、所要量の土のう及び土のう用砂を桐間防災活動支援施設に備蓄している。)

イ 本市は、平時から、必要に応じて水防団が保有する備蓄資器材等の充実を図るものとする。

また、平時から県(須崎土木事務所)との連携に努め、必要に応じて災害時における県(須崎土木事務所)が保有する備蓄資器材等の借用等に関する調整等を実施しておくものとする。

備蓄資器材等名	単 位	高知県	本市(須崎消防団)						合 計
		須崎土木事務所 (港町水防倉庫)	須崎分団	上分分団	多ノ郷分団	南分団	浦ノ内分団	吾桑分団	
大型土のう	袋	230	250	350	80	200	300	400	1,580
土のう	袋	2,800	1,000	1,200	400	500	1,800	700	5,600
縄・ロープ	m	250							
むしろ	m ²								
ビニールシート	m ²	175							
杉丸太 小口 10cm 5m	本								
杉丸太 小口 10cm 4m	本								
杉丸太 小口 10cm 2m	本								
杉丸太 小口 6cm	本								
鉄杭、鉄筋	本	100		75	93		70	25	263
番線(#8~#12)	m	300							
板類	m ²								

大型照明灯	台		8	2	5	3	3	2	23
懐中電灯	個		9		12	6	2		29
はしご	丁	2	3	3	5	3	4	2	20
バケツ	個	5		2		3			5
スコップ	丁	18	41	47	59	31	66	26	270
クワ (鍬)	丁	2	18	14	22	9	12	15	90
ツルハシ (鶴嘴)	丁	12	7	4	5		2	3	21
ジョレン (鋤簾)	丁	31		3					3
カマ (鎌)	丁	4	21	32	35	17	23	10	138
ノコ (鋸)	丁	4		3	2	1		10	16
エガマ・ナタ (柄鎌・鉈)	丁	6	21	32	35	17	23	10	138
オノ (斧)	丁			2	6	2	4	4	18
トビグチ (齧口)	丁	3	9	13	22	20	11	10	85
カケヤ (掛矢)・ハンマー類	丁		18	9	5	3	5	7	47
胴付き、タコ槌	丁								
シヨウレン、テコ (槌子) 棒	丁		3		6	4	4		17
ベンチ・番線カッター	丁	1							
荷車・一輪車	台	1							
にない棒	丁								
救命胴衣	着		44	32	38	35	35	38	222
発動発電機	台		5	4	1	2	4	2	18
チェーンソー	台		1		2	1	1	4	9
船	隻								

7 水防に関する予報・警報等

(1) 気象庁等が行う予報・警報 (令和7年5月29日現在)

ア 高知県の特別警報・警報・注意報の発表区域 (本市関係分のみ。)

県等区分	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村 (二次細分区域)
高知県	中部	高知中央	須崎市

* 高知県での津波予報区名は、「高知県」のみで、高知県沿岸全域が対象である。

イ 高知地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類と基準

- (ア) 高知地方気象台長は、気象等の状況により洪水・津波・高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を四国地方整備局長及び県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる。
- (イ) 高知地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、下表のとおりであり、水防活動の利用に適合 (水防活動用) する警報・注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報	発表基準 (本市関係分のみ。)								
-	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>観測点</td> <td>陸上</td> <td>海上</td> </tr> <tr> <td>平均風速</td> <td>20m/s</td> <td>25m/s</td> </tr> </table>	観測点	陸上	海上	平均風速	20m/s	25m/s		
観測点	陸上	海上								
平均風速	20m/s	25m/s								
-	暴風特別警報	暴風により災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="4">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> </table>	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合							
数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合										
-	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想され雪を伴う場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>観測点</td> <td>陸上</td> <td>海上</td> </tr> <tr> <td>平均風速</td> <td>20m/s</td> <td>25m/s</td> </tr> </table>	観測点	陸上	海上	平均風速	20m/s	25m/s		
観測点	陸上	海上								
平均風速	20m/s	25m/s								
-	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="4">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> </table>	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合							
数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合										
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td>市町村等</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>土壌雨量指数基準</td> </tr> <tr> <td>高知中央</td> <td>須崎市</td> <td>26</td> <td>248</td> </tr> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	高知中央	須崎市	26	248
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準							
高知中央	須崎市	26	248							

(水防活動用気象警報)	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合				
		台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合				
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合				
		市町村等をまとめた地域	市町村等	警報基準	注意報基準	
		高知中央	須崎市	2.0m	1.2m	
	高潮特別警報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合				
		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合				
-	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には、以下の条件に該当する場合				
		有義波高が6.0m以上と予想される場合				
-	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合				
		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合				
水防活動用津波警報	津波警報	津波による重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には、以下の基準等に到達することが予想される場合				
		津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
		大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大
				5m<予想高さ≤10m	10m	
				3m<予想高さ≤5m	5m	
		津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い
		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記しない)
水防活動用津波警報	大津波警報	津波による重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想され、具体的には上表の基準に到達することが予想される場合(大津波警報は、特別警報に位置付けられる。)				
		<p>【大津波警報、津波警報、津波注意報基準の補足事項】</p> <p>◆ 気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分(一部の地震については約2分)を目標に、大津波警報、津波警報、又は津波注意報(以下、「津波警報等」という。)を発表する。</p> <p>(大津波警報は、特別警報に位置付けられる。)</p> <p>下線部：日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震</p> <p>◆ 上記の際、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。</p> <p>ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。</p> <p>この場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。</p> <p>予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p>【その他の補足事項】</p> <p>◆ 津波の高さ</p> <p>「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <p>◆ 津波警報等の留意事項等</p> <p>➢ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。</p> <p>➢ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</p> <p>➢ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。</p> <p>この内、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</p>				

水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨・長雨・融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合 (一般の利用に適合する洪水の特別警報は、設けられていない。)									
		市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (*1)	指定河川洪水予報による基準					
		高知中央	須崎市	新莊川流域 = 33.6(*2) 桜川流域 = 11.3 御手洗川流域 = 11.6 押隅川流域 = 14.0 依包川流域 = 15.5	桜川流域 = (12.0, 11.2)	-					
		* 1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値を表している。(以下、同趣旨表内同じ。) * 2 数値は、すべて「以上」となるが、この「以上」は省略している。(以下、同趣旨表内同じ。)									
-	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には、以下の条件以上と予想される場合									
		<table border="1"> <tr> <td>観測点</td> <td>陸上</td> <td>海上</td> </tr> <tr> <td>平均風速</td> <td>12m/s</td> <td>15m/s</td> </tr> </table>				観測点	陸上	海上	平均風速	12m/s	15m/s
観測点	陸上	海上									
平均風速	12m/s	15m/s									
-	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には、以下の条件以上と予想される場合									
		<table border="1"> <tr> <td>観測点</td> <td>陸上</td> <td>海上</td> </tr> <tr> <td>平均風速</td> <td>12m/s</td> <td>15m/s</td> </tr> </table>				観測点	陸上	海上	平均風速	12m/s	15m/s
観測点	陸上	海上									
平均風速	12m/s	15m/s									
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合									
		市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準						
		高知中央	須崎市	16	183						
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には、前述「高潮警報発表基準」に記載する基準に到達することが予想される場合									
-	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には、以下の条件に該当する場合									
		有義波高が3.0m以上と予想される場合									
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨・長雨・融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合									
		市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (*)	指定河川洪水予報による基準					
		高知中央	須崎市	新莊川流域 = 26.8 桜川流域 = 9.0 御手洗川流域 = 9.2 押隅川流域 = 11.2 依包川流域 = 12.4	新莊川流域 = (8.0, 26.8) 桜川流域 = (12.0, 8.9) 御手洗川流域 = (8.0, 9.2)	-					
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が起るおそれがあると予想され、具体的には、前述「津波警報発表基準」に記載する基準に到達することが予想される場合									

(ウ) 備考(上表の補足等)

a 全般

(a) 発表基準欄に記載した数値は、高知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によっては災害発生を予想する際の概ねの目安である。

(b) 警報・注意報は、その種類に関わらず解除するまで継続される。

また、新たな警報・注意報が発表される時は、これまで継続中の警報・注意報は、自動的に解除されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

(c) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。

このような状態がある程度、長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(d) 大雨警報は、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想された場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。

各雨量等指数については、以下を参照

1 土壌雨量指数

- (1) 降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数である。
- (2) 詳細は、以下の気象庁ホームページ資料を参照
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/dojoshisu.html>

2 流域雨量指数

- (1) 降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域に当該時刻に存在する雨水の量を示す指数である。
- (2) 詳細は、以下の気象庁ホームページ資料を参照
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/ryuikishisu.html>

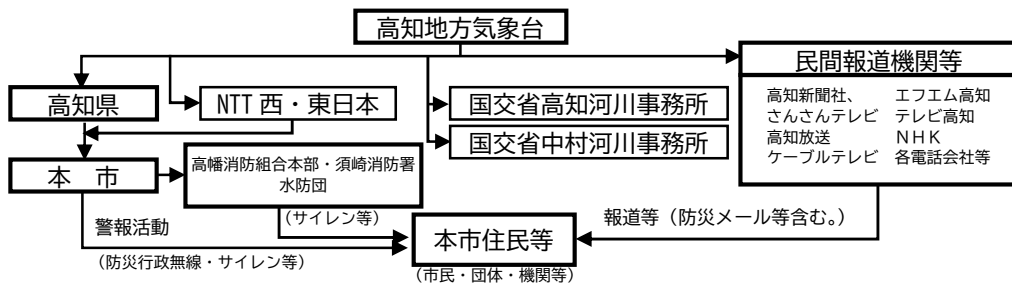
3 表面雨量指数

- (1) 短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が表面にたまっている量を示す指標である。
- (2) 詳細は、以下の気象庁ホームページ資料を参照
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/hyomenshisu.html>

b 上表内、大雨・洪水に関する警報・注意報基準表の見方

- (a) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、大雨警報・注意報基準の土壌雨量指数基準欄には、各市町村内における基準値の最低値を示している。
- (b) 1km四方毎の基準値は、下記、気象庁ホームページ資料を参照
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/index_shisu.html

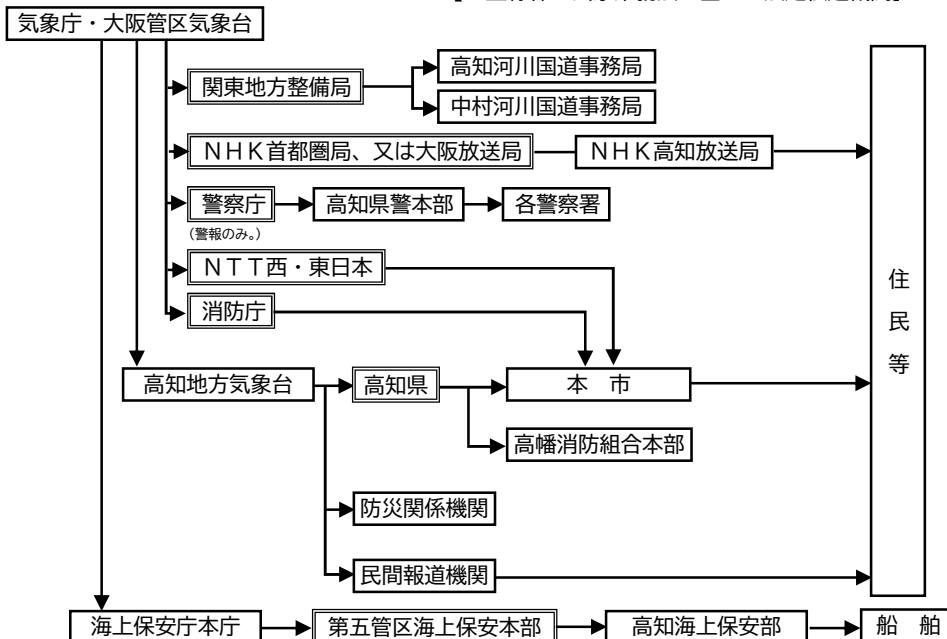
ウ 洪水警報等の連絡系統（Jアラート事象を除く、本市関係分を強調）



* 須崎警察署へは、県警本部からの連絡、又は本市が通報
 高知海上保安部・県等との連携（調整等）に基づき、必要により、港湾関係者等へ本市が通報する場合がある。

工 津波警報等の連絡系統

【二重線枠：気象業務法に基づく法定伝達機関】



(2) 国交省が行う水防警報及び連絡を受けた県の対応等（本市への関連はないが参照として記述）

ア 大臣から県への水防警報の通知（本市内には、指定した河川等は存在しない。）

大臣が法第16条の規定に基づき、水災により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川・湖沼・海岸（以下、本節において「河川等」という。）において、水災によって災害が発生するおそれがあり、水防を行う必要がある場合は、国交省高知・中村河川国道事務所長を通じて、県に対して水防警報の通知を行う。

イ 県の対応

上記通知を受けた県は、ラジオ・テレビ、又は電話等の放送・通信メディアに協力を求めて、他の水防関係者及び住民に対して周知・連絡を行う。

また、土木事務所等に直ちに適切な水防体制を取らせるとともに、土木事務所等を通じて水防管理団体が万全の水防活動が行えるよう指導する。

(3) 県が指定する河川における水防警報（本市への関連はないが参照として記述）

ア 県知事が行う水防警報河川の指定（本市内には、指定した河川等は存在しない。）

県は、法第16条の規定に基づき、指定河川等以外の県知事の管理する河川等の中で水災により、相当な損害を生ずるおそれがあると認めた河川等を指定する。

イ 水防警報の発表と通知等

(ア) 指定した河川等における水防警報の発表は、水防本部が行い、本部長は、これを発表した場合は、土木事務所等に直ちに適切な水防体制を取らせるとともに、土木事務所等を通じて水防管理者に連絡を行い、同時に水防管理団体が万全の水防活動が行えるよう指導する。

(イ) 水防警報の発表においては、ラジオ・テレビ又は電話等の放送・通信メディアに協力を求めて、他の水防関係者及び住民に対して周知・連絡する。

(ウ) 上記連絡を受けた水防管理者は、水防活動を行うとともに、水防計画に基づき住民への警報活動を行う。

(エ) 水防警報の発表は、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知する。

(4) 水防警報の種類等

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出勤時間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量とその他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
備考	地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。	

8 水防に関する信号等

(1) 水防に用いる信号（以下、本節において「水防信号」という。）

ア 全般

(ア) 法第20条の規定により、県知事は、水防信号を定めなければならない。

(イ) 何人もみだりに上記の水防信号、又はこれに類似する信号を使用してはならない。

イ 県知事が定める水防信号（県法施行規則第3条で規定）への対応等

(ア) 平時における本市の対応

本市は、次項に示す県知事が定める水防信号について、平時からこれらの種類等に関して、住民等への周知を図るものとする。

(イ) 吹鳴実施者

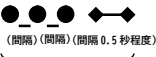

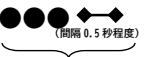




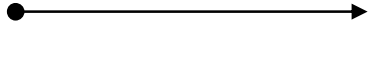
a 須崎消防署・水防団（状況により、関係する住民等）は、水災対応に際し、災対本部等からの命令、又は緊急時における自己判断（災対本部等からの命令を受ける時間がない場合等）において、下表の水防信号を吹鳴等するものとする。

b 上記において、自己判断により吹鳴等した場合は、事後、速やかに災対本部等に報告するものとする。

(ウ) 水防信号を確認した住民等の対応

水防信号に応じて、脅威となる水害種別等に応じた適切な避難準備・避難等を実施するものとする。

ウ 県知事が定める水防信号

水防信号		
種別	打鐘（だしょう）信号	サイレン信号
警戒水位に達し、なお増水のおそれがある場合（水災警報）	 A × 5回 3点打 × 5回	 A × 5回 30秒吹鳴 × 5回（吹鳴間、6秒休止）
関係諸機関の出動信号	 A × 5回 3連打 × 5回	 A × 5回 3秒吹鳴・3秒休止・10秒吹鳴 × 5回
避難退去信号（危険区域内住民）	 乱打	 A × 10回 3秒吹鳴・1秒休止 × 10回
解除信号	 A × 5回 1回・休止・2回 × 5回	 長声 × 1回

理解の容易性向上ため、県水防計画記載内容を一部加工

(2) 優先通行の標識

ア 全般

法第18条の規定により、県知事の定める標識（以下、本節において「標識」という。）を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

イ 標識（県法施行規則第2条で規定）への対応

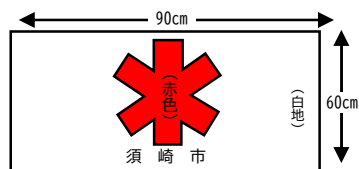
(ア) 平時における本市の対応

下記に示す標識の必要数を確保（準備）するものとする。

(イ) 水防活動等に従事する車両等

水防活動等に従事する車両の内、緊急車両を除く車両等は、災対本部から配布される標識を車両等の見えやすい位置に掲示等するものとする。

ウ 標識



9 水防活動等

(1) 水防指令の伝達系統

ア 県の水防指令

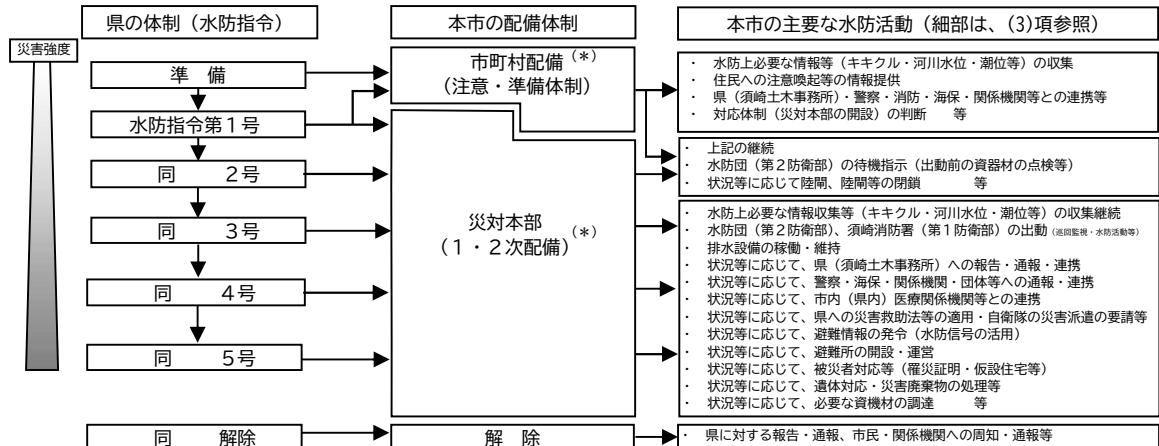
本節5(1)ア項「水防本部の連絡系統」により、本市に伝達される。

イ 高知海上保安部の水防指令

本節5(2)ア項「委員会の連絡系統」により、本市に伝達される。

(2) 水防指令に基づく本市の配備体制及び主要な水防活動

ア 県の水防指令受領時の配備体制等



* 市町村配備（注意・準備）、災对本部（1・2次配備）の区分は、本文第3章第2節(2)項の配備基準等に照合し、決定するものとする。

（水防指令1号の場合は、上記決定により、市町村配備、又は災对本部として対応する。）

イ 高知海上保安部の水防指令受領時の配備体制等

当時の状況に応じて、平時・市町村配備・災对本部体制をとるものとする。

(3) 本市の水防活動等

ア 水防活動上留意すべき事項

(ア) 水防活動中の安全配慮

a 全般

(a) 水災対応においては、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

(b) 避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

b 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

(a) 水防活動時には、ライフジャケットを着用する。

(b) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器（通達可能なトランシーバ等）を携行する。

(c) 水防活動は、ラジオ等を携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

(d) 指揮者等は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防団員を随時交代させる。

(e) 水防活動は、原則として複数人で行う等、単独行動を禁止する。

(f) 水防活動を行う範囲に応じて、監視員を適宜配置する。

(g) 指揮者、又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

(h) 指揮者は、水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。

(i) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

- (j) 津波浸水想定区域内にある水防団員は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先（水防活動等の中止）する。
- (k) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付する等、安全確保のための研修等の実施に努める。
- (イ) 津波対処（細部の対応は、「地震・津波対策編」を参照）
- a 津波の分類上の特性等
- (a) 津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられ、「遠地津波」の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来し、「近地津波」の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。
- (b) 上記により、「遠地地震」、「近地地震」の分類により、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。
- また、「遠地津波」で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあるが、「近地津波」で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。
- b 上記を踏まえた水防活動上の留意事項
- (a) 「津波の分類上の特性等」を踏まえ、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。
- (b) 本市は、須崎消防署・水防団と協議の上、上記を徹底するための「活動のルール」等について検討し、水防団にこれを明示することに努めるものとする。
- イ 本市の水防活動手順（津波対応の細部は、「本文」及び「地震・津波対策編」を参照）
- (ア) 事前（平時）段階の準備等

a 連絡手段の確保等

- (a) 平時から、水防に関係する国、県、警察、消防機関、水防団、高知海上保安部、水防関係団体、報道機関等（以下、本節において「水防関係機関等」という。）との連絡先等の情報交換や連携を保持しておくとともに、停電等対処としての電源や複数の連絡手段確保のための整備や同連絡手段の操作等の慣熟に努めるものとする。
- (b) 水防関係機関等の連絡先一覧（本市関係分のみ。）

区分	名称	所在地	電話番号
国 交 省	高知河川国道事務所	高知市六泉寺町 96-7	088-833-0111 088-832-0779
	中村河川国道事務所	四万十市右山 2033-14	0880-34-7301 0880-34-7306
	土佐国道事務所	高知市江陽町 2 の 2	088-882-9161
	高知港湾・空港整備事務所	高知市種崎 874	088-847-3511
	高知海岸出張所	高知市春野町東諸木字名村 1298-1	088-848-0038
林 野 庁	四国森林管理局	高知市丸の内 1 丁目 3-30	088-821-2160
海上保安庁	高知海上保安部	高知市棧橋通 5 丁目 4 番 55 号	088-832-7111
気 象 庁	高知地方気象台	高知市本町 4 丁目 3 番 41 号	088-822-8883
自 衛 隊	陸上自衛隊第 1 4 旅団	香川県善通寺市南町 2-1-1	0877-62-2311
	陸上自衛隊第 5 0 普通科連隊	香南市香我美町上分 3390	0887-55-3171
警 察 庁 (警 察 庁)	中国四国管区警察局四国警察支局	香川県高松市サンポート 3 番 33 号 サンポート合同庁舎 9 階	087-821-3111
	高知県警察本部	高知市丸ノ内 2-4-30	088-826-0110
	須崎警察署	須崎市山手町 1-8	0889-42-0110
消 防	高知市消防局	高知市本町 1-7-45	088-822-8151
	高幡消防組合消防本部	須崎市山手町 1 番 7 号	0889-43-1272
	高幡消防組合須崎消防署	須崎市山手町 1 番 7 号	0889-42-0119
	高幡消防組合中土佐分署	高岡郡中土佐町久礼 6653-1	0889-52-2319
	高幡消防組合津野山分署	高知県高岡郡津野町北川 2589-1	0889-40-1099
	高幡消防組合四万十清流消防署	高岡郡四万十町古市町 5-1	0880-22-0001

市長会	高知市長会	高知市本町 5-1-45 (高知市役所秘書課内)	088-823-9443
町村会	高知県町村会	高知市本町 5-1-35 (自治会館)	088-823-3216
新聞社	高知新聞社	高知市本町 4-1-24	088-822-2111
	読売新聞社高知支局	高知市本町 1-1-3	088-825-2220
	毎日新聞社	高知市本町 4-2-44	088-822-2211
	朝日新聞社高知総局	高知市本町 5-1-13	088-823-5115
	産業経済新聞社高知支局	高知市上町 1-4-9	088-822-9131
	共同通信社高知支局	高知市本町 3-2-15	088-822-5515
	時事通信社高知支局	高知市升形 9-52	088-072-1717
	日本経済新聞社高知支局	高知市升形 1-20	088-872-2334
放送局	NHK高知放送局	高知市本町 3-3-12	088-823-2300
	(株)高知放送	高知市本町 3-2-8	088-825-4200
	(株)テレビ高知	高知市北本町 3-4-27	088-880-1111
	高知さんさんテレビ(株)	高知市若松町 10-11	088-880-0033
	(株)エフエム高知	高知市鷹匠町 2-1-5	088-872-1100
N T T	N T T西日本高知支店	高知市帯屋町 2丁目 5-11	088-837-0478
J R	四国旅客鉄道株式会社高知保線区	高知市栄田町 3-2-3	088-822-8127
土佐くろしお鉄道	土佐くろしお鉄道榑中村施設車両区	四万十市駅前町 7-1	0880-34-4531 0880-35-5240
電力	四国電力(株)高知支店	高知市本町 4-1-11	088-822-9211
	四国電力送配電(株)高地系統制御所	高知市本町 4-1-11	088-822-9211
	四国電力(株)須崎営業所	須崎市池ノ内 1315-8	0120-41-0785
	四電工(株)須崎営業所	須崎市桑田山乙 1225-3	0889-45-0045
交通	とさでん交通(株)	高知市浅橋通 4-12-7	088-833-7111
	(一社)高知県バス協会	高知市大津乙 1879-9	088-866-0505
	(一社)高知県ハイヤー協会	高知市大津乙 1879-9	088-866-6555
	(一社)高知県トラック協会	高知市南の丸 5-17	088-832-3499
	有限会社さくら観光	須崎市桑田山乙 1158-2	0889-45-0880
	高知高陵交通株式会社	須崎市新町 2丁目 130	0889-42-1705
	株式会社四万十交通	高岡郡四万十町琴平町 16-28	0880-22-1131
	須崎しんじょうハイヤー株式会社	須崎市原町 2丁目 3-28	0120-42-0818
	横浪交通	須崎市西崎町 2	0120-52-6007
県	本庁		088-823-1111
	水防本部	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9838
	危機管理・防災課		088-823-9018
	須崎土木事務所	須崎市東古市町 6-26	0889-42-1700
	中央西土木事務所	吾川郡いの町 1381	088-893-2111~7
	総合防災対策推進須崎地域本部	須崎市東古市町 6-26	0889-42-0510
アマチュア無線	(一社)日本アマチュア無線連盟高知県支部	南国市駅前町 2丁目 5-14	088-863-6028

b 水防関連施設等(陸閘等・排水ポンプ場・備蓄資器材等をいう。)の準備等

(a) 陸閘等の整備

前述6(2)イ項に示す、点検整備等を確行し、陸閘等の機能保持に努めるものとする。

(b) 排水ポンプ場の整備

前述6(3)イ項に示す、点検整備等を確行し、排水ポンプ場の機能保持に努めるものとする。

(c) 備蓄資器材等

前述6(4)イ項に示す備蓄資器材等の確保や整備に努めるものとする。

c 水防訓練の実施

(a) 全般

本市は、県の協力や水防工法の解説・指導を受けつつ、効果的な水防訓練の実施に努めるものとする。

(b) 訓練課目等

水防訓練は、以下の項目を基準として、一般住民の参加を求め、水防思想の高揚に努めるものとする。

- 1 観測（水位、潮位、雨量、風速）
 - 2 通報（水防団の動員、居住者の応援）
 - 3 輸送（資材、器材、人員）
 - 4 工法（各消防工法）（細部は、県水防計画第 10 章「水防工法」を参照）
 - 5 樋門（角落としの操作）
 - 6 避難、立ち退き（危険区域居住者の避難）
- (c) 実施時期等
最も効果のある時期を選び、毎年 1 回以上単独、又は水防関係機関等との連合、若しくは合同による実施に努めるものとする。
- d 須崎港の貯木及び船舶対策（一部、後述の初動・水災対応段階に該当する項目があるが理解の容易性から本項で記述する。）
- (a) 全般
災害における河川の氾濫、又は高潮時における貯木及び船舶の流動等に起因する被害を防御するため、以下の対策・指導を講じるものとする。
- (b) 実施責任者
流木の被害を防御するための貯木対策指導は、県が行い、県、又は本市は、高知海上保安部等と連携して、港内の在泊船舶の対策指導にあたるものとする。
また、本市は「委員会」を組織していることから、県の対策指導を踏まえつつ、必要に応じて同委員会に対する情報提供や対策の依頼等を実施する。
- (c) 貯木対策
- 1 災害防止の方法
各貯木場においては、貯木の流動を防止するため、ワイヤーロープ、鉄棚、非常用ロープ、器具類、流出防護用柵等を設置するものとする。
 - 2 事前措置
 - (1) 木材入荷状況の把握
 - (2) 貯木状況・原材料の把握及び必要時の管制
 - (3) 流出防止対策の指導
 - (4) 災害時における危険箇所の想定とこれに対する対策の策定
 - (5) 災害時における流木回収不能の把握
 - (6) 流出防止措置の確認
 - 3 事後処置（流木対策）
 - (1) 流木状況の把握
 - (2) 流木状況の船舶や関係者への周知
 - (3) 流木の早期回収の勧告・除去命令の発動
 - (4) 流木回収状況の把握や関係者への周知
 - (5) 流木早期回収の完全実施の推進
- (d) 在港船舶対策（事後措置）
在港船舶に対する情報伝達等
- e 避難体制の整備
本市は、予め危険が予想される区域について、須崎警察署長と協議のうえ、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。
- (1) 初動段階
- a 各種情報等（本項に示す、すべての情報等をいう、以下本節において同じ。）の入手以下の情報等を収集・継続し、水防活動等判断の基礎とする。
- (a) 気象情報等
特に台風・低気圧・線状降水帯等の水害をもたらす事象における風速・風力量、降雨量（土砂・浸水・洪水キキクル（危険度分布）を含む。）等

- (b) 気象警報等
 - 1 気象庁等（高知地方気象台が県と共同で発表する情報を含む。）が発表する特別警報・土砂災害警戒情報・警報・注意報・早期注意情報（警報級の可能性）等
 - 2 高知地方気象台が自治体等に発表する防災支援メール
- (c) 河川水位・潮位
 - 国・県等の各種情報システムの活用等
- (d) その他
 - 1 県（水防本部及び須崎土木事務所）からの水防指令やその他水防上必要な情報提供等
 - 2 高知海上保安部からのメール連絡等
 - 3 警察・消防機関、水防団、関係団体・機関、本市職員等からの通報・情報提供等
 - 4 地域住民等からの通報・情報提供等
- (e) 上記各種情報等の入手先
 - 1 気象情報・警報等
 - (1) 気象庁
 - ア 気象警報・注意報等
https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=class20s&area_code=3920600
 - イ アメダス
https://www.jma.go.jp/bosai/amedas/#amdno=74311&area_type=offices&area_code=390000&format=table1h&elems=53410
 - ウ 雨雲の動き
https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/#lat:33.410236/lon:133.314972/zoom:10/colordepth:normal/elements:hrpns&slmcs&slmcs_fcst
 - エ 浸水キキクル（危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/lat:33.410236/lon:133.314972/zoom:10/colordepth:normal>
 - オ 洪水キキクル（危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/lat:33.410236/lon:133.314972/zoom:10/colordepth:normal>
 - カ 土砂キキクル（危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/lat:33.410236/lon:133.314972/zoom:10/colordepth:normal>
 - (2) 高知地方気象台
<https://www.data.jma.go.jp/kochi/>
 - 2 雨量・河川水位
 - 国交省（河の防災情報）
 - (1) PC版 : <https://www.river.go.jp/>
 - (2) スマートフォン版 : <https://www.river.go.jp/s/>
 - 3 潮位・波高
 - (1) 国交省（海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網））
 - ア PC版 : <https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>
 - イ スマートフォン・携帯版 : <https://nowphas.mlit.go.jp>
 - (2) 気象庁
 - ア 潮位観測情報
<https://www.jma.go.jp/bousai/map.html#contents=tidelevel>
 - イ 海洋の健康診断表・波浪に関するデータ
https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html
 - 4 県の情報
 - (1) こうち防災情報
<https://kochi-bousai.my.site.com>
 - (2) 高知県防災アプリ（インストール方法の参照先）
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010101/2020040200015.html>

5 危機管理型水位計運用協議会運営事務局の情報

川の水位情報（危機管理型水位計）

<https://k.river.go.jp>

b 適切な本市の配備体制の確立等

(a) 配備体制の決定・職員の参集等

水防指令、各種情報等の他、「本文」及び「地震・津波対策編」第3章第2節「組織動員等」に基づき、本市において水防活動が必要な場合やこれが予想される場合は、本文第3章第2節(2)項「配備基準等」に基づき、本市の配備体制を適切に判断・決定するとともに、配備体制に応じた職員等の参集・動員を行う。

(b) 決定した配備体制の変更

配備体制は、災害対応上の必要性等に応じて適切に判断し、逐次、上位（下位）の段階の体制へ移行するものとする。

(c) 決定した配備体制の報告・通報等

1 本市の配備体制開始時、又は変更時は、県総合防災情報システム、防災行政無線、電話回線等をもって県に対して報告するとともに、須崎警察署へ通知する。

2 必要により、須崎土木事務所、総合防災対策推進須崎地域本部との連携を保持する。

(d) 避難所の開設判断・準備

上記配備体制の決定に伴い、避難所の開設が必要と判断される場合は、配置要員指定に伴う庁内調整、避難所管理者等との調整、避難所開設に必要な物品等の準備を行う。

c 警察、消防機関、水防団、水防関連団体（特に委員会）との連携等

(a) 警察・消防機関、水防団との連携

1 各種情報等の入手段階から、須崎警察署・須崎消防署・水防団との連携を保持する。

2 各種情報等の確認に基づく総合的な判断により、必要に応じて、須崎消防署を通じて水防団への招集や待機要請等を実施する。

この際、予想される水防活動に応じた諸資器材の点検・準備等についても要請する。

3 必要に応じて、各種情報等の確認に基づき、水災が予想される箇所等が判明した場合は、須崎消防署・水防団に対して、巡回監視等を依頼するとともに、可能な場合は、職員を指名して巡回監視等を実施させる。

4 必要に応じて、須崎警察署への支援等要請を実施する。

(b) 水防関連団体（特に委員会）との連携

1 県及び高知海上保安部からの水防指令等の発令後、又は各種情報等の入手から水防指令等の発令が予想されると判断した場合において、必要に応じて高知海上保安部及び須崎土木事務所との連携や指導を受けつつ、水防関連団体、特に委員会との連携を保持する。

2 委員会との連携を図る場合、必要に応じて、前述3ア（工）項に示す貯木や船舶の流動等に起因する被害を防御する措置等について、県・高知海上保安部との調整等を踏まえた依頼・要請等を行うものとする。

d 市民及び要配慮者利用施設への周知・情報提供等

(a) 必要に応じて、適切な時期に防災行政無線、電話回線等の手段をもって、市民及び要配慮者利用施設に対して、注意喚起等の情報提供を実施する。

(b) 要配慮者利用施設への情報提供を行う場合は、注意喚起等の他、避難の可能性や必要性の有無、避難の要領、実施可能な支援の範囲等、本市として必要な助言や調整等の実施に留意する。

e 水防施設等の稼働等

(a) 排水ポンプ場

1 各種情報等に基づき、必要と判断する場合は、市内排水ポンプ場を稼働させる。

2 稼働後は、排水ポンプ場管理担当課により、水害対応間、継続的な点検・確認等を実施するものとする。

(b) 陸閘等の閉鎖

1 津波以外の水災対応の場合

- (1) 各種情報等に基づき、必要と判断する場合は、陸閘等を閉鎖する。
- (2) 陸閘等の閉鎖判断・決定においては、市長等の指示等を受けつつ、防災担当課長・関連課長と須崎消防署や水防団、県（須崎・中央西土木事務所）、その他陸閘等閉鎖に伴い影響を受ける関係団体、閉鎖委託者との調整等を確実に実施する。
- (3) 陸閘等を閉鎖する場合で、緊急性がある場合を除き、妥当な時間的猶予をもって、市民等に防災行政無線等により周知した後、閉鎖する。

2 津波の場合

前述 8 (3)項を参照し、陸閘等閉鎖委託者の安全確保を第一義として適切に対応する。

(ウ) 水災対応段階

a 本市が実施する水災対応

(a) 全 般

県・高知海上保安部からの水防指令・情報提供等や各種情報等の入手に基づき判断する適切な配備体制をもって、以下の水災対応を実施する。

(b) 水災対応

1 初動段階の継続・拡大

適切な配備段階、情報入手、市民への情報提供等を継続するとともに、県等との連携強化等を図る。

2 水防団等への命令等

下表を基準としつつ、当時の状況等に応じて、水防団等の出動準備・出動を命令する。

命令区分	状 況 等
出動準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあり、出動の必要が予想される場合 ○ 豪雨・地震等による破堤・漏水・がけ崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想される場合 ○ 各種情報等、水防警報により、洪水・内水・高潮・津波等の危険が予想される場合 ○ その他、市長（本部長）が必要と認める場合
出 動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川の水位が氾濫注意水位に達した場合 ○ 潮位が異状を示し、高潮のおそれがある場合 ○ 台風が県、又はその近くを通過するおそれがある場合 ○ 各種情報等、水防警報により、出動を要すると認めた場合 ○ その他、市長（本部長）が必要と認める場合

3 避難情報の発令

- (1) 県や高知海上保安部からの水防指令・情報提供等や各種情報等の入手に基づく適切な判断により、人の生命、又は身体を水災から保護し、その他水災の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、又は著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、適切な時期に避難情報を発令する。
- (2) 避難情報を発令した場合は、県に報告するとともに、須崎警察署長へ通知するものとする。
- (3) 上記の他、避難情報発令の細部は、本文第 3 章第 3 節「避難情報及び避難誘導」による。

4 避難所の開設・運営

- (1) 緊急の場合（津波対応等）を除き、努めて避難情報の発令前に、本市職員をもって水災状況に応じて、必要な避難所を開設し、避難者の受入を準備・実施する。
- (2) 上記の他、避難所の開設・運営の細部は、本文第 3 章第 1 節 2 項「災害対策本部の組織及び運営」及び本文第 3 章第 3 節 4 項「指定避難所及び指定福祉避難所の開設、閉鎖等」による。

5 応援要請等

- (1) 本市での水災対応が困難な場合は、県を通じて、又は本市による応援要請等により、必要な人員・資器材・組織等の確保を図る。
- (2) 上記の他、応援要請等の細部は、本文第3章第4節「災害時応援要請」による。

6 医療救護対策

- (1) 住民等に対し、迅速かつ的確な救急援助活動や医療を提供するため、「高知県災害時医療救護計画」及び「須崎市災害時医療救護計画」に基づき、医療機関及び医療関係団体と緊密な連携を図り、必要な医療（助産を含む。）救護措置を実施する。
- (2) 上記の他、医療救護の細部は、本文第3章第15節「医療救護応急対策」による。

7 行方不明者及び遺体の捜索、対応、埋葬等

- (1) 行方不明者及び遺体の捜索、対応、埋葬等を迅速かつ円滑に行うため、各機関相互の協力体制の強化を図るとともに、必要な対応措置等を実施する。
- (2) 上記の他、行方不明者及び遺体の捜索、対応、埋葬等の細部は、本文第3章第18節「行方不明者・遺体の捜索、対応及び埋葬」による。

8 災害廃棄物及びし尿等の処理

- (1) 災害により排出され、又は処理量の増加した災害廃棄物やし尿を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期するための応急処理対策措置を実施する。
- (2) 上記の他、災害廃棄物及びし尿等の処理の細部は、本文第3章第17節「ゴミ及びし尿の収集処理」による。

9 報告

(1) 全般

- ア 水災対応のため水防活動を実施した場合は、遅滞なく下記様式をもって県（土木部長）に対して報告する。
- イ 上記報告以外にも、事後の対応等を踏まえ、努めて多くの水防活動を実施した現地の活動写真、水防資器材の受払簿の作成・記入、資材購入等における証拠書類の整備に留意するものとする。

(2) 様式

ア 様式1（水防活動実施報告書）

様式1		水防活動実績報告書							
		(元号) 年 月 作成責任者							
取水の概況	川 警戒水位 m 雨量 mm								
水防実施箇所	川 右岸 地先 m 左岸								
日時	自 月 日 時				至 月 日 時				
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水郷作業の概況・工法	箇所 m 工法								
水防の結果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	
	効果	m	m	戸	m	m	人		
	被害	m	m	戸	m	m	人		
使用資器材	かます、依 万年、土俵			居住者の出勤状況					
	なわ								
	丸太			水防関係者の死傷					
	その他			雨量水位の状況					
水防に関する自己評価									
備考									

◆ A4縦仕様を基準とする。
◆ 水防を行った箇所ごとに作成する。

イ 様式2（水防活動報告書）

様式2		(元号)●年 台風第●号における水防活動 (高知県須崎市消防団・(元号)●年●月●日～●日)	
概要 須崎市消防団は、令和●年●月●日、台風第●号に伴う集中豪雨に際し、延べ●名が出勤、市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により、河川が増水するとともに、各所で越水による床上浸水等の被害が発生する危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、排水作業の水防活動を行い、人的被害の軽減に尽力した。			
活動時間	出勤延人員数	主な活動内容	水防活動の実施箇所
●/●～● 約12時間	●名	・土のう積み(約300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)	【地図上で活動箇所を示しているもの。】
●●川左岸(●●地先) 堤防の巡視	●●川左岸(●●地先) 土のう積み		
【標題に応じた現場状況の画像等】	【標題に応じた現場状況の画像等】		
●●地区 避難誘導	●●地区 排水作業		
【標題に応じた現場状況の画像等】	【標題に応じた現場状況の画像等】		
◆ A4横仕様を基準とする。 ◆ 努めて実施した水防活動項目(画像)の全てを記述する。			

10 その他の水災対応

本文第3章「災害応急対策の大綱」により対応するものとする。

b 須崎消防署・水防団（以下、本節において「水防団等」という。）が実施する水防活動等

(a) 全般

- 1 水防団等の水災における水防活動は、水防管理者（本市長）の所轄の下に行動する。
また、水防管理者は、前述イ(ア)b(b)項に該当し、水防上必要があると認める場合は、県水防計画に基づき、水防団等に対し、出勤の出動準備・出勤を命令する。
- 2 通常の水防団等への連絡等は、須崎消防署を通じて実施する。
災対本部開設後は、同災対本部（長）から直接、水防団等（長）へ命令等する。
- 3 水防団等の水防活動においては、前述8(3)項に示す「水防活動上留意すべき事項」を確行し、自己の安全確保を最優先して実施するものとする。

(b) 水防団の水防活動等（基準）

- 1 活動の終始を通じた本市との連携
- 2 初動段階の水防活動の継続・拡大（資器材準備・陸間等の閉鎖・待機等）
- 3 水災が予想される、又は発生している地域（箇所）等における巡回監視・警戒活動

(1) 活動区域の配当等

ア 水防団等の巡回監視・警戒活動区域を下表を基準として配当する。

ただし、水災状況に応じて、水防活動の重点が形成される場合の区域等は、災対本部等から別示する。

イ 配当表（基準）

名称等	区域	責任者
安和海岸	全域	須崎分団長
須崎海岸	新莊川河口～潮田町（大間水門）	須崎分団長
	潮田町（大間水門）～箕越	多ノ郷分団長
野見海岸	全域	南分団長
浦ノ内海岸	全域	浦ノ内分団長
安和川	全域	須崎分団長
坂ノ川川	全域	須崎分団長
新莊川	津野町境界～遅越	上分分団長
	遅越～河口まで	須崎分団長
桜川	上流～新川橋	吾桑分団長
	新川橋～河口まで	多ノ郷分団長
田ノ地川	全域	多ノ郷分団長

御手洗川	全域	多ノ郷分団長
中ノ川	全域	多ノ郷分団長
神田川	全域	多ノ郷分団長
押岡川	全域	多ノ郷分団長
依包川	全域	上分分団長
横川川	全域	上分分団長
鯛の川	全域	吾桑分団長
千々川	全域	吾桑分団長
中の谷川	全域	浦ノ内分団長
奥浦川	全域	浦ノ内分団長
東分川	全域	浦ノ内分団長
摺木川	全域	浦ノ内分団長
出見川	全域	浦ノ内分団長
コオクボ川	全域	浦ノ内分団長
塩間川	全域	浦ノ内分団長
灰方川	全域	浦ノ内分団長
全地域（全般・水防活動の重点区域）		須崎消防署長

(2) 巡視等における着眼等

ア 全般

(ア) 本市は、県等から水防指令が発令されたときは、重要水防箇所の河川等を重点に下表の状態を重視しての巡視・警戒等を水防団等に対して命令する。

この際、高潮対応の場合は、これの襲来するまでの時間的余裕の確認等に基づく命令下達や指示等に留意するものとする。

(イ) 上記命令等に基づき巡視・警戒等を実施する水防団等が異状を発見した場合は、速やかに災対本部等へ報告するとともに、水災対応上必要な場合で、かつ水防団等自身の安全を確保できる範囲内で、警戒区域の設定や水防作業を実施する。

(ウ) 上記報告を受けた災対本部等は、速やかに県（水防本部）や河川等の管理者（須崎・中央西土木事務所等）に連絡するとともに、現地の状況確認等を踏まえ、必要に応じて、避難情報の発令、須崎警察署を含む水防関連機関等への通報、地域住民への注意喚起、応援要請等を実施する。

イ 巡視間の重視事項

水災区分	重視事項
洪水	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇 ○ 堤防の上端の亀裂・沈下 ○ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂・欠け崩れ ○ 居住地側堤防斜面の漏水・飽水による亀裂・欠け崩れ ○ 排・取水門の両軸、又は底部よりの漏水・扉の締まり具合 ○ 橋梁、その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状
高潮	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇 ○ 堤防の上端の亀裂・沈下 ○ 海側・川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂・欠け崩れ ○ 居住地側堤防斜面の漏水・飽水による亀裂・欠け崩れ ○ 排・取水門・閘門の両軸、又は底部よりの漏水・扉の締まり具合 ○ 橋梁、その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

4 水災が予想される、又は発生している地域（箇所）等における水防作業

5 水災が予想される、又は発生している地域（箇所）等における避難誘導

6 水災が予想される、又は発生している地域（箇所）等における立入制限規制等

(c) 水防団等の水防活動中の権限等

権限名等	内 容 等 (要旨)	根 拠
優 先 通 行	県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。 (前述8(2)項参照)	法第18条
緊 急 通 行	水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路、又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。	法第19条第1項
警 戒 区 域	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入り禁止・制限、その区域からの退去を命ずることができる。	法第21条
居住者等の水防義務	水防団等長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。	法第24条
水 防 通 信	水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。	法第27条
公 用 負 担	水防の現場において、必要な土地の一時使用、土石・竹木・その他の資材、車両その他の運搬用機器、排水用機器を使用することができる。	法第28条第2項
資料の提出及び立入り	水防計画作成の必要性から水防管理者から指示された場合は、必要な土地に立ち入ることができる。この場合、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	法第49条

ウ 水防配備の解除

(ア) 本市の配備等の解除

- a 本市は、以下の場合に水防配備を解除し、県(水防本部)に報告するとともに、必要に応じ、住民等への周知、須崎・中央西土木事務所、高知海上保安部、須崎警察署及びその他の水防関連機関等へ通報する。
- b 解除の条件等
 - (a) 河川の水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなった場合
 - (b) 津波、又は高潮のおそれなくなり、かつ水防警報が解除された場合等、市域内の水防活動の必要性がなくなったと認めた場合
 - (c) 上記の他、本部長が解除と認めた場合

(イ) 水防団等の配備等の解除

- a 水防団等の配備等の解除は、災対本部等からの配備解除命令等を受けた場合とする。
- b 上記の配備等の解除までの間、水防団等は、自らの判断等により、勝手に部署等を離れてはならない。
- c 配備解除命令等を受領した水防団等は、人員、資器材、車両、作業箇所等の異状の有無を点検し、その概要を速やかに災対本部等に報告するものとする。

エ 損失補償

本市は、水防活動中の水防団等が行った権限行使等により発生した損失においては、損失を受けた者に対して、時価により、その損失を補償するものとする。

第9節 交通対策

1 全 般

災害により市の管理する道路施設が決壊、流出、埋没、その他により交通が途絶した場合の応急対策について、以下の措置等を定めるものとする。

2 措置等

(1) 活動等の重点

救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するため、道路、橋梁について重点的に実施するものとする。

(2) 道路の啓開等

ア 道路管理者やその他の関係機関と相互に協力して緊急輸送道路の早期確保を優先して実施するとともに、ライフライン確保、応急対策等に必要な道路等の啓開にも努めるものとする。

イ 道路管理者は、放置車両、立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行確保、緊急の場合には、運転者等に対して車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者が不在の場合は、道路管理者自らが車両の移動等を行うものとする。

(3) 道路、橋梁等の応急工事

ア 道路の決壊、流失、埋没、橋梁の損傷等が軽微であり応急対策により、交通の確保が得られる場合は、速やかに必要な措置を講じて、交通の確保を図るものとする。

イ 道路等の被害の程度が大きく、速やかな復旧等ができない場合は、一時的付替え道路を開設して対応するものとする。

(4) 応援要請

災害の状況により本市による応急処置が不可能な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、県等を通じて自衛隊等の派遣について要請する等、速やかな応急復旧に努めるものとする。

第10節 障害物除去

1 全般

災害により、住居、又はその周辺に存在する生活に支障をきたす障害物及び交通の支障となる道路上に存在する障害物の除去について、以下の措置等を定めるものとする。

2 措置等

(1) 本市が実施する住居等の障害物の除去範囲

ア 居室、炊事場等、生活に支障を来す最小範囲

イ 住民自らの資力により、除去ができない障害物

(2) 道路上の障害物の除去範囲及び除去の責任等

ア 除去の範囲

道路交通を緊急に確保する範囲内で実施する。

イ 除去の責任等（基本）

(ア) 道路、河川等にある障害物の除去

道路、河川等の管理者が実施

(イ) その他の施設（工作物）の除去

施設の所有者、又は管理者が実施

(ウ) 所有者、管理者で実施困難な場合

関係機関の応援等による。

(3) 本市が実施する障害物除去の方法等

本市の職員、国・県等からの協力・支援受け、協力可能な業者等により除去するものとする。

(4) 労力、資材及び機材の調整先等

ア 須崎市建設協会

イ 障害物除去に関する協定締結業者

須崎市建設協会、須崎市建築グループ、須崎建築協会、須崎地区森林組合、株式会社高知丸高

ウ 県等に対する要請（国、関係機関等を含む。）

(5) 除去した障害物の集積場所

ア 公用地であって交通及び住民の生活に支障のない場所を原則とする。

イ 災害の規模が大きい場合は、所有者と協議のうえ、民有地を一時集積場所とする場合がある。

第11節 輸送

1 全般

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、物資、機材、燃料等を迅速かつ確実に輸送するため、以下の措置等を定めるものとする。

2 措置等

(1) 輸送体制の確立

ア 陸上輸送

(ア) 輸送手段の確保

a 適切な調整、要請等により、以下の輸送手段を確保するものとする。

b 輸送手段

(a) 本市所有の車両（活用）

(b) 民間車両（協力要請）

(c) J R（調整、利用）

(d) 自衛隊車両（協力要請）

(e) その他（県等への要請、調達、あっせん依頼等）

(イ) 参考（緊急輸送車両の定義）

a 災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委任を受けた者が使用する車両

b 災害対策基本法第76条に規定する緊急輸送車両は、災害対策基本法施行令第33条の規定により、緊急輸送車両の確認後、県知事、公安委員会より総理府令で定める様式の標章及び証明書 of 交付を受け、車両の前面の見えやすい箇所に掲示するものとする。

イ 航空輸送手段の確保のための調整先等

(ア) 自衛隊（航空輸送の原則支援要請先）

(イ) 県（消防、防災ヘリの活用、その他の航空輸送手段の調整等）

(ウ) 民間（協力要請）

(エ) その他（調達、あっせん等）

ウ 海上輸送

大量の被災者及び緊急物資の輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、又は高知海上保安部に出動を要請するものとする。

(2) 緊急輸送

ア 緊急輸送を要するもの等

(ア) 医薬品、医療資機材の輸送

(イ) 食料、その他生活必需品の輸送

(ウ) 応急復旧対策に必要な資機材、燃料の輸送

(エ) 災害対策要員の輸送

(オ) その他緊急に輸送を必要とするもの

イ 緊急輸送のための燃料確保

(ア) 緊急輸送活動を円滑に行うため、関係機関等は、平時から燃料の調達及び供給体制の整備を図るものとする。

(イ) 上記整備等の円滑な実施を図るため、自家給油設備事業を継続する。

第12節 応急仮設住宅及び応急修理

1 全般

災害により、住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった住民に対して、災害救助法が適用された場合の自己の資力による住宅の再建、応急修理のできない被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理について、以下の措置等を定めるものとする。

2 措置等

(1) 応急仮設住宅

ア 実施責任者

県知事の委任に基づき市長、又は県知事

イ 建設等

(ア) 留意事項等

a 住宅が全壊（焼）、又は流出して滅失し居住する住宅がなく、自らの資力で再建不能な者に対して、応急仮設住宅を建設するものとする。

b 応急仮設住宅の建設に際しては、高齢者、障害者等、要配慮者に配慮した構造及び設備とするものとする。

c 応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努めるものとする。

(イ) 資材等の確保

a 建設及び修理を実施する建築業者が資材及び労務等の確保が困難な場合は、県及び本市があっせんするものとする。

b 資機材が不足し、調達が必要な場合には、国に資機材の調達を要請するものとする。

(ウ) 設置場所

a 応急仮設住宅の用地は、原則として当面利用目的が決まっていない公共用地、公園等、被災前の住宅の建設地等の場所に建設することとする。

b 長期避難者の滞在が可能な施設等を建設するための用地について選定・確保に努めるものとする。

(I) 建物の構造及び規模等

災害救助法による救助の程度、方法等については関係法令等の定めによるものとする。

ウ 設置期間等

災害発生の日から20日以内に着工し、供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

エ 応急仮設住宅の運営管理における留意事項等

(ア) 応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとする。

(イ) 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるものとする。

(ウ) 女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。

(2) 被害住宅の応急修理

ア 応急修理の対象等

(ア) 対象

災害救助法で定める範囲を原則とし、住家が半壊（焼）し、自らの資力では、日常生活に欠くことができない部分の応急修理ができない者とする。

(イ) 選定

被災者台帳から対象世帯（生活困窮者等）を選定する。

イ 応急修理の範囲

日常生活に欠くことのできない破損箇所で、屋根、居室、炊事場、便所等、必要最小限の部分とするものとする。

- ウ 応急修理期間
原則として、災害発生の日から1ヶ月以内とする。

第13節 食料の供給

1 全 般

災害における被災者、災害対策に従事する者等に対する応急食料等の供給及び炊き出しについて、以下の措置等を定めるものとする。

2 措置等

(1) 応急食料等の供給

ア 実施責任者

- (ア) 災害救助法が適用された場合
県知事の委任を受けた市長
(イ) 上記以外
市長

イ 対 象

災害発生時における食料の応急供給は、災害の状況について必要と認められた場合に被災者等に対して供給するもので、以下の場合に行うものとする。

- (ア) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
(イ) 供給機関による通常の供給ができない場合
(ウ) 救助作業及び応急復旧作業に従事する者に対して行う必要がある場合（※）
※ 災害救助法の適用外

ウ 品 目

- (ア) 米穀を原則とする。
(イ) 実情に応じて、パン類、麺類、缶詰、インスタント食品、弁当、牛乳等を配給
(ウ) 乳幼児、高齢者、難病者、透析者、その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者等への配慮に留意する。

エ 食料の確保

- (ア) 備蓄食料の運用
災害発生時は、備蓄食料を優先して配給するものとする。
(イ) 流通備蓄による調達
a 原則として、事前に協定した業者から調達するものとする。
b 上記が不能、困難等の場合
(a) 他業者からの調達
(b) 県、又は他市町との応援協定に基づく調達・協力等要請
(c) 義援物資等の受入れ・配給

- 1 避難者等の要望等に基づく適切な品目等選定により、受入れ・配給
2 上記品目は、時間経過に伴い逐次再検討・更新

(ウ) 参 考

災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月19日付21総食第113号総合食料局長通知（最終改正：令和7年7月31日、7農産第2125号農産局長通知））に基づくものとする。

(2) 炊き出し

ア 実施責任者（本市が計画、実施する場合）

市長、又は市長の委任、依頼及び協力要請を受けた者

イ 実施要領等

(ア) 全 般

- a 食材等調達は、本市が実施し、炊き出し実施者等へ供給することを基準とする。
- b 避難者等の避難状況（避難者等の集約状況等）に基づき、調理環境・配送等状況等を検討し、指定避難所等を基準とした適切な炊き出し場所を選定するとともに、炊き出し計画（献立（材料等の種類・数量等含む。）、配給等日時、配給場所・数量、作業体制等）を作成して円滑な炊き出し業務を行うものとする。

(イ) 協力要請による実施

- a 以下の施設等への協力要請により実施するものとする。
- b 協力要請先
 - (a) 避難収容施設で炊き出し可能な施設
 - (b) 市内の給食可能な施設
 - (c) 自衛隊

(ロ) 依頼による実施

- a 協力要請による実施が不可能な場合は、以下の団体等に依頼して実施するものとする。
- b 依頼する団体等
 - (a) 日本赤十字奉仕団
 - (b) 婦人会
 - (c) その他

ウ 留意事項

- (ア) 炊き出し等の食料供給が長期化する場合は、可能な範囲で献立の多様化、栄養バランス・要配慮者等に配慮した質の確保等に努めるものとする。
- (イ) 上記を適切に実施するため、管理栄養士等の専門職の活用を図るものとする。

第14節 飲料水の供給

1 全 般

災害において飲料水の汚染等により、飲料水を得ることができない住民等に対する飲料水の供給及び確保を適切に行うため、以下の措置等を定めるものとする。

2 措置等

(1) 給 水

ア 実施責任者

- (ア) 災害救助法が適用された場合
県知事の委任を受けた市長
- (イ) 上記以外
市 長

イ 給水のための調整等

- (ア) 本市単独で実施困難な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関に対して応援を要請するものとする。
- (イ) 上下水道課（応急復旧部上下水道班）は、迅速的確な給水を行うために、必要に応じて、他課等（部局等）の協力を要請するものとする。

ウ 給水方法

給水車、ペットボトル（その他の容器を使用したものを含む。）、ろ過装置を有する機材等により給水するものとする。

(2) 水道施設の応急復旧

ア 全般

水道施設を速やかに復旧し、飲料水の確保を図るため、復旧に要する業者等と十分連絡調整を行い、応急復旧要員の確保を図り、迅速な工事を実施するため、被害状況により、以下の応急復旧対策等に万全を期すものとする。

イ 応急復旧対策等

(ア) 被害の全容を把握することに努め、災害の発生状況に応じ、送水を停止する等、必要な措置を講じるものとする。

(イ) 応急拠点給水、仮設配水管を布設し応急給水を速やかに行うものとする。

(ウ) 幹線を優先し、主要な送配水管の順次復旧を図るものとする。

(エ) 給水管の復旧については、避難施設、病院、学校、その他公共施設等から順次行うものとする。

(オ) 応急復旧に必要な資機材を確保するとともに、応急給水に必要な給水機器（浄水器）の完備及び給水車の確保に務めるものとする。

(3) 広報活動

水道施設の損壊等により、給水を停止する場合、又は断水のおそれがある場合は、住民に対して防災行政無線等により周知するものとする。

第15節 被服等生活必需物資の供給

1 全般

(1) 災害時における生活上必要な被服、寝具、その他日用品等をき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な住民等に対するの給与、又は貸与することについて、以下の措置等を定めるものとする。

(2) 生活の維持のため必要な燃料、毛布等の生活必需品等を調達及び確保し、住民等のニーズに応じて供給・分配を行うこととする。

この際、要配慮者、男女区分や性的マイノリティ等に配慮するものとする。

(3) 被災地で求められる物資は、時間経過とともに変化することを踏まえ、時宜に適合した物資の調達に留意するものとする。

2 措置等

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合
県知事の委任を受けた市長

イ 上記以外
市長

(2) 対象

住宅の全半壊（焼）、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な住民等

(3) 被服等生活必需物資の供給品目等

ア 被害の実情に応じ、以下に示す品目の範囲内において、必要と認められた最小限度のものを供給等するものとする。

イ 品目等

(ア) 被服、寝具及び身の回りの品

(イ) 日用品

(ウ) 炊事用具及び食器

(エ) 光熱材料

- (オ) その他
- (4) 被服等生活必需物資の配布
被害程度及び世帯構成人員に応じて供給等するが、地区民生委員等の協力を受けて、迅速かつ正確に実施するものとする。

第16節 医療救護応急対策

1 全般

被災地の住民等に対し、迅速かつ的確な救急援助活動や医療を提供するため、「高知県災害時医療救護計画」及び「須崎市災害時医療救護計画」に基づき、医療機関及び医療関係団体と緊密な連携を図り、医療（助産を含む。）救護対策について、以下の措置等を定めるものとする。

2 措置等

- (1) 救急救助活動
多くの救急救助事象が発生することが予想されることから、事象内容等から判断して、住民等の生命を守るため、緊急性があり、かつ効果が大である事象を選択して実施するものとする。
- (2) 医療救護活動
本市災対本部は、災害拠点病院（須崎くろしお病院）、救護病院（高陵病院）等と連携し、被災現場及び医療救護所において、医療にあたるものとする。
- (3) 医療救護所の設置
 - ア 被災の状況等を判断して、救護所の設置が必要と認められる場合は、災害現場に医療救護所を設置するものとする。
 - イ 医療救護所設置場所は、災害規模等を考慮して、他の設置場所も検討・選定しておくものとする。
 - ウ 本市の医療救護所設置場所
資料5「医療救護所一覧表」
- (4) 医療救護チームの編成
医療救護チームは、医師、看護師、薬剤師及び医療救護所班員で構成し、それぞれの役割は以下のとおりとする。
 - ア 医師
医療救護の統括（業務全般）
 - イ 看護師・薬剤師
 - (ア) 負傷者の処置（トリアージを含む。）
 - (イ) 医薬品及び医療用資機材の管理
 - ウ 医療救護所班員
 - (ア) 負傷者の記録等の整理
 - (イ) 救護所の設営、管理、運営
 - (ウ) 連絡調整業務（情報収集を含む。）
 - (エ) 重傷者の搬送
 - (オ) 各種報告書の作成
 - (カ) 医薬品及び医療用資機材の管理・調達
- (5) 医薬品、医療用資機材等の確保
 - ア 医療及び助産に必要な医薬品及び医療用資機材は、市内医療機関の備蓄により対応する。
 - イ 高知県薬剤師会高陵支部との「災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書」に基づく供給申請を行い、調達するものとする。

(6) 県等に対する応援要請

災害の発生状況に応じ、被災が著しく、市だけでは対応が困難な場合は、県、高知県医師会、郡市医師会、日本赤十字社高知県支部等に支援要請を行うものとする。

第17節 感染症予防

1 全般

被災地域においては、衛生条件の悪化により、感染症等の発生が多分に予想されることから、これを早急に防止するため、感染症予防及び保健衛生の応急対策について、以下の措置等を定めるものとする。

2 措置等

(1) 感染症予防対策を必要とする衛生地域の把握及び薬剤等の配布

感染症等の発生、又は発生が予想される被災地域を迅速に把握し、消毒剤、散布用機器、運搬器具等の確保を図り、消毒に万全を期するものとする。

(2) 感染症対策班の編成

ア 被災地の感染症予防対策を迅速かつ的確に実施するため、保健所等の協力により感染症対策班を編成するものとする。

イ 災害の規模等により班員不足の場合は、県、関係機関等に協力を依頼するものとする。

(3) 感染症予防の方法

ア 指定避難所、浸水地域等、衛生条件の悪い地域において環境衛生班及び医療救護班と協力しつつ、健康調査、健康相談及び水質検査を実施し、患者の早期発見、被災地の感染症の発生状況及び住民の健康状態を把握するものとする。

イ 被災地の感染症発生を予防するため、必要に応じて県と協力しつつ、予防接種を実施するものとする。

ウ 被災地域で衛生状況の悪化が予想される床上浸水等に対しては、速やかに消毒剤を配布するとともに、家屋の洗浄、便所等の消毒、食器等の消毒について感染症予防の指導を行なうこととする。

エ 消毒・感染予防に必要な資材の内、避難所等で使用する資材は備蓄に努めるとともに、薬剤等は、市内における現地補給を行い、不足する場合は、県、関係機関等に協力を依頼するものとする。

(4) 感染症患者等に対する措置

多数の感染症患者が同時に発生した場合は、患者の緊急度及び重症度に応じた適切な応急処置及び搬送を行うために患者の治療優先順位を決定し、県と連携して収容可能な医療機関に搬送するものとする。

(5) 保健衛生対策

ア 生活環境の悪化による被災者の健康状態の変化に対応するため、指定避難所等の適切な衛生状態の維持に努めるとともに、被災者の健康状態を把握し、被災者が健康な生活を送れるよう支援するものとする。

イ 被災後の精神的動揺に対するケアを行うために健康相談を行う。

ウ 要介護者、障害者（児）、高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者に対しては、健康相談及び保健指導を優先的に実施するものとする。

(6) 食品衛生の監視

食品衛生の監視については、県の権限に属するため、保健所に依頼するものとする。

第18節 ゴミ及びし尿の収集処理

1 全般

災害により排出され、又は処理量の増加したゴミやし尿を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期するための応急処理対策について、以下の措置等を定めるものとする。

2 措置等

(1) ゴミの収集処理

ア 収集方法

(ア) 全般

基本的にゴミ収集業者の協力を受けて実施するが、多量に集積されたゴミ等を迅速に排除するため、人員及び車両が不足する場合を含め、以下の方法等により処理するものとする。

(イ) 方法等

- a 市職員の編成は、災害の規模により編成するものとする。
- b 建設業者、各種団体等に協力依頼し、自動車及び特殊車を借り上げ使用するものとする。
- c 周辺自治体、民間各種団体への応援要請を行うものとする。

イ 処理方法

災害規模により一時に処理できない場合は、必要に応じて運搬上及び保健衛生上、適当と認められる場所に一時集積所を設置するものとする。

ウ 事前対策

災害廃棄物処理計画を策定するとともに、他市町村、関係機関等との協定書の締結等、事前の体制を整えておくものとする。

(2) し尿の収集処理

ア 全般

し尿の収集業者の協力を受けて、速やかに収集処理を行うものとする。

この際、災害規模に適合した体制を取るとともに、必要に応じ周辺自治体に応援を求めるものとする。

イ 収集方法

(ア) 計画的に収集を行う。

(イ) 状況により使用可能状態を回復する処理にとどめる場合がある。

ウ 処理方法

(ア) 高幡東部清掃組合で処理を行う。

(イ) 処理能力を越える事態にあつては、他市町村への協力を要請するものとする。

エ 事前対策

汚物処理の応援を求める相手方については、事前にその応援能力について十分調査し、災害廃棄物処理計画の中に組み入れるとともに、協定書の締結等、体制を整えておくものとする。

(3) 災害廃棄物の処理

ア 災害廃棄物の処理に関する役割分担や処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図る対応マニュアル等を作成し、円滑かつ適正な処理を行うものとする。

イ 災害廃棄物の処理にあつては、適切な分別により、可能な限り再生・再利用等に努めるものとする。

ウ 環境汚染の未然防止、住民及び作業者の健康を確保するため、廃棄物の組成に応じた適切な措置を講じるものとする。

エ 災害廃棄物の処理にあつては、被災時の公共用地利活用に関する優先順位を十分に考慮したうえで、仮置場を定め、搬送集積を行い順次処理するものとする。

オ 考えられる集積場所

(ア) 公共施設、公園、運動場等（指定避難所周辺を除く。）

- (イ) 民間の田畑、その他集積可能な場所
カ 災害廃棄物の処理能力を超える事態に対応するため他市町村、関係機関、民間事業者団体等との協定書の締結等、事前の体制を整えておくものとする。

第19節 行方不明者・遺体の搜索、対応及び埋葬

1 全般

災害による行方不明者及び遺体の搜索、対応、埋葬等を迅速かつ円滑に行うため、各機関相互の協力体制の強化を図るとともに、以下の措置等により対応するものとする。

2 措置等

(1) 安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）への対応

ア 発災時に安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

イ 災害時は、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、安否不明者の情報収集を積極的に行うものとする。

また、必要と認めるときは、県等と連携の上、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査による速やかな安否不明者の絞り込み等に努めるものとする。

(2) 行方不明者及び遺体の搜索

ア 搜索は、警察署及びその他の機関の協力を受けて行うものとする。

イ 搜索実施間は、警察署等との緊密な連携を保持する。

ウ 搜索活動は、車両、舟艇、機械機具の借り上げ等、可能な限りの手段、方法等により、早期収容に努めるものとする。

(3) 遺体への対応

ア 身元確認

警察署等の協力を受けて、身元確認、死体引き取り人の発見等に努め、識別確認のため、写真撮影、遺留品の保管、着衣、所持品、特徴等を記録する等の措置を適切に行うものとする。

イ 遺体の検案

遺体の検案は、関係法令に基づき、原則として県警察の検視班の指示により、検案所で実施するものとする。

ウ 安置所の開設

遺体の身元の識別、又は埋火葬までの間、遺体を一時保管するため、公共建築物、寺院等に安置所を開設するものとする。

この際、検案実施後の迅速な遺体の安置、遺族への円滑な対応を考慮して、検案所と連動できる近傍の場所における安置所の設置に留意するものとする。

エ 火葬

(ア) 検案等が終了した遺体は、火葬を基準として対応する。

(イ) 火葬に関する手続きは、身元判明遺体については親族等が、その他の遺体は、1週間を基準として安置所で保管後、本市が火葬手続きから火葬を実施するものとする。

(ウ) 火葬において、遺体数により、本市内での火葬場による火葬が困難な場合は、県を通じて広域火葬を要請等する。

(4) 埋葬

ア 遺体数が多く、火葬が困難な状況で環境衛生管理上等、必要な場合は、適切な期間を設定後、仮埋葬を実施する。

イ 棺、骨つぼ（骨箱）は、原則としての現物支給とし、火葬、土葬、納骨等の役務の提供は、実際に埋葬を行う者に対して支給するものとする。

- ウ 仮埋葬の掘開においては、親族等の感情等に配慮して行うものとする。
- エ 大きな被害等による遺体の火葬が困難な場合を想定し、事前に埋葬地を選定することに努めるものとする。

第20節 災害警備

1 全般

災害警備は、須崎警察署、須崎消防署、関係機関等の協力を受けるとともに、本市職員及び消防団の巡察等、以下の措置等により対処するものとする。

また、必要に応じて、治安維持に関する情報を住民に周知して、地域コミュニティ、自主防災組織等单位による自衛的な治安維持の必要性について促すものとする。

2 措置等

(1) 平時

- ア 須崎警察署、須崎消防署、治安に関する関係機関と連携し、災害における連絡・調整体制等の構築に努めるものとする。
- イ 須崎警察署、須崎消防署、消防団等から、市内の防犯等の死角となる地域等の情報を受け、災害時の治安重点地域等を見積もるものとする。
- ウ 過去の教訓等を研究し、災害時における警備事案、特に防犯、火災予防等に関する知識の向上を図るとともに、警備事案対処のための整備等に努めるものとする。
- エ 上記に基づき、必要な場合は、防災訓練等の場を活用し、災害における警備事案等を紹介・周知する等、警備の必要性について認識させるとともに、地域コミュニティ、自主防災組織等单位での自衛警備体制の研究等についても促すものとする。

(2) 災害時

ア 防犯等

- (ア) 須崎警察署の協力を受けての対応を基本とするものとする。

海上における対応は、須崎警察署、県等との調整により、防犯対応機能を有する機関等に依頼するものとする。

- (イ) 状況により、須崎消防署、消防団、市職員の巡察等により対応するとともに、住民に対して防犯に関する情報を提供して、注意喚起を行い、被害等の拡大防止を図るものとする。

- (ウ) 参 考（須崎警察署の任務等）

a 任 務

災害発生に際しては、県民の生命・財産の保護及び被災地の治安を維持することを任務とする。

b 主要な活動等

- (a) 災害情報の収集伝達
- (b) 被災地住民の避難誘導
- (c) 負傷者等の救出、救護及び行方不明者の搜索
- (d) 被災者の救出、行方不明者の手配及び搜索の協力
- (e) 交通混乱の防止、避難道路、緊急交通路確保等の交通規制措置
- (f) 遺体の検視、身元確認
- (g) 住民の不安の解消を図るための広報、相談受理等の諸対策
- (h) 被災地、避難地域、指定避難所及び重要施設の警戒警備
- (i) 県、市町村関係機関の行う災害救助及び復旧活動に対する支援・協力
- (j) その他必要な警察活動

イ 火災予防等

- (ア) 須崎消防署及び消防団の協力を受けての対応を基本とするものとする。

- (イ) 状況により、防災行政無線、市職員等による巡回や注意喚起等の手段により、住民等に火災予防等について連絡し、火災の発生、又は発生時の拡大防止を図るものとする。

第21節 災害情報等連絡

1 全般

「災害発生時における須崎市と須崎市内郵便局の協力に関する協定」に基づき、須崎市内郵便局（以下、「郵便局」という。）が保有する各種ネットワーク、災害対策のため運用が可能な範囲での住民の避難等情報、その他の郵便局機能等を活用して、住民の安否情報の掌握・発信の拡充、災害対策上必要な情報収集及び広報力の強化を図るとともに被災者生活基盤の安定を図るものとする。

2 郵便局への協力要請等

- (1) 被災者の避難所開設状況の情報提供
- (2) 被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の相互の情報提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時の郵便業務における災害特別事務取扱及び援護対策の実施
 - ア 災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - イ 被災者が送付する郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金に係る郵便物の料金免除
- (5) 郵便局が業務実施間に発見等した道路状況の情報提供
- (6) 避難所における臨時郵便差出箱の設置、
- (7) 避難所における郵便局職員による郵便物の取集、交付等業務
- (8) 避難所における避難者情報確認シート（避難先届）、又は転居届の配布・回収業務
- (9) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

第22節 文教対策

1 全般

- (1) 風水害等の災害発生時における児童・生徒等の安全確保及び教育活動の中断を防止するため、被害を受けた文教施設の迅速な応急復旧、応急的教育施設の確保、応急教育の実施措置等の必要な対策についての措置を以下のとおり定めるものとする。
- (2) 教育委員会が定める「教育委員会災害対応マニュアル」に基づき、学校ごとに地域の実情にあった「学校危機管理マニュアル」を作成し危機管理体制の確立を図るものとする。

2 措置等

- (1) 初動対応
 - ア 児童・生徒在校時の災害発生
 - (ア) 児童・生徒及び教職員の安全対策
 - (イ) 施設の被害拡大防止のための応急対策
 - (ウ) 保護者等との連絡、教育委員会との連携
 - イ 児童・生徒不在時の災害発生
 - (ア) 施設の被害状況の把握及び被害拡大防止のための応急対策
 - (イ) 児童・生徒及び教職員の安否確認
 - (ウ) 教育委員会との連携

- (2) 文教施設の応急復旧
- ア 建物の全壊、半壊を問わず重大な被害（浸水による被害を含む。）を受けた場合は、実情を調査し、校舎再建、仮校舎建設等の計画を定め、その具体化を図るものとする。
 - イ 復旧を要する被害を受けた場合は、被害の程度を十分調査し、補修等の措置を行う。
 - ウ 各施設でPTA、地元等で復旧可能な被害については協力を求めるものとする。
- (3) 応急的教育施設の確保
- ア 校舎が使用不能の場合は、その再建及び仮校舎建築まで他の教育施設の余剰教室及び公共施設を臨時的に使用するものとする。
 - イ 校舎が一部使用不能の場合で、他の施設に余裕がない場合は、2部授業を行い、教育を中断しないように努めるものとする。
- (4) 応急教育の実施
- ア 被害の程度によって臨時休校の措置をとり、対応策として夏休み等の振替授業により授業時間を確保するものとする。
 - イ 特定地域が災害を受け、登校不能となった場合は、必要に応じて分散授業を実施する。
 - ウ 教育環境の悪化により、教育効果が低下することのないよう補習授業等を適宜実施する。
 - エ その他必要な場合には、計画を作成するものとする。
- (5) 災害発生時における臨時休校
- 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）により、校長が行うものとする。
- (6) 教材・教員の確保
- ア 教科書の調達は、校長の調査報告に基づき、教育委員会で実施するものとする。
 - イ 他の教材及び教具は、取扱い業者を通じて調達するものとする。
- (7) 学校給食
- ア 学校給食施設及び設備が被災した場合は、速やかに応急処理を行い、給食の実施に努めるものとする。
 - イ 学校が地域住民の指定避難所等として使用される場合は、学校給食施設及び設備を被災者等の炊出し用に供されることが予想されるため、学校給食との調整に留意するものとする。
- (8) 学校が指定避難所等として設置された場合
- ア 学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努めるものとする。
 - イ 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について、本市と必要な協議を行い対応するものとする。
- (9) 文化財の応急対策
- ア 所有者、又は管理者は、早急に被害状況を把握して被災状況を報告するとともに、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置をとるものとする。
 - イ 半壊状態で倒壊危険があるもののうち、建造物については支柱の設置等の応急補強対策を講じ、搬出可能な美術工芸品等については安全な場所に収納するよう指導するものとする。
 - ウ 国・県の文化財保護に携わる部署及び関係団体と密接に連絡を取り、有効かつ適切な対策が行われるよう留意するものとする。

第23節 電力応急対策

1 全般

四国電力株式会社及び四国電力送配電株式会社（以下、「四国電力等」という。）の協力等により、早急な電力の回復に努めるとともに、指定避難所等の予備電力の確立等のため、以下の措置等を実施するものとする。

2 措置等

(1) 平時

- ア 早期に停電等の地域を把握するため、四国電力等が提供する各種情報等の入手等手段を掌握するものとする。
- イ 広範囲、長期間の停電に備え、指定避難所等单位に予備電源を確保するため、機材等の購入、レンタル等業者との協定等を推進するものとする。

(2) 災害（停電）時

- ア 必要に応じ、四国電力等に連絡し、停電の早期復旧を促すとともに、指定避難所等单位の電力確保のため、協定等を終了した場合の業者への依頼、市内燃料スタンド等からの機材に使用する燃料調達業務等を速やかに実施して、停電に伴う住民等の混乱等拡大防止に努めるものとする。
- イ 状況により、本市独自で予備電力等の確保が困難な場合は、県等に対して要望する等、所要の予備電力確保に努めるものとする。
- ウ 必要に応じ、住民等の停電に伴う恐怖心等の払拭を図るため、防災行政無線、市職員等による巡回街宣により、停電の地域及び復旧の時期等を伝達することに努めるものとする。
- エ 上記に併せ、断線等による危害防止、停電復旧における火災発生等について注意を促すものとする。

第24節 農林水産業等対策

1 全般

- (1) 大規模な風水害等により農地や農作物、農業用施設、水産漁業施設等に多大な被害が出ることを予測される。
- (2) 上記を踏まえ、災害時には県、農林水産業関係団体等と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに、被災した施設等の機能を回復するための応急対策について、以下の措置等を定めるものとする。

2 措置等

(1) 被害状況の把握

大規模な災害が発生した場合、直ちに、農作物や農地、畜産、農業用施設、漁船、水産漁業施設等の被害状況を農林水産業関係団体等の協力を受けて、速やかに把握するものとする。

(2) 施設管理者による緊急点検等

- ア 農業用施設、水産漁業用施設等の施設管理者は、風水害等による被害が発生した場合、直ちに巡回等を実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行うものとする。
- イ 危険箇所が認められ場合は、本市及び関係機関等へ連絡するとともに、付近住民に対する避難のための指示等、適切な避難誘導を実施するものとする。

(3) 報告等

把握した被害状況は、担当班長が取りまとめ、対策本部に報告するとともに、県へ報告するものとする。

第25節 商工業等対策

1 全般

- (1) 風水害等の災害による商工業の被害調査を早期に実施し、食料や生活関連物資等の安定供給を図るものとする。

- (2) 災害復旧のための労働者確保、被災商工業者への融資対策等の早期実施により、経済の安定を図るための応急対策について、以下の措置等を定めるものとする。

2 措置等

(1) 被害状況の調査

- ア 緊急時において食料や生活関連物資等の安定確保に資するため、緊急に当該物資の製造、流通に関わる主要事業所の被害状況の調査を実施するものとする。
- イ 災害融資対策等の事後の災害復旧に資するため、災害を受けた全ての事業所について被害状況を調査するものとする。

(2) 雇用対策

- 災害復旧に関わる建設業等の労働者が不足した場合には、公共職業安定所と連携を図り、確保に努めるものとする。

第26節 災害に対する広報活動

1 全般

災害時における広報は、人心の安定と社会秩序の維持を図るうえで非常に重要であり、報道機関及び住民に対し、被害状況、その他災害に関する情報等を迅速かつ的確に周知するための応急対策について、以下の措置等を定めるものとする。

2 措置等

(1) 住民に対する広報

- ア 災害が発生し、又は発生が予想される場合は、防災行政無線、広報車、報道機関、住民組織等を通じて、以下の事項を広報するものとする。

イ 広報すべき事項

- (ア) 防災関係機関の体制及び活動状況
- (イ) 被害状況の概要
- (ウ) 気象及び災害情報
- (エ) 住民に対する協力要請、災害防止等に必要な注意事項
- (オ) 応急対策の実施状況
- (カ) 所要の注意喚起及び避難情報
- (キ) 指定避難所の状況等
- (ク) 交通状況
- (ケ) その他必要と認める事項

(2) 報道機関に対する発表及び依頼

災害状況について適宜報道機関に発表するとともに、住民に対する避難情報等、特に周知徹底の必要のある事項については、速報を依頼するものとする。

(3) 避難住民に対する広報

- ア 災害情報、生活情報等の情報伝達体制の整備を図るものとする。
- イ 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者及び所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達を行うものとする。
- ウ 指定避難所を利用する被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報は、紙媒体で情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(4) 広報資料の作成

情報・通信班は、各部と緊密な連絡を図り、災害状況及び応急処置の状況等の報告資料を写真、ビデオ等を中心に収集、作成するものとする。

第27節 自発的支援の受け入れ

1 全般

災害時のボランティアや義援金といった自発的な支援は、被災者の心身の大きな力となるとともに、被災地での生活の維持、再建等において重要な役割を果たすものであり、受け入れ等について、以下の措置等を定めるものとする。

2 措置等

(1) ボランティアの受け入れ等

ア 本市の要請に基づき、須崎市社会福祉協議会が開設するボランティアセンターにおいて、円滑な受入業務を実施するものとする。

イ ボランティアセンター運営等業務においては、本市と須崎市社会福祉協議会の連携を保持しつつ実施するものとする。

(2) 義援金等の受け入れ

ア 義援金

(ア) 迅速に受け入れ窓口を開設し、報道機関の協力を受けて周知するものとする。

(イ) 義援金募集团体及び配分委員会を組織して、公平かつ迅速な配分を実施するものとする。

イ 義援物資

(ア) 被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を受けて周知するものとする。

(イ) 寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布するものとする。

(ウ) 品名を明示する等、梱包に際して、被災地における円滑かつ迅速な仕分け及び配送に十分配慮した方法に努めるものとする。

第4章 災害復旧・復興対策の大綱

第1節 災害復旧

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、迅速な原状復旧を目標とするか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目標とするかについて早急に検討し、復興の基本方針を決定するものとする。

(2) 必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。

2 計画的な復旧・復興

(1) 被災地の復旧・復興にあたっては、住民の意向を尊重しつつ、計画的に行うものとする。

(2) 男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場面、組織の編成等において女性の参画を促すとともに、配慮に留意するため、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

3 財政的措置等

応急対策、復旧・復興において、多大な費用を要することから、国、県等に必要な財政支援を求めるものとする。

4 被災施設の復旧等

(1) 全般

ア 被災施設の復旧にあたっては、県及び他市町村との広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。

- イ 施設の原形復旧に併せ、被害の再発防止を考慮しつつ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について留意した計画を策定し、早期の復旧を図るものとする。
- (2) 復旧事業計画の策定及び復旧事業実施
 - ア 災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査及び検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成するものとする。
 - イ 原状復旧を基本としつつも被害等の再発防止の観点から、可能な限り改良された復旧を目標に計画する等、復興を見据えたものとする。
 - ウ 被災施設の重要度及び被災状況を踏まえた、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図るものとする。
 - エ 事業規模、難易度等を勘案して、迅速、かつ円滑な事業を推進するものとする。
 - オ 環境汚染の未然防止等、住民の健康管理に配慮した事業を実施するものとする。
 - カ 事業の実施にあたり、ライフライン事業者とも十分に連携を図るものとする。
- (3) 公共施設の災害復旧事業計画の種類等
 - ア 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ア) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (イ) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ウ) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (エ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (オ) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - (カ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - (キ) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ク) 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ケ) 漁港関係公共土木施設災害復旧事業計画
 - (コ) 公園公共土木施設災害復旧事業計画
 - (サ) 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - ウ 都市施設災害復旧事業計画
 - エ 上水道施設災害復旧事業計画
 - オ 社会福祉施設災害復旧事業計画
 - カ 公立学校施設災害復旧事業計画
 - キ 公営住宅災害復旧事業計画
 - ク 公立医療施設災害復旧事業計画
 - ケ その他の災害復旧事業計画
- (4) 激甚災害の指定
 - ア 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査及び把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じるものとする。
 - イ 激甚災害指定基準、又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県に報告するものとする。
 - ウ 県が実施する調査等に協力するものとする。
- (5) 緊急災害査定促進
 - 災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努めるものとする。
- (6) 緊急融資等の確保
 - ア 災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債、短期融資の導入、基金の活用及び地方交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じるものとする。

イ 本市において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図るものとする。

(7) 生活の安定確保計画

ア 全般

(ア) 個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 災害により被害を受けた住民が、被災から速やかな再起を図るため、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じるものとする。

(ロ) 被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組である「災害ケースマネジメント」の実施体制や計画等の整備を推進するものとする。

イ 被災者の生活確保

(ア) 被災者、住民、報道機関、国、地方公共団体等から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確及び迅速に応えるため、以下の措置等を講じるものとする。

(1) 措置等

a 被災者のための相談所を庁舎、支所、指定避難所等に設置して苦情、又は要望事項等を聴取し、その解決を図るものとする。

b 解決が困難なものは、その内容を関係機関に連絡する等して速やかな対応を図るものとする。

c 県及びその他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立するものとする。

d 通訳ボランティア等の協力を受けて、外国人に対する相談体制を確立するものとする。

ウ 罹災証明の発行

(ア) 全般

災害が発生し、被災した住民等がある場合は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和7年7月内閣府（防災担当）」に基づき、被災世帯調査を実施し、罹災者台帳を作成するとともに、これを基に、罹災証明書を発行するものとする。

(イ) 被災世帯調査の実施

a 生活再建支援部（罹災証明運用班）は、被災世帯調査を実施し、調査結果を罹災者台帳としてとりまとめるものとする。

b 調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は、学識経験者等の協力を受ける等、客観的な調査に努めるものとする。

(ロ) 罹災証明の発行

a 罹災者台帳に基づき、住民からの要望に応じて、罹災証明書を発行するものとする。

b 被災世帯が多数で迅速な対応が困難な場合は、各部の協力を受けるものとする。

c 罹災証明書の発行は、庁舎等に罹災証明発行窓口を設置して行うものとし、関係部署と協力して、十分な発行体制をとるものとする。

エ 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第33号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行うものとする。

オ 被災者生活再建支援制度の活用

(ア) 災害により、その居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施するものとする。

- (イ) 申請書類は本市が窓口となり、支給に関する事務については県を通じて実施するものとする。
- (ウ) 申請を迅速かつ的確に処理するための体制の整備等を図るものとする。
- カ 租税の徴収猶予及び減免等
被災した納税義務者、又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は須崎市税条例（昭和30年条例第35号）により、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予、減免等それぞれの事態に対応して、適切な措置を講じるものとする。
- キ 住宅資金等の貸付け
(ア) 県及び本市は、災害により住居、家財等に被害を受けた住民（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金に関する広報活動を実施するものとする。
(イ) 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施するものとする。
- ク 住宅の再建
(ア) 災害により、居住していた住宅を喪失した住民のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設及び補修により、住居の確保を図るものとする。
(イ) 本市は、滅失、又は焼失した住宅が、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して、県及び国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成するものとする。
- ケ 農林漁業制度金融の確保
(ア) 災害により、損失を受けた農林漁業者等に対し、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融通並びに既往貸付期限の延長措置等について、指導及びあっせんを行うものとする。
(イ) 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）」に基づく利子補給を行い、農林漁業の生産力の維持増進及び経営の安定を図るための措置を講じるものとする。
- コ 中小企業融資の確保
被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるようにするための措置を講じるものとする。

第2節 災害復興

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、都市構造及び産業基盤の改変を伴い、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図りつつ、計画的に復興を進めるものとする。
- (2) 復興計画の迅速、的確な作成と遂行のための体制整備を行うものとする。

2 災害に強いまちづくり

- (1) 災害に強く、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した災害に強いまちづくりを実施するものとする。
- (2) 将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を得ることに努めるとともに、障害者、高齢者、女性等の意見が反映される環境等の整備に留意するものとする。
- (3) 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するものとする。

- (4) 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。
- (5) 災害に強いまちづくりにあたっては、必要に応じ、避難路、避難地、幹線道路、都市公園等の骨格的な都市基盤整備施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの耐震化等、建築物及び公共施設の耐震化・不燃化等を基本的な目標とするものとする。
- (6) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、業務等予定及び計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を住民に対して行うものとする。
- (7) 災害時の円滑な復旧対策には、一筆ごとの土地の境界の正確な位置について、現地復元の能力がある地図の整備が必要であるため、現地復元能力のある地図を整備する地籍調査を完了する方針で取り組むものとする。
- (8) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じて事業者等に対して、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう指導等するものとする。
- (9) 復興計画の作成は、地域のコミュニティの維持、回復及び再構築に十分に配慮するものとする。

第5章 特殊災害対策の大綱

第1節 流出油災害対策

1 陸上施設事故対策

(1) 全般

流出油事故に対する措置は、個々の状況（場所、流出量、油の種類、風向、風速、周囲の状況等）に応じ適切な方法で考えるべきであるが、一般的には以下により処理等するものとする。

(2) 処理等

ア 事故原因者の措置

- (ア) 流出量を最小限に止めるための迅速かつ的確な措置
 - (イ) 関係機関への通報
 - (ウ) 引火防止と延焼防止の警戒措置
 - (エ) 既に燃焼している場合は、延焼防止の措置、消火作業、周囲の人命、財産の救助保護に対する適切な措置
 - (オ) 拡散防止
 - (カ) 流出油の回収除去
 - (キ) 近隣施設への応援要請
 - (ク) その他必要な措置

イ 本市の措置

(ア) 全般

- a 陸上施設事故により流出油災害が発生した場合は、災害の態様、規模を勘案し、災害対策を迅速かつ確に実施するため、災対本部を設置する。
 - b 災害の態様、規模等により災対本部設置前においては、市役所内関係部課等において、適切な措置を講じるものとする。
- (イ) 本市における一般的な処理等
- a 事故原因者、その他関係機関等との連絡調整及び指導
 - b 災害の拡大防止のための活動
 - c 死傷者等の救出収容
 - d 警戒区域の指定
 - e 広報活動及び避難の指示
 - f 他市町村への応援要請

g その他必要な措置

ウ 県の措置

- (ア) 事故原因者、その他関係機関等との連絡調整及び指導
- (イ) 他市町村長に対する応援出動の指示
- (ウ) 他府県への応援要請
- (エ) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (オ) その他必要な措置

エ 警察の措置

- (ア) 災害の拡大防止及び犯罪防止等の警戒警備
- (イ) 死傷者の身元確認とその救出協力
- (ウ) 避難誘導及び警戒区域の設定
- (エ) 交通規制及び交通整理
- (オ) 災害の波及防止及び災害応急措置等の援助協力
- (カ) その他必要な措置

2 海上流出油事故対策

(1) 全般

タンカーの事故等により、大量の油の流出及び油火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その海域における船舶の安全確保、周辺港湾・沿岸地域の人命、財産の保護及び海上汚染の防止を図るため、高知県排出油等防除協議会（会長：高知海上保安部長）との緊密な連携を図りつつ、有効適切な防除活動を推進するとともに、高幡地区排出油等防除計画による応援活動を適切に実施する等、災害波及の防止及び被害の軽減を図るための応急対策等を以下のとおり定めるものとする。

(2) 応急対策等

ア 海上流出油事故が発生した場合、災害対策を迅速かつ的確に実施するため、災対本部を設置し、情報の収集、応急対策の策定・調整、関係機関に対する協力要請等を行うものとする。

イ 災害の態様、規模等により、災対本部設置前においては、市関係部課等において、それぞれ応急対策を講じるものとする。

ウ 沿岸警戒

流出油による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、関係機関は必要に応じ、当該地域における現場警戒に従事するものとする。

エ 本市における流出油の処理等

- (ア) 人命の救助、救援作業
- (イ) 消火作業
- (ウ) 流出油の処理作業

(3) 費用

油流出事故対策に要した費用は、現行関係法により処理できるものは現行関係法により、その他のものは、事故原因者と応急対策実施機関が協議し、負担等を決定するものとする。

資料1 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域内の避難促進施設一覧表

番号	施設等名	所在地	分類	警戒区域等	
				土砂災害警戒区域	洪水浸水想定区域
1	上分保育園	上分甲2番地2	保育所	○	
2	安和保育園	安和665番地2	保育所	○	
3	須崎保育園	東糺町2番28号	保育所	○	
4	大間保育園	山手町6番14号	保育所	○	
5	おひさま保育園	吾井郷乙1917番地1	保育所	○	
6	吾桑保育園	吾井郷乙520番地	保育所	○	
7	浦ノ内保育園	浦ノ内東分168-186	保育所		○
8	日本キリスト教団須崎教会附属須崎幼稚園	東古市町1番8号	幼稚園	○	
9	上分小学校	上分甲90番地1	学校	○	○
10	安和小学校	安和206番地	学校	○	
11	新荘小学校	下分甲584番地1	学校	○	○
12	須崎小学校	東糺町2番9号	学校	○	
13	多ノ郷小学校	吾井郷乙1909番地2	学校	○	
14	南小学校	大谷208番地1	学校	○	
15	浦ノ内小学校	浦ノ内東分2001番地1	学校	○	○
16	吾桑小学校	吾井郷乙488-1	学校		○
17	上分中学校	上分甲87番地1	学校	○	○
18	南中学校	大谷208番地1	学校	○	
19	朝ヶ丘中学校	吾井郷乙1818番地	学校	○	
20	浦ノ内中学校	浦ノ内東分24番地1	学校	○	
21	須崎中学校	下分甲316	学校		○
22	高知県立須崎総合高校	多ノ郷甲4167番地3	学校	○	
23	学校法人 明德義塾中学・高等学校	浦ノ内下中山160	学校	○	
24	特別養護老人ホーム 清流荘 老人デイサービスセンター 清流の家	上分丙1758-2 上分丙1758-8	社会福祉	○	
25	須崎市老人デイサービスセンター 山ももの家 生活介護事業所 山ももの家 社会就労センター 山ももの家	安和216-1	社会福祉	○	
26	有料老人ホーム くりの家 デイサービス くりの木	安和1201-54	社会福祉	○	
27	グループホーム やまざくらの里	安和693	社会福祉	○	
28	老人デイサービスセンター しろやま	鍛冶町2-10	社会福祉	○	
29	通所介護事業所 楽リハ	多ノ郷甲1069-8	社会福祉	○	
30	シルバーホーム おおの郷	多ノ郷甲1136-2	社会福祉	○	
31	多機能型事業所 STEP ONE	多ノ郷甲5483番地5	社会福祉	○	
32	グループホーム リッシュ	大間西町14番8号	社会福祉	○	
33	デイサービス ひかり	大谷551	社会福祉	○	
34	リハビリデイサービス 元気屋本舗	吾井郷乙1739-1	社会福祉	○	
35	就労支援センター「らいふ」	吾井郷乙1834-4	社会福祉	○	
36	有料老人ホーム どんぐりハウス	吾井郷乙1909-3	社会福祉	○	
37	デイサービスセンター どんぐりの里2	吾井郷乙1909-3	社会福祉	○	
38	有料老人ホーム どんぐりホーム	吾井郷乙2298-14	社会福祉	○	
39	須崎市老人デイサービスセンター ばんだ湯の香荘	桑田山乙1173-1	社会福祉	○	
40	老人保健施設 暖流 介護老人保健施設 暖流	緑町4-30	社会福祉		○
41	グループホーム 新荘の里	下分甲606-3	社会福祉		○
42	グループホーム くすのき	西崎町8-4-1	社会福祉		○
43	老人デイサービスセンターよこなみ	浦ノ内東分168-194	社会福祉		○
44	有料老人ホームオリーブホーム オリーブホームデイサービスセンター	桐間南33	社会福祉		○
45	有料老人ホームベテルホームすさき ベテルホームすさきデイサービスセンター	桐間南15	社会福祉		○
46	デイサービス しいの実	大間本町16-30	社会福祉		○
47	ケアハウスすさき	多ノ郷甲562-1	社会福祉		○
48	ホームまあがる	多ノ郷甲976-1	社会福祉		○

49	デイサービス ハレ	大間本町7-10	社会福祉		○
50	リハビリデイサービス元気屋本舗	吾井郷乙1739-1	社会福祉		○
51	COMPASS発達支援センター須崎	緑町9-27	社会福祉		○
52	須崎くろしお病院	緑町4-30	医療施設		○
53	北川眼科	緑町1-1	医療施設		○
54	中山整形外科	妙見町9-10	医療施設		○
55	もりはた小児科	緑町90	医療施設		○
56	浦ノ内診療所	浦ノ内東分168-11	医療施設		○
57	田村歯科診療所	鍛冶町6-30	歯科施設	○	
58	福島歯科医院	青木町6-5	歯科施設	○	
59	野中歯科	西崎町7-26	歯科施設		○
60	まるとみ歯科	西町2丁目180-1	歯科施設		○
61	吉野歯科	大間東町188	歯科施設		○
62	たかはし歯科	大間東町1-7	歯科施設		○

*1・2・3・4： 同一施設等管理者

資料2 指定避難所一覧表

番号	指定避難所（施設等名）	所在地	電話
1	上分小学校	上分甲90-1	0889-46-0111
2	上分公民館	上分丙344-2	0889-46-0330
3	新荘小学校	下分甲584-1	0889-42-0079
4	安和市民交流会館	安和660-2	-
5	須崎公民館	南古市町6-3	0889-42-2338
6	人権交流センター	栄町8-32	0889-42-1420
7	市民文化会館	新町2丁目7-15	0889-43-2911
8	須崎市総合保健福祉センター	山手町1-7	0889-42-2311
9	多ノ郷公民館	大間本町15-22	0889-42-3102
10	おひさま保育園	吾井郷乙1917番地1	0889-59-0550
11	須崎自動車学校	多ノ郷甲4481	0889-42-0655
12	妙見山交流会館	妙見町9-1	-
13	朝ヶ丘中学校	吾井郷乙1818	0889-42-1864
14	吾桑公民館	吾井郷乙497-1	0889-45-0525
15	大谷漁業協同組合	大谷235-52	0889-47-0211
16	南公民館	大谷206-1	0889-47-0624
17	浦ノ内小学校	浦ノ内東分2001-1	0889-49-0421
18	浦ノ内市民交流会館	浦ノ内東分168-32	0889-49-0311
19	浦ノ内東部コミュニティセンター	浦ノ内塩間49-3	088-857-0011
20	須崎市立スポーツセンター	浦ノ内東分2688	0889-42-0200
21	高知県漁業協同組合 池ノ浦支所	浦ノ内福良226-4	088-856-1947

資料3 指定福祉避難所一覧表

番号	指定避難所（施設等名）	所在地	電話
1	おひさま保育園	吾井郷乙1917番地1	0889-59-0550
2	学校法人 明德義塾中学・高等学校	浦ノ内下中山160	0888-56-1211
3	須崎市立スポーツセンター よこなみアリーナ	浦ノ内東分2269-4	0889-49-0200
4	須崎市老人デイサービスセンター「清流の家」	上分丙1758番地8	0889-46-0611
5	須崎市老人デイサービスセンター「ばんだ湯の香荘」	桑田山乙1173番地1	0889-40-1605
6	須崎市老人デイサービスセンター 山ももの家	安和216番地1	0889-42-5090
7	デイサービス くりの木	安和1201番地54	0889-40-0551
8	デイサービス どんぐりの里II	吾井郷乙1909番地3	0889-42-8818

資料4 警戒レベルについて（警戒レベルを用いた防災情報の提供）

- 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報（以下、「避難情報等」という。）」を関連付けるものである。
- 「居住者等がとるべき行動」、「避難情報等」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるように、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。
- 居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報等が発令等された場合はもちろんのこと、発令等される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 発令される状況 : 災害発生、又は切迫（必ず発令される情報ではない。） ➤ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ⇒ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 発令される状況 : 災害のおそれ高い。 ➤ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ⇒ 危険な場所から全員避難（立退き避難、又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 発令される状況 : 災害のおそれあり。 ➤ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ⇒ 高齢者等（*）は、危険な場所から避難（立退き避難、又は屋内安全確保）する。 * 避難を完了させるのに時間を要する在宅、又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ⇒ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控える等、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 発表される状況 : 気象状況悪化 ➤ 居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ⇒ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意する等、避難に備え自らの避難行動を確認
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 発表される状況 : 今後気象状況悪化のおそれ ➤ 居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ⇒ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

資料5 医療救護所一覧表

番号	医療救護所（施設等名）	所在地	電話
1	須崎市総合保健福祉センター（1階集団検診室）	山手町1番7号	0889-42-2311
2	須崎市立朝ヶ丘中学校（多目的ホール）	吾井郷乙1818	0889-42-1864
3	須崎市立上分小中学校（1階教室）	上分甲87-1	0889-46-0111